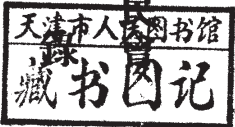
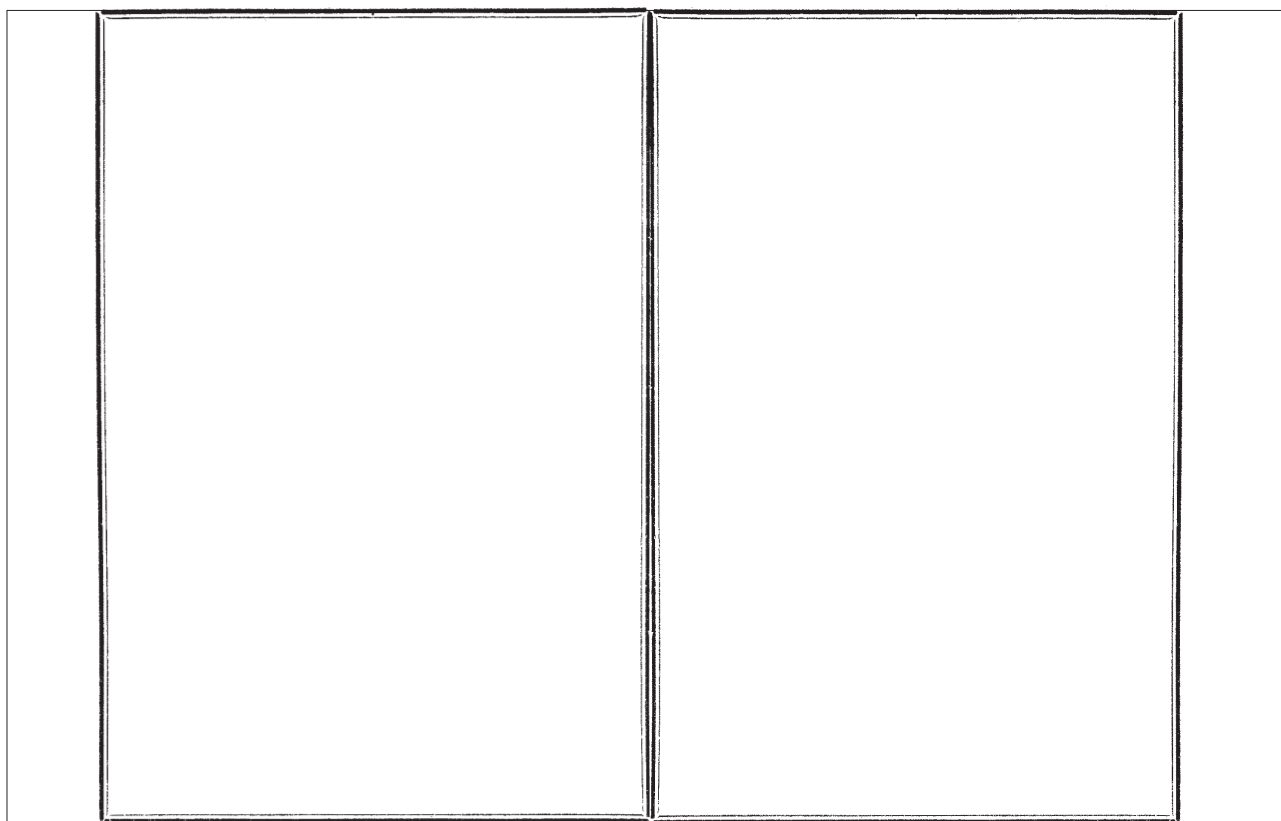
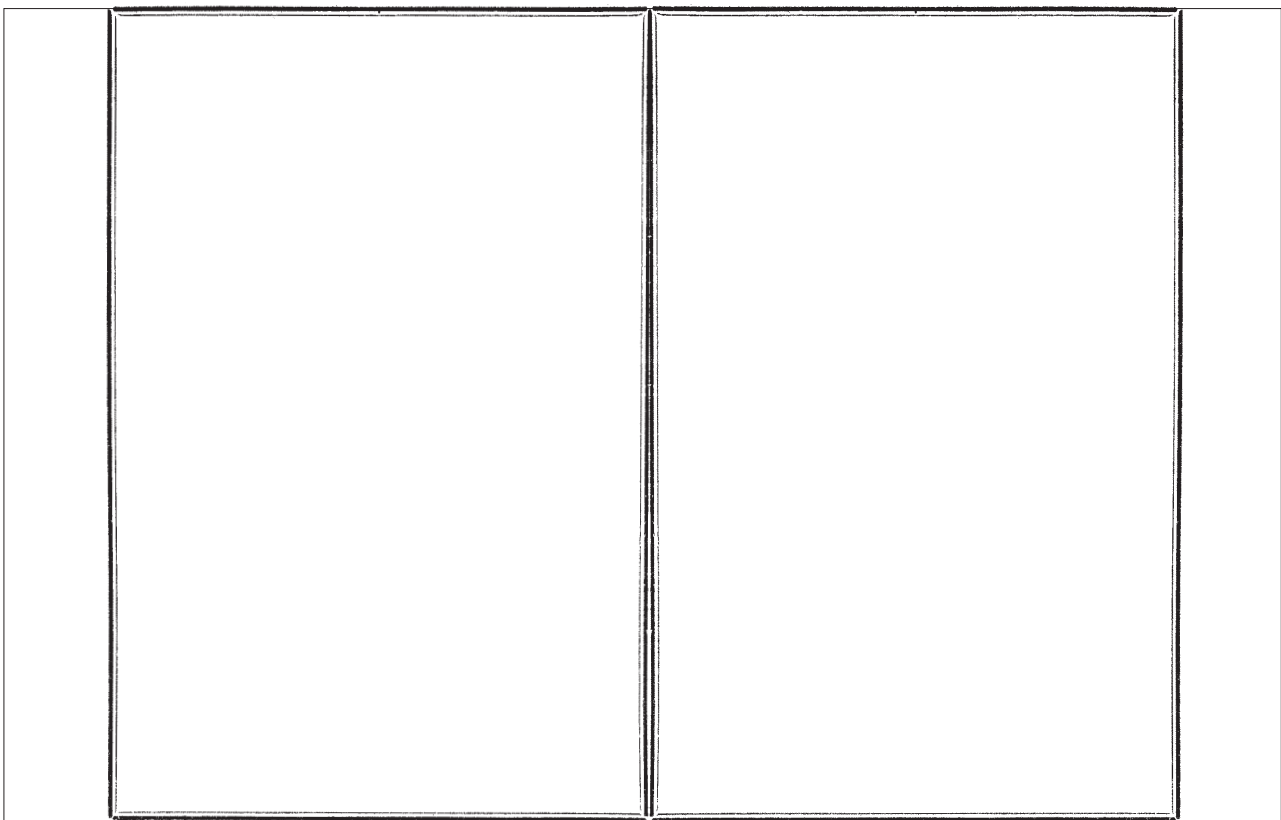


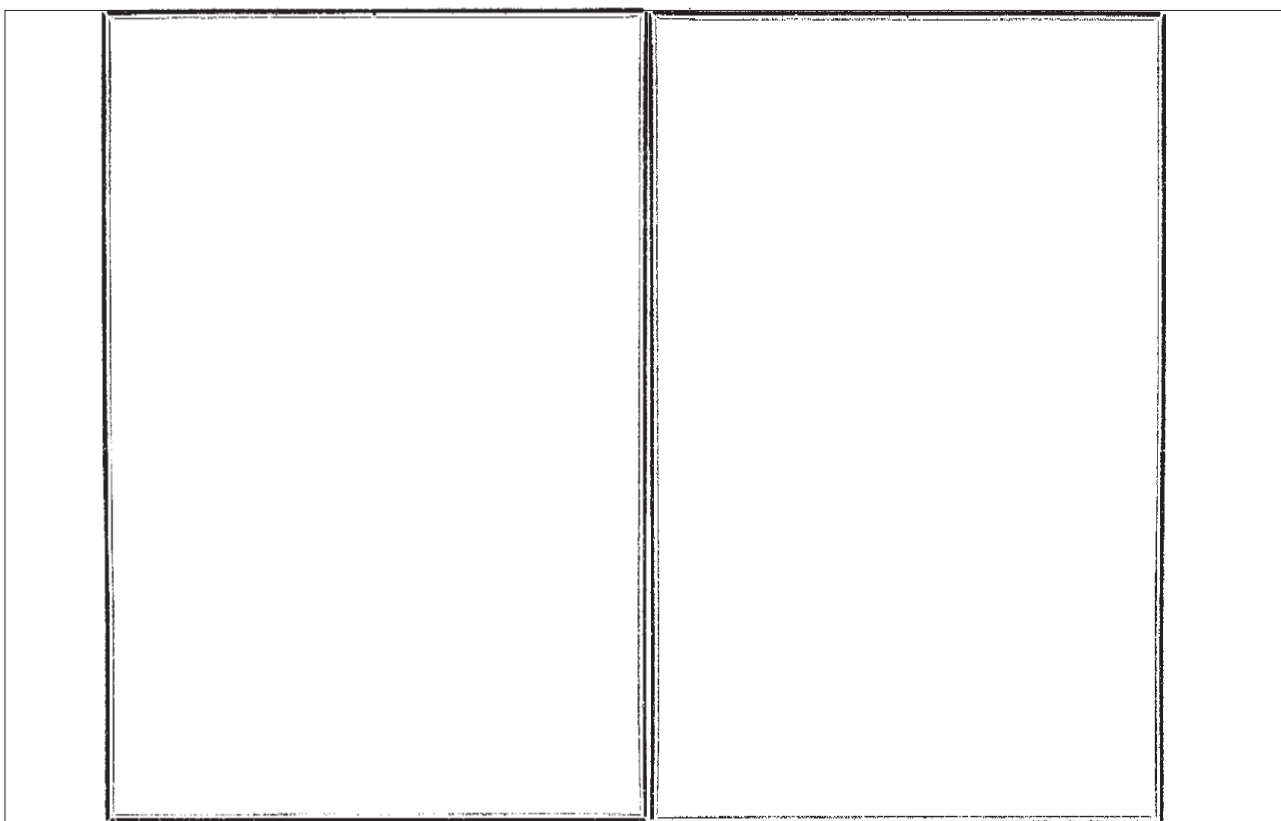
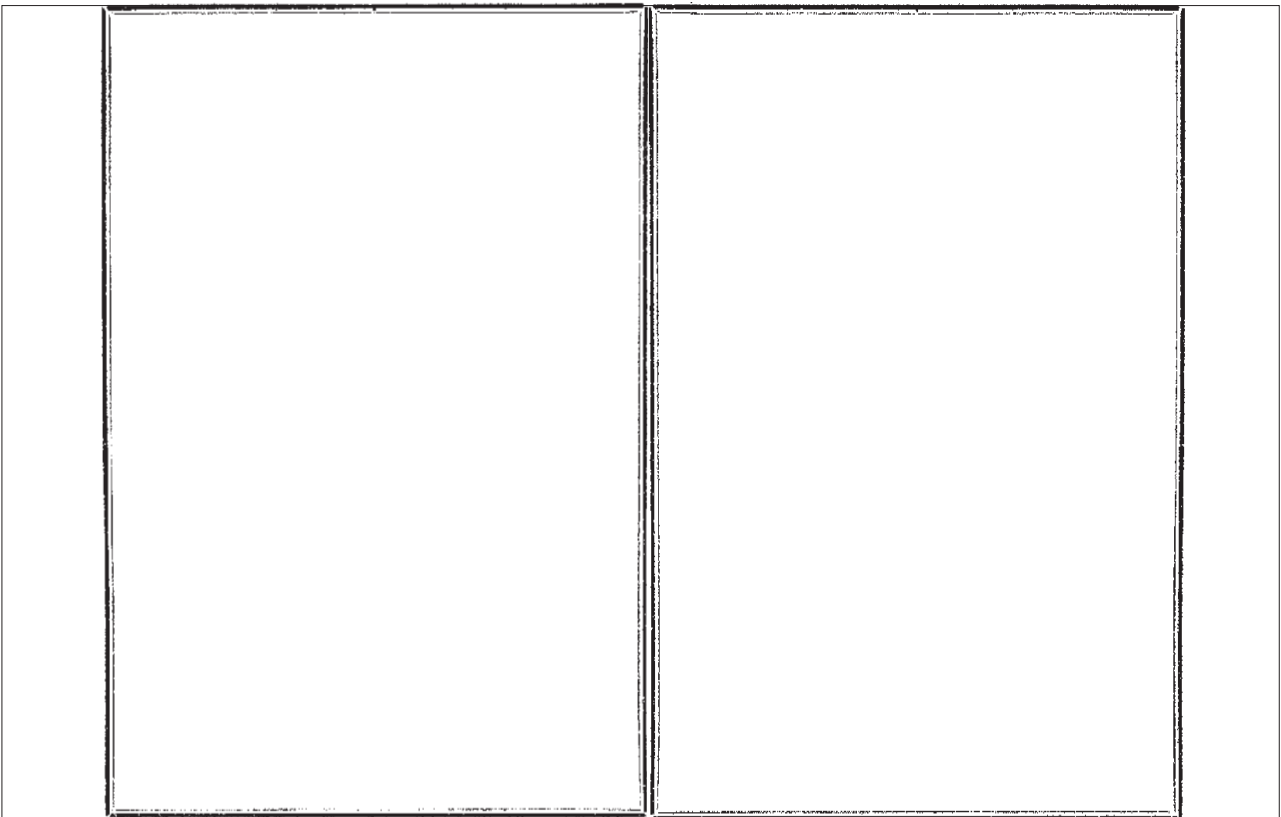
議事速記錄第六十九號

昭和十三年第三十一次居留民會
通常會議事速記



天津居留民團





昭和十三年第三十一次居留民會通常會議事速記録

昭和十三年三月二十七日
於 公 會 堂

(第一日)

一、報告

一、民團會計検査報告

二、昭和十二年居留民團事務報告

議 事 日 程

- 第一、昭和十一年度居留民團歳入出決算承認ノ件
- 第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件
- 第三、昭和十二年居留民團歳入出追加豫算案
- 第四、昭和十二年居留民團歳入出更正豫算案

- 第五、土地課金條例中改正ノ件
 - 第六、取得課金條例中改正ノ件
 - 第七、特別課金條例中改正ノ件
 - 第八、不動産取得税條例中改正ノ件
 - 第九、衛生費徴収條例中改正ノ件
 - 第十、水道使用條例中改正ノ件
 - 第十一、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件
 - 第十二、退職給與基金特別會計條例制定ノ件
 - 第十三、天津居留民團團長、助役條例中改正ノ件
 - 第十四、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件
 - 第十五、居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件
 - 第十六、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案
 - 第十七、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算案
 - 第十八、昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出豫算案
 - 第十九、昭和十三年度居留民團歳入出總豫算案
 - 第二十、總領事ヨリ諮問ノ件
- 出席議員
佐々木 由太郎 金山喜八郎 小澤 昇 鹿田多三郎 (二十七名)

植前 香 山田 榮治 森川 照太 中村 三雄

佐々木 清一 鹽谷 信治 志村 正三 橋本 磯太

上田 茂 清水 一太郎 八木 忠良 伊丹 關次郎

長野 勳 佐藤 政作 古田 治四郎 野崎 誠近

木下 秀良 遠山 猛雄 岡本 久雄 菊地 新一

龜澤 省朝 早瀬 精一 小瀬 會計主任 以下吏員三十名

白井 民團長 前田 助役 小瀬 會計主任

午後八時開會

○議長(遠山猛雄君)(登壇、拍手) 只今出席議員の數二十一名でございます、定員に達しまし

たから之より開會を致します

議事に入るに先立ちまして、私は茲に一つ皆様にお語りをお願いしたい事があります、夫れは出動

皇軍の御苦勞に對しまして茲に謹んで默禱を捧げたいと思ひます、方法と致しましては、貴

下方が若し御承認下さいますならば御起立を願ひまして一分間の默禱を捧げて頂きたいと存じ

ます、時間が満りましたれば係りの吏員より「終り」と云ふ合圖を申上げる積りでございます

御賛成下さいますか

(一同「賛成」)

御異論は無論ございまいと思ひます

ては一同御起立を願ひます

(一分間默禱)

次に恒例に依りまして監督官より招集の辭がございます、御清聴を願ひます(拍手)

○田中領事(登壇、拍手) 本日第三十一次居留民會が開會されるに方りまして、堀内總領事が

御出席なさる筈でございましたが、急の御用が出来まして今朝北京に出張されましたので私が

代つて御挨拶申し上げます當方面の事態は既に各位が御承知の如く、即ち謬にも申します通り馬

上に於ては殆んど天下を取つたのであります、然し乍ら馬上に於て之を保つといふ事は古來最

大の難事としてあるものであります、當天津に於ける我々在留民は此の馬上に於て得たる成果を

確保する重大なる責任を持つて居ります、此の進展する新事態に即して當天津の飛躍、發展は

正に刮目すべきものであるものであります、此の天津に居る我々在留民の責任は、即ち馬上に於

て得たる天下を確保する重大なる責任が雙肩に掛つて居ります、且つ又此の北支の各奥地各方

面にも更に飛躍する邦人は日に益々數を加へて行くのであります、そして之等の地方には

或は居留民會、延いては居留民團といふ工合に發展して行く事は疑ひも無い事でありまして、此

の核心を爲す當地の居留民團は誠に堅實なる發展を遂げて、之等奥地の居留民會延いては居留

民團の模範とならねばならぬ趨勢であります、此の第三十一次居留民會開催に方りまして

各位に於かれましては日頃の經驗と蘊蓄を傾けて公正且つ嚴肅に各案に付て御審議あられん事

を希望する次第であります

一寸御挨拶申し上げます(拍手)

(5)

○議長（遠山猛雄君）次に私より報告事項二件御報告申し上げます。
昨年四十二次臨時民會に於きまして、出動軍に對し「感謝文贈呈ノ件」を議長に一任されて
ありました、六名の起草委員を御依頼致し慎重に草案を練りまして、昭和十二年十一月二十九
日天津居留民會議長遠山猛雄の名に於て、陸海軍大臣、北支那軍司令官、上海軍々司令官、關
東軍々司令官、聯合艦隊第一、第二司令官、旅順要港部司令官以上閣下各位に對しまして慰
問の文を贈呈致しました、夫れ御鄭重なる御挨拶に接しましたのでございます
起草委員は志村君、龜澤君、眞藤君、岡本君、中村君、鹽谷君、それに正副議長兩名でありま
す、以上「慰問狀ニ關スル件」を御報告申し上げます、更に議員の異動がございましたので申上
げます、民會議員張世萬君が家事上の都合に依りまして、昨年十二月二十六日附辭職の願出が
ありまして、三月二十五日總領事より認可がございましたので之を御報告申し上げます。
以上で報告終り議事に入ります前に、議事録の署名者として早瀬精一君、佐々木清一君御兩名
にお願ひ致します、宜しうございますか………御承知下さいましたか、次に議事日程の
變更に就きまして、豫て印刷に附したものをお手許に差上げて置いた筈でございます、配布浅
れがございませうか
皆さんお手許にございますか
日程を一應書記に讀み上げさせていただきますからして………
○郷野書記
第三十一次居留民會通常會

(6)

日程第一、昭和十一年度居留民團歳入出決算承認ノ件
日程第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件
（「一々讀み上げんども變更の所云ふて下さい」と呼ぶ者あり）
日程第四、昭和十二年度居留民團歳入出更正豫算案の次ぎに第五として「土地課金條例中改正
ノ件」と入れて下さい、それからずつと第五が第六に繰下りまして、一番終りの第十八が結り
第十九になります、其の次ぎに第二十「總領事ヨリ諮問ノ件」と入れて下さい
○古田治四郎君 どうも議長が小さいのか機械が喧ましいのかお話が徹底しません、機械を
止めるか、議長を大きくして頂きたい
○議長（遠山猛雄君）議長は責任かも知れませんが、只今齒が抜けて居りまして………副議長に
代つて貰ひませうか龜澤君に代りませうか
○山田榮治君 續けて下さい
○議長（遠山猛雄君）では報告に入ります
第一、民團會計検査報告
○上田茂君（登壇） 只今から會計検査の結果を御報告申し上げます
昭和十一年度第三、第四期分、並に其の整理期間分及十二年度分の第一期、第二期分を一括致
しまして、私共會計検査委員三人で十一月十一日に帳簿並に證書をそれ〴〵調査致しま
した、一般會計並に特別會計は孰れも違法、違算の出納はございません、茲に御報告申し上げま
す。

(7)

次ぎに皆様にお断り申し上げますのは、爾來會計検査は毎一期毎に行はれて居りましたが、私
共前任者より引継ぎました當時丁度不祥事件の豫審中でありまして、それから間もなく今度の
未曾有の事變に遭遇しましたので、一時民團の事務も停滯の已むなきに至つた様な次第で私共
の會計検査も遺憾乍ら出来兼ねました、以上申し上げます様に一度に一括してやつた次第でござ
います、此の點議員各位の御諒承をお願いしたいのであります、之を以て御報告を終ります
（拍手）
○議長（遠山猛雄君）民團會計検査報告承認
次ぎ昭和十二年度居留民團事務報告説明を願ひます
○民團長（白井忠三君）（登壇） 恒例に依りまして、昭和十二年度事務報告並に十三年度の施政
の大體の方針といつた事を申し上げます
報告に入ります前に、お手許に配布致しました様に、今回の議案其の他に大變校正の漏れがあ
りまして甚だ恐縮致して居りますが、お手許に差上げました正誤表に依つて御訂正願ひます
今一つ速記録の遅れて居ります事でありまして、實はせめて昨年度の通常民會の分丈此の民會前
にお配りしたいと考へて、係りの者を督促して居りましたが、當地に於ける速記者の缺
乏から已むを得ざる方面から已むを得ざる事情で速記者の借用を申し込まれた事が度々ありま
した、三時間位出張して速記致しますと其の翻譯するのに三週間位掛るといふ様な状態で御覽
の様に速記者を二名に増加して居りますが、それにも拘らず時局柄大變遅れました
且つ又印刷所の方面も大變に印刷の仕事が縮減して居りますので、到底短時に澤山の印刷

(8)

物を從來の様に無理なお願ひが出来ない、斯ういつた事情に依りまして速記録が配布が出来ま
せんでしたが、然し速記からの翻譯は出来て居ります、印刷丈が間に合はなかつた次第であり
ますので、何か前通常民會の議事にリファリーなされたいといふ点があります、其の點は翻
譯した分に依つてお答へが出来ると思ひます、正誤の澤山あります事も矢張り印刷所の方の多
忙といふ事から原因して、遅れて充分校正が間に合つて居りません、どうか此の點は御諒承を
お願ひしたいと思ひます
十二年度の事務報告はお手許に配布致しました様に會つて無い大部のものになつて居ります、
之は事變關係の事並に昨年の洪水の防水に關係した記録を將來の參考にせしむる爲に出来る丈
残して置きたい、實は昨年の洪水を迎へました時に、大正六年の大洪水の時の記録が民團に相當
有るだらうと思つて色々探しましたが、しまいところ關係で判りませんでした、孰れにしても
事務報告の方にはさつぱり細かい事が書いてありませんので、昨年の洪水対策を研究するに當
應した譯でございまして本年は昨年の洪水關係の記録や統計を載せて置いた次第であります、
尚又御承知の如く十一月の臨時民會に於きまして、事變關係の事、今申しました防水關係の事
並に民團の財政上に事變が與へましたる色々の影響といつた事は逐一御報告申し上げましたので
これらの點は今回備かに三、四ヶ月前の事でありまして、重ねて繰り返す事は省略させて頂き
たいと思ひます、尚又議案の第二十號に載せられて居ります「總領事ヨリ諮問ノ件」といふ
のがあります、これは既に新聞、其の他に依つて御承知の通り、財團法人共益會を民團に併
合する方が良くはないかといふ御諮問であります、此の御決定は最後に皆さんの御討議に依つ

(9)

て決まる事でございますが、孰れに致しまして此の問題の決定を致しますとすれば、今日併合以前の民團として有つて居る様な條件の點々申し上げて見ても或る點は改革——改めなければならぬやうな結果にもなりますので、孰れ併合が實現すれば近い機會に臨時民會で皆さんにお諮りする事になると思ひます、旁々餘り細かな點に付ての御報告は此の機會には省略させて頂きたいと存じます、そう云つた趣旨で主なる點に付ての御報告を申し上げます、第一は民團の行政地區が外務大臣の告示に依りまして、從來の日本里數二里が三里に擴張されました、一里丈廣くなつたといふ事でありまして、此の實施は來年の一月からでございますが斯ういふ御通知が本省から發りました

第二には昨年の事變突發以來民團が軍の統後のお務めを致して居りました経過であります、最近に於きましては殆んど昨年事變直後にお手傳ひ申し上げましたやうな事は無くなりました、只僅に傷病兵の御慰問に對して各方面からの御慰問金の寄贈等に對してお取り次ぎ、御慰問金として居るといふ程度で、所謂非常時に對しての直接の軍のお手傳ひの事は殆んど終つたと申して差支へないのでございます、又事變の爲に發生致しましたる、民團が居留民各位の食糧を配給致しましたといふ事もつい先日買ひ入れました白米を全部賣却しました事に依つて全然終結致しました、唯民團が配給致しましたのは御承知の如く軍並に總領事館の御諒解の下に犧牲的な値段を以てお配りして居りました爲に、事變中直接の生活費に對しては居留民各位は比較的に安い生活費を支持はれた譯でありましたが、民團の配給が終りましたと共に色々の事情もございまして其大體に於て、市中の物價は昂騰の一步を進めまして自然生活費が高まつて居ります

(10)

ます、斯ういつた方面から非常時局でもありますし、居留民の生活費を出來る丈安くせるといふ意味で何かもう少し民團自らが、主要食糧品の配給を考慮しては如何といふ意見を私迄お申し出の方もあるのですが、然し民團と致しましては輸送の杜絶等といふ理由がありません限り物資の配給等といふ事は民團本來の任務ではありませんから、私は之を此の御希望に應ぜず居るのであります、然し事實が相當の物價騰貴を見て居りますので、願はくば市中一般の小賣商の方々がどうか出來る丈物價を安くする上に於て、御勉強なり、又は出來る丈の御方法を研究されるなりして此の非常時に際する居留民の負擔を軽くするように願ひたいと思ひます

又稍時局と關係のあります防水工事の経過でございますが、之は十一月の民會で御報告申し上げました、以後尙引續き此の上流地方に於ける決潰致しましたる堤防の修復等、軍の御依頼に依りまして十二月の末迄繼續しましたが、其の方の仕事は水結と共に一段落となつたのであります、最近に至りまして「マーチャンキヤネル」馬廐運河——此の馬廐運河が南運河から岐れます所に大きな開門があります、其の開門が戦争に依つて打ち毀されたのであります、之に對する修復を民團に御依頼になられまして、つい數日前からお手傳ひに着手して居ります、元より費用は全部軍がお出し下さるのであります、我々の方は只勢力を御提供申し上げるといふのであります、序に本年の水災に對する豫想といふ事を申し上げるのでございますが、既に新聞にも屢次出ました様に永定河の水量は昨年に比して倍の水量を示して居ります、之は所謂春の雪解けの水であります、昨年は永定河は比較的水量が少なかつた爲に彼の大洪水も余程樂

(11)

てありましたが、本年は昨年に比べて倍量の水が永定河に流れて來まして既に一部の堤防が決潰して天津の西、北側に氾濫を來たしました、更に昨年の氾濫に洪水を加へまして、其の水が白河に流れて來まして、白河の水が最近非常に濁りを加へ、白河が深くなりましたのが幾分かづ、埋る状態になつて居ります、此の形勢は昨年洪水があつたのだから今年は非常に樂になつた、安心だと思つて居りました我々に對しまして必ずしもそうで無い、今年も相當の雨量があるといふような豫感を與へて居ります、これ等の意味から昨日市公署では各國租界の當局を招集しまして、本年の防水の對策を相談したいといふ事で昨日参りまして色々の説明がございしました、具體的にはつきり決まつた事はありませんが、兎に角昨年の大堤防の修復を本年早速に致しますと云ふ事事が昨日決まつたのであります、夫れからこれも此の事變に非常なる影響のある所謂防疫の状態で傳染病豫防の事でありまして、丁度此の頃は例年猩紅熱の流行を見る頃であります、本年は幸に猩紅熱はまだ一人も發生しません、之は昨年の洪水の結果大體に於て濕度が高く乾燥の度が昨年より少い、此の爲に咽喉を害するものが少い爲、從つて猩紅熱の發生を見ないといふ衛生當局のお話であります、然し之に引換へ洪水の影響から夏になつての赤痢コレラとか、秋になつてのチフスといふものは本年は非常に流行がひどからうといふ衛生當局の豫想であります、居留民諸君に對する警報を發しまして、今後夏に向ふに従ひ消化器等の健全を計るやう不衛生の事のない様に努めて頂きたいと存じます、尙序に關聯した問題と致しまして、昨年十一月の臨時民會で申上げて置きました檢査に關聯致しまして、療病院に婦人科の専門のお醫者さんを迎へまして檢査の成績も逐次大變良好効果を擧げて居るといふ事でありま

(12)

す、其の次に申し上げます事は、十一月の民會に於て御報告致しました民團の機構の改革の成績であります、十一月の時にはまだ事變關係の仕事に忙殺されて、改正された機構の成績が果して良かつたか悪かつたかといふ事の結論を申し上げられませんでした、現在に於て漸く今申上げるやうな事變關係の仕事がほぼ終結しました爲に、目的の機構改革に依つて執務致して居りますので、夫れ等に對する成績は段々と上つて居ります、只居留民の増加が非常なる勢ひで増へて居ります爲に一定の定員で果して間に合ふのか、どの程度迄人を増やせば良いかといふ事に付ては今日結論を申し上げる事が出來ません、只機構の組立てが相當を得て居る、從つて此の機構に於て必要程度の人員の整備を計れば民團行政は効果を擧げ得るといふ豫想をば爲し得るのであります、先刻申上げた様に重大な變化が起ると致しますれば、更にもう一段機構の組立てに付て考慮しまして其の上で御協賛を得る事にしたいと思ひます

次に昨年の通常民會に於てお約束しました三種の點に付て御報告したいと思ひます、一つは埠頭の利用法を増進せしむる事に付て十二分の考慮を拂ひたいと申したのであります、御承知の如く事變突發と共に全埠頭が軍の御用になりました民團として一切使用が出來なかつたのでございます、最近に於きまして、郵船會社の食庫の處にスライターの着發が許されませんでしたので一部の利用を致して居りますが、未だ全部活用する事に事情が許されませんでした、此の點は残念に思つて居ります、其の次に民團の仕事として社會施設を考へやうといふのであります、僅に實現したのが職業紹介所のみで生活の改善、思想の善導、保健増進、スポー

(13)

ツの奨励といったやうな事は時局稍まだ一つも手が付いて居りません、之は時局の推移と共に十三年度に於きましては充分に考へたいと存じます、尙今一つ租界内の支那人との連繋と申しますか、民團の行政に關する支那人の理解を深めて相互の關係を結び付けたいといつた希望を申上げて置きましたが、之は矢張り時局關係で租界外に移住された支那人の方も多ク殆んどまだ手を付けて居りませんといつて良い状態であり、然し周囲の状態は御承知の如く政府と政府の間が一大轉向を致しまして十二分なる親善、提携が期待されて居ります今日でありますから、租界内の一局部に於きまして無論此の形勢に順應しまして相互の間の關係を密接に致して置きたい、一大部分ではありますけれども亦外交の上に資するやうな何らかの考慮を加へて行きたいと考へて居ります、其の次の大問題と致しまして議員諸君の御提案でありました民會議員選舉の級別制を撤廢する事に付ての可否を決定する委員會議の組織であります之も時局に依りまして遂に今日迄まだ委員會議の設置すらも出来て居りません事は遺憾でございますが、本年中には民會議員の選舉も行はれる事であるので若し法規上の改正を必要とする場合之に間に合はないといふ時は遺憾でございますから當民會の終了後出来る丈早い機會に委員會議の調査開始をしたいと思ひます、委員會議の構成をどうするかといふ事に付て先日の參事會にも御相談しまして大體の方針を決めて居ります、其の構成方法は先づ民會の正副議長及參事會員、夫れから共益會の理事、監事諸君、前及元民會の正副議長をされた経験の方々、前及元行政委員會長、副會長、又は參事會長、參事會副會長といった方に、新に進出されて來ました紡績會社とか、各工場といった方面の方々を御推薦致しましてそして大體に於て各種業別の代

(14)

表者を網羅しますと申しまして一つ／＼の商賣中例へば貿易業者の代表、船會社の代表、銀行業者の代表といった風に各議員からも代表的の意味で委員を選びまして、更に横斷的に考へましては一級の有権者、二級の有権者の均衡を保つといつたやうな方針の下に入選を致しまして參事會にお諮りして委員の御依頼を致しますと共に、四月中には第一回の委員會議を開會したいと考へて居ります、それから之は必ずしも最近の考へ付てはいたいたが、事變前と雖も北支明瞭化の際に依つて租界内に住宅、事務所の拂底は日に／＼多かつたが、更に最近此の趨勢は非常な勢ひで拂底を告げて居る事は御承知の通りであります、此の意味に於きまして民團でも、領事館の御希望もありまして綜合ビルディングを旭街の一角に建てまして夫れに民團、共益會、此の公會堂といつたものを抱擁する外廣く一般の事務所の不足に充てるといつた計畫を進めて居りますが、大體金を借り入れる先も決め、貸しても良いといふ事ですが、只大藏省が爲替管理の許可をして頂くといふ處迄行つて居りません、此の故に直に決定したとは申上げられませんが多分は十二分なる説明を致しますれば御諒解が得られると思ひます、そう致しました曉には少くも事務所、店舗の不足に對しましては多少の緩和が出来ると思ふのであります、同時に此の建物の跡は公園の擴張といふ事に致しまして茲に兒童の遊園場等を設ける事が適當ではないかと考へて居ります、先日小學校の卒業式にお出での方はお聞きてせうが、私參りまして聞いた事でありますけれども天津兒童の健康状態は甚だ良くないのでございます、極く子供の時には内地の子供に比べて背の高さといひ、胸の周りといひ、體重といひ非常に勝つて居りますが、尋常四、五年生頃になりますと逐次内地の子供に劣つて參りまして小學校の

(15)

卒業生の死亡率に至りましては内地の田舎の小學校の卒業生に比べれば約倍數の死亡率を有つて居ります、東京とか、大阪の都會の小學校のそれは百分の四・八、百分の六・八といふ數ですが、之を以て比へても尙天津の小學生の死亡率が多いのであります、斯ういつた情勢から見まして、天津に於て兒童の體位向上といふ事に付きましては十二分に考慮を拂ふ必要があると存じます、孰れ綜合ビルの計畫に致しまして運動場を設置するといふ事も案を具して後諸君の御協議を経て決定する事ではありますが、當局として考へて居ります事を豫め申上げて置きたいと思ひます、其の次は甚だ尾籠なお話になりますが、汲取便所の改正の事であります、之は昨年チブスの流行と共に軍の衛生當局から短兵急な御要求がありまして昨年中に全部の汲取式を水洗に改造する御要求がありました、之は中々いふ可くして直に行はれないのであります、大體只今調査致しました處に依りますと、日本租界の中にあります戸數が四千八百戸位あるのですが、其の中の二千七百二十四戸は水洗式になつて居ります、汲取式が一千八百三軒あります、處て此の調査の結果驚き入りました事は二百九十八軒といふ約三百戸に近い家が便所がないといふのであります、斯ういふ家が四千八百戸の中に三百戸近くあるのではありません、斯ういつた事は無論チブスとか赤痢とかいつた傳染病の豫防上に寒心すべき状態でありまして是非其の適當の工作を講じまして改造の必要があるものであります、就きまして一番大きな大家さんである建物會社に向つて御意志を尋ねました處、會社側として之を改造するにはどういつた御計畫がありますかといふ事に對して途い最近の御返事に三年以内に改造してしまいたいといふ考へであるとの御返事がありました、建物會社の所有家屋が合計四百九十九

(16)

軒で、水洗式が三百二十九軒、汲取式が一七〇軒であります、一七〇軒といふ戸數を三年掛つて直すといふ事は此の間の詳しい事情を伺つて居りませんが、少し長過ぎるんじゃないかと思ひますのであります、然し其の他の建物會社以外のものもありますが、一千五、六百軒といふものがありますので、之を一年や二年で直せといふ事も無理でありますから監督官廳とも十二分に御協議願ひまして適當な箇所の公布を願ひ、出来る丈早く衛生設備の完備する機に努めたいと考へて居ります、結局色々方面から考へまして、此の激増して參ります居留民の福祉の爲に、民團として考へなければならぬ事はまだ澤山ございますが、冒頭に申上げた様に共益會との併合といふ事が實現されると致しますならば豫算の更正もしなければならぬ、民團機構の改革も再び致さなければならぬ、多分そう云つた事になれば近い内に臨時民會が開かれと思ひます、其の時にもう少し色々の問題に就て詳しい事を申上げて今日この處は之の御報告に留めて置きます、財務關係の事は豫算案並に課金の各改正案を提案して居りますので其の際に申上げて置きます、御質問がございましたらお答へ申上げます
○菊地新一君 只今民團長から幾々事務報告に就て懇切なる御説明を頂きました、其の内に私の前通常民會にお約束した事があるのですが、其の御報告がございません、手許に速記録もございませんので、夫れは他でもございせん
○議長(遠山猛雄君) それは御希望でございますか
○菊地新一君 毎度私が主張して居ります處の、例の水道の件でございます、之を民團經營で以てやられる御意志があるかどうか、といふ事を前通常民會で申上げた處が夫れは私も

(18)

(17)

考へない事はない、水質の事に付ては實は今公園の井戸に依つて調へて居る、其の水質の試験を待つて考へようといふ様な事でありました、でありますから、現在は井水も使つて居るやうであります之に依つて何か考へがあると思ひますがそれを伺ひたいと思ひます、議事の進行上一括して伺ひます、之は希望でございます、只今民團長が社會施設云々と申されましたが御尤もであります、それから北支の情勢の進展に伴ひまして民團と致しまして社會施設といふ事にも多大の關心を持たねばならないと思ひます、それに就て私共が痛切に感じて居る事でありまして此の北支の人口の増加に伴ひ各種の事業の進展に伴ひまして茲に衛生試験所といふ様なものが先づ以て必要ではないかと思ひますのであります、例へて申しますれば衛生方面に於きましては小規模な各施設が療病院の方でやつて居られますが、此の衛生方面を申しますれば豫防衛生といふ方面に於きましての細菌學、それから保健衛生方面の細菌保健衛生であります、其の外上水道、下水道の件、學校方面に於きましては室内の空氣の轉換、小學校兒童の發育狀態、理學の試験では清涼飲料水といふ様な事に付て試験する必要がありまして、其の外工業方面に於ても多々ある様に思はれると思ふのであります、それは例へば現地に於て何か鑛石を分拆するとか、それから石炭を試験して貰ひたいとか、段々あると思ひますが、斯ういふ方面は現地に居られる方も急を要して此の試験の成績が欲しいが、而し遺憾な私の處に持つて來られても暇がない、忙しいといふ事で往々之を滿鐵に持つて行つて頼む、早くて一月遅ければ三月か半年掛ります、之は商賣上に非常に差支へるといふやうな事を度々聞きます、之は希望であります、若し社會施設方面に財源が許されれば是非衛生試験所を包含した試験所といふものを團費といふやうな事にして御研究なさらん事を希望します、それからもう一つであります、先程事務報告の中にございましたが、民團吏員の費ひ込みの問題、其の決定後に於ける費ひ込みの金は處分といつたら悪いがどういふ結果になつて居るんですか、之をお聞きしたい。

○民團長(白井忠三君) 上水道問題の事は豫算の時に申上げようと思ひまして省略しましたが、井戸の事は豫算の時に申します、衛生試験所といふ風な問題に付てはまだ考へて居りませんが充分に研究する事にします、不祥事件の問題は十一月の臨時民會の時に御報告したと思ひますが、結局民團の帳面の上とか決算の上とかには別段何にも出て來ません、只例へば滞納者となつて居つた人がそれ丈のものは既に拂つて居つたといふ事が民團の帳面の上ではなつて居ない、費消者に對しては附帶訴訟を起しまして判決確定して債權を持つて居ります、當人はまだ監獄に居りますが、出て參りまして相當の資産を得る様になりましたらそれに對して請求し、民團に拂はせるといふ處置をとるのであります、帳面上には別に之といつた處置はありませんお判りになりますか。

○菊地新一君 率直に申上げます、どういふ形式になりますか。

○民團長(白井忠三君) 切つて棄て、しまふのです。

○菊地新一君 切つて棄てた結果どうなりますか。

○民團長(白井忠三君) つまり入つて居つたといふ事になりませんが、之は普通の會社の簿記の様に複式になつて居りますと一方に貸があつて一方に借の方のあつた方て消す、單式簿記は入つたも

(20)

(19)

の丈とるんですが、税金を拂ふ簿記だと帳面は帳面としてありますが會計帳簿にはないのであります、拂ふべき人が拂つた時に消してあります、それ丈のものが填補しないと不可ないといふ事がない、帳面の上に於て其の點會社等の帳面と當然違ふのです、それで整理が出來て居る譯であります。

○菊地新一君 どうも之は専門家に伺はないと簿記の知識がありませんが、……………七萬何千圓損をするといふ事もありませんか、之は民團長を信頼して……………

○志村正三君 此の事務報告の三百五十七頁の傳染病發生の發生率の人口一萬人に對する患者發生表、此の昭和八年から九年、十年といふ此の間の數字が間違つて居る様に思はれます、之は訂正してありません、一つ訂正する様にお願ひします、三百五十七頁コンマが皆取れて居ります、一萬人に對してコレラ類似が一五名、赤痢一〇四名、コンマ一〇・四といふやうな數字では無いかと思ひます、何故かといひますと發生の人數を見ますと昭和八年に赤痢、腸チフス患者七名出て居ります、當時の人口を見ますと六千七百四十一名となつて居りますから大體に於てコンマが無いやうであります、て之を一つ訂正するように願ひます、尙私は傳染病發生に付きまして非常に少い事は私、民團の當事者に對して居留民の一人として、而も醫師としての立場に於て感謝の意を表したいと思ひます、昨年コレラ發生及チフス發生に當りまして、民團の防疫當局が非常なる處の努力を以ちまして、殆どコレラも……軍隊には相當あつたやうですが……間には發生はしましたが蔓延したといふ事實がないのであります、チフスも起る事は起りましたが、之も非常なる處の努力に依りまして比較的に我々が憂慮して居つた結果を見ずして了つたのは一に民團の防疫當事者の努力の結果と信じて深く感謝致しました、何故私が斯ういふかと申しますと、事務報告の方でも拜見しましたが非常なる努力の跡を見るのであります特にチフスに於ては各接客業者七百人の糞便検査をして五名の菌保有者を見出して居ります五名の菌保有者を見出して之を撲滅したといふ事は何百人の居留民がチフスに罹る事を未然に防いだといふ非常なる功績と深く信じて居ります、尙將來此の方面の事に付きましては益々努力を拂はれん事を希望する次第であります、特にチフスに付きましては私が現在迄見て居るのにチフスの發生時期がありまして九、十、十一、十二の此の時期であります、此の時期には毎年必ず出るのであります、昨年邊り此の時期が特に多かつたのでございまして、人口の増加と此の戰爭の色々な事實が之に關聯して居るのであります、此の時期に起るといふ事に對しては何か茲に原因があるといふ事に付て將來共研究を願ひたいと思ひます、民團長のお話にありました汲取式便所を水洗式に直す、私も之に目を付けまして大分統計的に調べて見ましたが、此の點に付て不審を抱かれる點もあるものであります、之も一つ特に早く水洗式に直して頂きたい事を希望して已まない次第であります、食物等の關係に付きましては白菜があの當時に出來ます、日本人は漬物にして食べますので……特に一夜漬位にして食べるのが好ましい……白菜邊りが原因でないかと思つて一枚……洗つて微菌を調べて、奥の方に入り込んで居る處は微菌がどの程度に居るか、如何なる種類の微菌が居るか、一夜漬と二日、三日と調べて見ました、まだ結論を得て居りませんが、斯ういふ方面に付ても更に御研究を願ひたいと存じます、猩紅

(21)

(22)

熱も昨年度に非常に多かつたのでありますが、本年は非常に少ない。發生の兆候が見えんといふような事實に照しまして昨年は多かつたが今年は少ない、之に付て先程濕度の關係を申されましたが至極良い着眼だと思ひました、只濕度が多い爲比較的埃りが少ないから喉を痛める事が少なくて猩紅熱を發生する事が割合に無いんぢやないかと考へますと、濕度といふ事と共に塵埃といふ事を考慮に入れて好い立派な事實を示して呉れたのであります、斯ういふ事に付ても事實に即して色々な統計を調べ、色々な調査をするといふ風に致して將來共テス猩紅熱の撲滅を積極的に圖られん事を居留民の幸福の爲に希望して已まない次第であります、次に此の表を見まして居留民の最も多い死亡率を示して居るのは結核でございます、此の結核に付きましては當事者として非常なる努力を拂はれて居る事に對しては吾々感謝して居りますが、尙一步進んで何が故に結核に死亡率が多いか、のみならず小學校兒童の體格が良いが夫れ以後に於て女學校邊りの卒業者の統計を見て非常に結核の死亡者が多いのであります、多くは結核なのであります、斯う云ふやうな事實に照して、結核といふ事に對しても充分の御考慮と御研究を願ひたいと思ひます、私の管轄に支那人の結核患者が多いのですが支那人は餘り死なない、言ひ換れば結核菌をぶち蒔き乍らうろ／＼して居る者が多いのであります、日本人が使つて居る處のボーイ、嬢々といふものから小さい時に傳染する機會が多いぢやないかと、斯ういふ風な事も考へられるのであります、私は日常自分の仕事の上でボーイ、嬢々のトラホームの検査をして呉れといふ事を頼まれる事がありますが、殆ど半数以上トラホームで少なく共私が検査した半数以上であると言つて差し支へないのであります、結核も確實なる處の健康診断

をして見れば相當に多いのぢやないかと思ひます、斯ういふ風な事柄から私は又最近租界内に起つた處のボーイの檢査事件、斯ういふ事柄を照り合はせて、社會施設として、社會部の仕事としてボーイ、嬢々の所謂職業轉旋、紹介といふ事が茲に相應しい仕事ぢやないかと思ひます之は民團長の施政のお話を聴いて居る時に考へつたのであります、斯ういふ風な事業を民團が過つて漸次増へて來る處の日本人、新しく來た處の日本人の處にボーイ、嬢々を轉旋して遣る、而も健康であり、將來而も犯罪を犯すといふ危険を或程度率制の出来る調査の出來たボーイ、嬢々を轉旋、提供して遣るといふ事も相應しい仕事ぢやないかと思ひます、民團として斯ういふ風な職業紹介を遣る傍らトラホームも無い、結核も無い、身元も確實であるといふ證明も持たし轉旋したら時局柄に致しまして、將來日支の提携にしまして貢献しますところ大なりと思ひます、感謝やら希望やらを述べた次第であります

○佐藤政作君 只今水洗式の問題に付て御意見を伺ひましたが、前にも私が本民會だつたか、或は民團でありましたが、少く共建物業社が水洗式の發達を今日迄留めたといふ原因になる見方が出來るのであります、建物業社に向つて水洗式にして呉れといふと家賃を上げる、僅か百圓か二百圓の施設をして永久何十年間住む人に毎月五圓、十圓の値上げをする、之が今日迄水洗式に直す事を阻止されたのであります、前には此の便所の踏版でさへ、壁はうちが塗るが之はお前の方でやれ、踏版はしないと云つた調子でありまして之は私が事實に付て經驗もあるでございます、民團からの問合せに三年の間にはといふ簡單なる返事は益々色々な問題が起つて三年が五年になるんぢやないかと思ひます、將來家賃の問題は、水洗式にするから家賃

(23)

(24)

を十圓上げると言へば經濟的の都合上困る處もあるてせう、從來踏版でさへ修繕しなかつた時代さへあるのですから只遣らないかといふ交渉で無くしても少し踏み込んだ交渉をなさるよう御願ひ致します

○早瀬精一君 不祥問題に付きまして、只今民團長の説明を聴きますと單式簿記、複式簿記といふ簡單なお答へで、我々多くの居留民の七萬三千圓の費ひ込みを民團吏員から出して多年に亘つて行はれて何人も知らず、嘗ては豫審中だと申されて發言を止められ、今回は發言し得るけれ共之を切り棄てんとか切り棄てたとかいふ簡單なる言で片附けられる事は居留民を代表して居ります處の議員として誠に遺憾と思ひます、嘗つての責任者の誰方から誠に相濟まんどいふお言葉があつて然る可きだと存じます、諸君考へても見給へ、使ひ込んだ處の人間がどういふ口實に依つて之を誤魔化して居たかといふと、競馬に當つたといふ、「ハイフライ」に行つてぼろい事をして儲けて居るんだといふ事を言つて、七年も八年も何人も見出し得なかつたといふ事は甚だ遺憾と思ひます

諸君考へて御覽なさい人が茲に居て競馬の「ガラシ」の札と向ふの番號と一致した時にはどういふ氣持がしますか、先づ近所に誰も知つとる奴は居らんかしら、此の金は成る丈自分一人て使ひたいといふのが人情であります、普通の心理狀態であります、夫れをハイフライで當つた、競馬で當つたと言つて毎晩／＼どんちやん騒ぎをして居る、夫れを知らずに机を並べて居つた古い吏員が木偶の坊と云はれても過言ではありますまい、又監督して居る行政委員の方なり、民會議員の方、誰方か何處か尻尾を掴み得なかつた、然も誰方からも相濟みません

でしたといふ事を嘗つて聴いた事が無いのであります、居留民の代表として誠に申譯の無い事であり、嘗つては行政委員を遣つた時もあれば議員をした事もある――私は昨年飛び出したのですが――第一前々の参事會長森川君は「蛇ノ道ハ蛇」とやら其の道に於ては通の方だとお聴き致して居ります、あれ程喧嘩で遊んで居たのが判らん、今迄金を費つた家が何處かといふと或る議員が深い關係のある家で費ひ込んで居るといふ事を聴いて居ります、之は公人として實に許す可からざる行爲だと思ひます、これ迄之に對して居留民に謝罪する人もありません、又不問に附して、七萬三千圓費ひ込みまして、孰れ取り立てますからでは居留民に對して申譯無いと思ひます、之を申上げて置きます

○森川照太郎君 私は何年も續いて費ひ込んで居たのを、人が氣が付かない時に勇氣を出して摘發したといふ事は一つの功績でありますから、手柄の様に思つて居ります、お詫びしなければならぬなら代々の責任者が全部勢揃ひをしてお詫びする場所でも作つて下さるならお詫びして構はない、喧嘩は私も行きますが、人が遊ぶのを一々追ひかけて歩いて居る譯でもありませんからそれはつゝい氣がつかまへて下さい(笑聲)

○早瀬精一君 森川議員のお言葉でございます、代々の行政委員、五、六年費ひ込まれた時の人が皆揃へば其の席上で謝るが、俺は摘發したんだから寧ろ手柄に思つて居るといふお言葉ですが、先年だつたと思ひますが、青島總領事館の費ひ込みがありました、あの時の氣が付いた總領事は詳しい事は知りませんが相當の責を負ひ、相當の責任を負つたと聞きました、外の人はどうでも宜しいが、俺丈でも謝らうといふ居留民に平謝りに謝る御意志はありませんか

○森川照太君 私人勝手に謝つても僥越のようですから………(笑聲)
○早瀬精一君「そんな事は無い」

○森川照太君 どうも済みませんでした、(拍手)
○古田治四郎君 今の早瀬君と森川君の間答でございすが、私も其の當時矢張り参事會の一員として森川君を決して援護する譯ではありませんが、其の時に當つて居つたからと言つて森川君が謝らなければならぬといふ事はなからうと思ひます、私は参事會の一員として、勇氣を奮つて罪人が出来ても之を公表するか隠すかといふ場合之を隠す事は尚大きい事でありまして、我々が惡人になつても社會的に之を公表しようといふ事になつたのであります若しも謝るなら代々の其の年數を廻りました行政委員全部の人が全部謝るのが當然だらうと思ひます、其の時の参事會の者のみが謝るのは不服であります、同時にもう一つ申し上げれば今民團長のお話であります、未収入として切り棄てるならば滞納といふ汚名を着た人は甚だお氣の毒だと存じます、官廳簿記と複式簿記とは違ひますが、我々は費ひ込みを發いて罪人を出しました點つて居れば責任が無い、そして其の上として監督の位置に居た人が辦濟の義務を背負はされて居ります、其の金は一體どうなりましたか、今のやうな切り棄てになるならあの人が辦濟する必要はない、附帶訴訟に依つて辦濟の義務を取るなら、其の當時の上司として使つて居つた關係上——自分が其處に何ら關係がないもなら——監督不行届きといふ支けて何が故に辨償しなければならぬかと疑問に思つて居ります、若しも此の收入が官廳簿記として入つて来るなら——茲が判らないのですが——切り棄てるといふ前の御説明に對して其處に辨償の義務が生ずるものかどうか、其の金は過年度の收入でせうが、夫れを無論取るのが本當でせうか取らるのが本當でせうか、一つ小瀬さんの簿記上の説明に依りまして納得する様にお話願ひたいと思ひます、

○早瀬精一君 失敬な事を承ります、古田君は之で實に民會議員で然も参事會員だつたかと思ふと泣きたくなります、私は茲に提議をしたのであります、嘗つての議員、参事會員、行政委員、民團の吏員も月給の何百分ノ一でも良い、参事會長は月額十圓、二十圓位、議員は二圓位づゝの月賦で居留民に辨償したら良いでせう、誠に其の位な義務は過去六ヶ年間に於ける所謂關係者、責任者、監督者が自發的に之を居留民に辨償してやらうといふ氣持は無いでせうか、

○古田治四郎君 今の早瀬君の言葉は過ぎてると思ひます、私は何にも摘發しないで申し送らうと言ひやしない斷然記録を見て下い、申し送らうても仕方がない處を涙を飲んで發いた、夫れを怪しからん古田議員とは何でですか、議長處分して下さい、斯ういふ例がずっと來て居るものを、我々は夫程に此の民團の爲に悪く思はれても發いた、夫れに尙此處で悪く言はれる理由が無いと思ひます議長之を糺して下さい、

○議長(遠山猛雄君) どういふ行き掛りですか、(笑聲)
○森川照太君 早瀬君の聴き違ひでせう、夫れて良いでせう
○古田治四郎君 聴き違ひなら聴き違ひて夫れて宜らしい
(「進行」)の聲あり

○民團長(白井忠三君) 今の切り棄てといふのは滞納支拂の義務を有つて居つた人の方は切り棄

て、費ひ込み者の民團に對する賠償の方は切り棄てて居りません、が、當人が儲けなければ取れませんが、適當に儲けて來れば取ります、無論過年度收入で、上司であつた人の賠償であります、當時民團からお前に賠償の責があるから賠償しろと云つたのでなく、當人が德義的に責任を感じて進んで賠償を申出たのであるから、此方から今更放棄する譯にも行きませんし無論兩者は連帶の責任であります、一方の人が先に賠償の、費消者が賠償の義務を果せば當然片方が免除されるのであります、(「判りました」)

○菊地新一君 民團長に伺ひます、只今切り棄てといふ言葉がありました、滞納者に對して切り棄てとありますと、そう致しますと例へば昭和九年遼りの滞納者は切り棄てる、つまりそいふ意味の滞納ですか

然らば私申上げます、之は民團長お考へ違ひぢやないかと申しますのは、民團長のお考へか、民團の係りの取扱ひが間違つて居るか、現に斯ういふ事があるものであります、手續上の事に付て此の席上民團長に懇談的にお話しする積りで居りましたが、つい此の一週間前ですかに徴收係が何係から私の友人に對して呼び出し狀が來たのであります、滞納があるから民團迄出願せよといふ呼び出し狀であります、其の友人が民團に出願しました處が徴收係が昭和九年度に滞納があるから是れ、のものを納めて下さい、昭和九年度と申しますと四、五年前で、まあ大概の家では官廳の受領證迄何時迄も取つて置く者は無いと思ひますが、五年前の受領證だから手に持つて居らない或は持つてゐるかも知れない、が斯ういふ時之はどういふような取扱ひをなさるんですか

○民團長(白井忠三君) 御尤もな質問ですが、必ずしも受領證がなければ拂つた證據が無いからもう一邊拂へといふ様な一方的の決定はしない事にしております、儘に自分は昭和九年度が滞つて居つて十年のが拂つて有るといふやうな御議論が充分正當であるならば之は正しいのであります、併し儘に帳面上が滞納になつて居る、其の後督促した時にも滞納と認めて居られたものは三年前にも、四年、五年前にも滞つて居るのあります、今整理係が整理をして居りますが、徴收係の帳面には残つて居ても費消者の證據のあるものは入つた事にして消してしまふ之が私が簡単に切り棄てと云つた理由であります、整理係が頼に遣つて居ります、五年前の受取りが無いからと言つて拂つて居らんのだといふ一本調子にはしない、事情を良く説明して頂けば判る丈整理して居ります

○菊地新一君 御説明に依りまして判りました、然らば之は善意の解釋だらうと思ひます、現に滞納した人がありまして、斯ういふ風な民團の近頃の狀態を利用して滞納して實際は拂つて居らなかつても拂つて居つたといふ様な事を惡意で遣る人があつた場合、何百圓も何千圓の金額でも拂つたぢやないかといふ事を言つた場合には民團當局として切り棄ての處置を採られますか、

○民團長(白井忠三君) 其處が非常に難しい處ですね、前後の事情を參照して正、不正を判斷する外ありません、古い滞納の残りを認めて下さる方は月賦とか、年賦とかいふ妥協案を建てまして、三年後、五年後に滞納が残らん様にする積りであります

○菊地新一君 其の事情を斟酌して帳面を整理するといふならば其の係りの方に御注意申し上げ

(29)

すが、其のお切り棄てになります場合は、餘程慎重なる態度を取られまして本人の間違ひ無いといふ見透しがついた以上お切り棄ての手續を取られん事を希望する次第であります、夫れからもう一つ徴収係の方が滞納と認めたら人を呼び出すのも結構でございますが、之はまあ官廳のやうなものの、民衆の生活に對しても餘程民團吏員諸君の圓滑を來たさなければならぬと思ひますので呼び出される人も忙しい人ですから、集金人でも使ひまして、貴方の處には斯ういふ滞納がありますと、斯ういふ風な調子の懇談的に話をされて整理されん事を希望する次第であります、官廳の様に呼び出してお前は滞納があるぢやないかといふ風にやられると、延いては拂はうと思つた者も實際そんなものは拂つてあるといふ態度に出ないと思ひます、そうすれば民團も損になるといふ事になりますから、此の點を余程お考へにならん事を希望致します

○植前香君 私少し時間に遅れましたが速記録の配布が無いのはどういふ譯ですか
○議長(遠山猛雄君) 民團長から先刻説明をされました、君は遅れて來たから——自己の怠慢です

○植前香君 其の位な説明がして頂けないのですか、出來て居ないのですか
○民團長(白井忠三君) 出來て居りますが、印刷は間に合つて居りません、だから私説明しました

○植前香君 出來て居ないのであれば私は二十三日から旅行しまして待ちに待つた速記録を持つて行きたいと思つて居りましたが夫れも出來ず、歸つて來れば必ず配布されて居るものと思つて居りましたのにも配布されて居ず、今急がして居るから其の内出來るといふ、先だつてのお返事で恐らく出來るものと信じて居たのであります、斯ういふ事は前例のない事ぢやないかと思ひます、我々としては此の議場に於て議論する上に假空の議論も出來ませんし、議事を進行すべき上に不便を感じるものであります、速記録が出來て居りませんなら議事録が出來て居りますか

○民團長(白井忠三君) 議事録は出來て居ります
○議長(遠山猛雄君) 何が故に議事速記録の配布が遅れたか、印刷しないといふ理由は先刻説明されました、議事録は出來て居ります

○植前香君 そうすると我々が議論を進めて行く上に必要に應じて夫れを見せて頂けますね
○民團長(白井忠三君) 必要に應じては此方に控へが有りますからお見せ致します

○議長(遠山猛雄君) 植前君に御注意申上げますが、前の話を盛り返へされると議事の進行上困りますからお控へ願ひたいと思ひます

○植前香君 盛り返へすのではありません、遅刻をした爲めに速記録が何て遅れたかといふ説明も聽かれないのですか

○議長(遠山猛雄君) 貴方が遅刻した爲めに説明を聽かなかつたのでせうが……

○植前香君 聽きませんでした

○議長(遠山猛雄君) 遅刻した爲めに……

○植前香君 そうです

(32)

○議長(遠山猛雄君) 或は其の説明を聞いたならば其の發言をせんでも済んだかも知れない
○植前香君 今からいふ事は繰返しになりません、そうすると此の議場に於て一々見せて貰はなければならぬのですか、必要の時に發言を保留して一々見せて貰はなければならぬのですか、必要の時に發言を保留して一々見せて貰はなければならぬのですか、問題に依つては……
○議長(遠山猛雄君) 夫れを今更貴方が何遍も云はないでも、民團長がさつき茲で説明して居る遅刻した上に何度も繰返へす事は議事の進行上妨げがあるから、其の事なら發言を停止します
○植前香君 私は其の問題に依つては發言を要求する義務があるが……
○議長(遠山猛雄君) 説明する時に貴方が來なかつた爲め發言權を自分から放棄したのです
○植前香君 どういふ譯です
○議長(遠山猛雄君) 貴方が遅刻したから——今説明が終つたところてす
○森川照太郎 君一人の爲に説明を繰返へさないで宜しいでせう、休憩の時に始めから話したら……

○木下秀良君 租界衛生問題に付きまして、民團衛生當局として色々御盡力下すつて居りますが、どうも僕等が考へて見ますに、英國租界より佛租界、佛租界より日本租界がどうも汚い、矢張りそういふ様な點に於て衛生状態が悪いんぢやないかと思ひます、何が故に汚いかといふと、隣接する所が即ち支那街であります、あの支那街の三不管を眞直ぐ行きますと空地がありまして殆ど塵埃を捨て場所になつて居りまして、夏になつて出來る蠅は夥しい數だと思ひます、そういふ風な支那街に隣接して居るといふ事が我が日本租界の衛生状態を悪くする一つの條件にはなれないかと思ひます、もう一つは牆子運河であります、此の運河が之から段々暖かくなると非常なる臭氣を發するのであります、之は代々牆子運河の淨化裝置といふ事に付ては懸案になつて居りますが、未だに具體的方法が出來て居りません
斯ういふやうに支那街の衛生状態が非常に悪い、従つて之に隣接する我が日本租界は其の影響を受けて、民團衛生當局が所謂防疫設備を一生懸命なすつても仲々完全に出來ないと思ひます、今迄の支那街でありますならば日本租界から交渉しても言を左右にして應じないかも知れませんが、昨年の通常民會の時と今日の通常民會の時とは、昨年七月を以て状態が變化して居ります、之に付きまして牆子運河の淨化作用を如何になさるか、支那側と如何に交渉なさるか、夫れを一つお伺ひします、延いては三不管の塵埃場所でありまして、之を支那側當局に向つてお話になりますか、夫れからもう一つ申しますと日本租界が英國租界、佛國租界等に比して租界の道路の隙隙の爲めだと思ひます、もう一つは住宅難であります、此の道路の隙隙が直ちに衛生状態に關係するとは思ひませんが、矢張り或る一部分に於て租界衛生状態に非常に關係があると思ひます、躍進日本の民團財政も増大し隙隙なる道路は改善しなければならぬといふ事は既に御承知でせうが、之に對する具體的なお話が有りました、之に對する具體的なお話を一つ伺ひたいと思ひます

夫から住宅難でございますが、現在一軒の家を間借りして三戸、四戸の人が一戸の家に入つて居ります、通風、採光の點に於て、衛生上非常に悪いと思ひますが、之は私の一私案で出來ればといふやうな考へてありますが、先だつて佛租界に於て各縣中飯店、六國飯店で支那娼妓を

(31)

(34)

(33)

禁止致しました、日本租界を見ますに旭街の電車道路の兩側が所謂電車通りに而して居る商店を除けば支那娼妓、現在では旭新地と申しまして、日本人の娼妓が火急に増へて居ります。此の支那の娼妓を何とかする事が出来ないか、出来れば之を三不管の方に進出させて、そうして現在の應接場の方を彼等邊に持つて行きまして、從而進出せしめると彼處が繁華になり、それから其處の人口も増へるし致しますと日本租界の家屋も相當空家屋が出来から住宅難を緩和するのぢやないかと思ひます、殊に其處の盛德里に於きましては、最初設立當時に色々な問題があります如く、第一小學校も今後擴張される事でありまして、學校のすぐ側に支那娼妓が居るといふ事は余り感心した事ではないと思ひます、早急に遷るといふ事は出来ないうてせうけれど、今後三年なり五年なりの期限を切つて所謂三不管邊りに移轉せしめるのが延いては租界擴張の障礙となるのではないかとと思ひます、此の點一つお考へをお聞きしたいと存する次第であります。

○民團長(白井忠三君) 道路幅員擴張の事は實は茲に書いて置き乍ら一項落して御報告申し上げます。昨年の十一月の臨時民會で其の擴張案を決定して民會の御協賛を得て、今年度の四月の工事開始期から新に新築するものは其の擴張案に従つて貰ふ事にしたらどうかと考へまして、實は提案したのであります。當時の此の道路幅員擴張の調査委員會の御意見は、時代は斯くの如く變つて参りまして大天津としての色々の状態が變化するであらう、從而支那側の色々の情勢の見透しを附けてから日本租界の中のどの通りをどの位にするかといふ事は夫れ以後にしたら良きは無いかといふ事になりまして、其の儘見合はせになつて居ります、之が昨今にな

りましては支那の新政府の天津市の都市計畫委員會が出来まして、支那側の道路をどういふ風に直すかといふ事が目下研究されて居ります、果してどういふ時期に決定するのかわりませんが、四月以後とん／＼日本租界の中の家が改築されて参りますような事が有りますと又建てた家を引つ込ませる事が容易ではありませんから、改築の希望者には豫め民團に御相談を願ひまして、少なくとも現在案として持つて居ります程度の擴張を承知して貰ふと云つた事を之は非公式な問題であります。通つて見たいと考へて居ります、同時に事情に依つては道路幅員の擴張を支那側の見透しの着いた後と言はすに、もつと早くした方が良く無いかと考へて居ります、之は情勢に依つて適宜にそういふ取り計をしたいと思ひます、塘子運河の問題は只今の支那の工務局長にもお話ししましたが、其の前に工務局長と申しますか、公安局長を兼ねて居られます劉玉書君には度々お話しして日本租界ばかりでなく英佛租界を通じて奥く不衛生なのは困りますから協力しようといふお話を致しました、事變前の工務局長が一提案を擧げた事があるそうですが、夫れは南運河の處に開門を造つて水を灌ぎ込むやうにする案だつたさうでございます、我々が考へても夫れしか案が無いと思ひますが、七十萬圓とか掛るといふので今の處餘り金が掛りますので之は躊躇して居るのであります、果して七十萬圓掛りますものか調べたいと思ひますが、一番困る問題は外堤防の水位は今以て高い爲めと／＼此方から南運河と繋ぐといふ事も外堤防の中て通るといふ此の點中々技術的に難しい問題であります、洪水が去つてしまへば早く實現すると思ひます。

夫れから三不管の不衛生なお話でありますが下話はして居ります、中央卸賣市場を其の邊の空

(36)

(35)

地に近い所がありますが、其處に持つて行つたらどうかと云つた關係者もあるのでございますが、あの邊に假に日本に關係のある日本卸賣場等が出来れば取りわけ清潔を尙ぶから其の附近の衛生状態等も良くなり、支那側當局も聞いて呉れるだらうと思ひます、住宅難といふ問題は綜合的に依つて事務所の緩和を計り、一方市營住宅に准すべき方面に力を注ぎたいと思ひますが、只今では民團吏員の居る所が無くて困つて居ります、豫算の處で申上げますが先づ今年は取り敢へず民團吏員の住宅を造りますのであります、之に依つて多少市中の住宅が緩和されますが、更に進んで一般の居留民の收容に應ずる住宅の經營もしたいといふ考へてござい

盛德里の問題は實は一昨年の民會でも議論がなしまして、警察署から色々お問ひ合はせもありましたが確か三年間更に之を許しました、三年の期限が来れば撤廢させるといふ事になつて居ると記憶して居ります。

○木下秀良君 只今のお話で大體判りましたが、將來に於て租界を擴張するといふ腹案はお持ちになつて居りませんか、今の支那藝者屋の問題であります、盛德里に止まらず德順班、中華茶園と申しますか、全部の支那の娼妓を租界から撤廢せしめて、そうして住宅難を緩和するといふ様な御方針が有りますかどうか、夫れを一つ御伺ひしたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 旭街の方面の家は實は事變と共に大部分がフランス租界なり各地に逃げ出して大分空いて居りまして、其の空いて居る處に所謂旭新地が進出したのであります、最近フランスの方で追つ拂つた爲めに戻つて来たといふ事も聞いて居りますが、日本租界では御承知の通り檢査を始めました、其の爲めに檢査を嫌がつて一應日本租界へ戻つて来た奴が逃げ出して最近では北京の方に夫れが移動して居るといふ事を聞いて居りますが、事實は豫算の時に判りますが、非常に激減して居ります、どうも藝者屋の建物は直ちに日本人の住宅にはならないから住宅難を緩和するには直接役に立たないかと思ひます、けれども三不管の空地でも家主が家を建て藝者屋を集めて呉れば十分結構ですが、只我々の手で遣り難い問題でございます。

○古田治四郎君 之は民團長に希望としてお願ひしたのであります、道路の舖修が遅れて交通者の不便を感じる事でありまして、殊に車馬の通行が激しい所を子供が横切るのは困難でありますので道路舖修を急いで通つて貰ひたいと思ひます、次に租界内に廣告を何處にても貼られる事でありまして、外國租界から日本租界に來ますと支那街かと思ふ位廣告の汚いのを貼りつけてあります、之は一つ警察の方で御努力を願つて之を撤去して頂きたいと思ひます、同時に藥の看板、特に大學目藥なんか歩道の處に出て居る爲頭を打つ事があります、目藥の廣告の様に他の看板も甚だ低いのがあります、通行に甚だ迷惑すると思ひますから、之を何とか一つ民團の方から警察と御協力の上注意方を計つて頂きたいと思ひます、もう一つは壽街の道路を見ますと通行人と車馬と自動車と荷物を積んで居りますトラックと幅狭して、横切の事が仲々出来ないのであります、山口街は軍の方で使われて何も通つて居ないが、若し軍の山口街を通つて良ければ、どつちか山口街を通して貰つて壽街の方の敷を減すやうにしないといふ今に人間の傷害事件でも起きはしないかといふ懸念があります、民團長に何とか良く行く様にお願ひ致します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○民團長（白井忠三君）お答へ致します。道路工事の舗修といふのは、民團で今通つて居るのは水道を引張ります施設、下水を引張ります施設は、狭い道路は冬になつて通つたのですから之は略一兩日て直ります、後は電話會社の電話線工事なのであります、電話會社としては非常なるスピードで通つて居りますが、復舊の方は出来る状態になつた部分から………………ましたが、中にはまだ線を引く迄は元に戻せない状態もあります、そういう状態が悪い事は良く心得て居りますが、今の状態では得ません、出来る丈早くする事に致します

貼紙の問題はとうに私も気が付いて居りましたが、御承知の如く打倒南京政府とか、新政權の發生を喜ぶと言つたポスターが一時殆ど軒並みと言つていい、位に各所に貼られておりました、之はとも政治工作の意味から通つて居りますので、道路の美觀上あんな物を貼つて貰つては困るといふ苦情の持つて行き處が無い、特に夫れを殘して他の方を喧しく云ふ事も出来難いので急に各所に貼札が出来たのであります、之は適當な時期に警察當局とお諮りして一通り綺麗に洗ひ落さう、斯う考へて居ります、看板の低いと云ふ事は未だ気が付て居りませんが、警察と御相談して直させます、露街の問題は度々私も感じて居りましたが山口街は絶対に軍が通行を許さないものであります、最近に又民團の埠頭事務所も全部提供せんと云ふお話があつた位でまだ當分の間車馬を廻すといふ事は不可能であります、露街の状態は最近橋の出廻りの爲めに一層酷いのですが、何とか講じたが今の處名案がありません、又福島街と旭街の角は非常なる難否を生じて居りまして結局どうも良い案がないのであります、山口街が軍の許しが取れる迄出来る交通整理をする外ないだらうと存じます

(37)

(38)

○佐藤政作君 只今交通の問題で話が出ましたが、之は一つ當局の方にお話しして何とかして貰はないと困るんです、といふのは旭街の最近のバスの停留所が電車と同じ場所でございます、電車が停つて居る所にバスが停れば自然混雑しますので、何とかして入れ換へて電車の停らん所にバスが停る様に都合がつくやう民團からお願ひが出来ないでせうか、今日も現にお婆さんが一人轢かれたそうです

○民團長（白井忠三君）バスの問題も報告を洩らしましたが、新聞に出て居ります様に、目下電車會社とフランス租界當局との相談が済みませんので、済みますると始めて領事館に營業願ひが出て夫れから我々の方に相談があらうと思ひます、其の時に充分色々希望を述べたいと思つて居りますが、まだ他所の方の相談が済まないでフランス租界にある二號路を通らないで河縁にして呉れとか、四號路にして呉れとかいふ事で確定して居りません、其の點相談の上良く考へて置きます

○古田治四郎君 私先程の露街の問題ですが山口街を使用出来ないとなれば仕方ありませんが花園街を通れば彼處は鐵門を開けた筈ですが、あれなら通行の便和出来ると思ひます。夫れからもう一つは市内の貼紙ですが、あれは新政權の貼紙に倣つて廣告が澤山借家のやら壁の表替等家の表に貼られるのは甚だ迷惑であります

夫れから又大きく言へば最近流行の一つですが、立札を道路上に立てる、斯ういふ事も甚だ露藏の悪い事ですから尙お含みの上普處されたいと思ひます。

○民團長（白井忠三君）承知致しました

○森川照太郎君 私は前の民會に欠席しましたので級別廢止の審議を聞きそなたで居りますが、其の委員會が民會で出来るといふ事を聞いて居りましたが、其の設立の趣旨を伺ひそなたの ですが、あれは級別を廢止するといふ爲の形式を決める様な委員會なのですか、又もつと根本的に廢止すべきや否やといふ事を決定する權能を以て居る委員會なのですか

○民團長（白井忠三君）後の方で、つまり廢止すべきからざるかを調査研究する委員會です、提案は廢止しなといふ建議案が出ましたが、段々審議した結果、直ちに廢止する廢止しないといふ事を決定しないで委員會を設けて調査した其の上で報告を………

○森川照太郎君 そうすると私も前委員會長だつたから其の意味で其の委員會に入れられるやうですが、若しお入れにならないやうなら是非入れて貰ふ事を希望致します、委員會で假りに級別廢止が可決されるとしたら――私は無論反對ですが――其の反對の意見を委員として述べる事は無論だが、其の決定を報告した場合にもう一遍民會に於て審議する機會はあつてせうね

○民團長（白井忠三君）ありますでせうね、（笑聲）

○議長（遠山猛雄君）どうです、まだ――（「質問なし」「打切り」の聲あり）

事務報告に付て御質問を持つて居られる方はございませんか

質問なければ打切り、昭和十二年度居留民團事務報告を御承認下さいました事を認めまして茲に十分間休憩致します

(39)

(40)

午後十時 十分休憩
午後十時二十五分再開

○議長（遠山猛雄君）之より開會致します、

○植前香君 私が先程申し上げたのは議長とトシカンになりましたが、私としては別に貴下と議論をする積りではなかつたので、今お話しして判つたのですが、要するに私が言はんとするのには問題に依つては――議事録を見たいと思ふ時があるのではありません、そういう時、時間を費すからそういう場合に發言權を保留させて貰へるかといふ事を伺つたのであります

○議長（遠山猛雄君）

日程第一、昭和十一年度居留民團歳入出決算承認ノ件

本案を議題に致します

○會計主任（小瀬巖君）（登壇）昭和十一年度歳入出決算を御報告申上げて御承認を得たいと存じます、十一年度歳入は歳入出共九十五萬二千四百四十一圓と云ふ豫算でありましたが、之に對して歳入に於きましては經常部で九十四萬三千七百二十三圓三十七仙、臨時部で十六萬二千七百七十二圓四仙、計一百一十萬六千四百九十五圓四十一仙といふ歳入を見ました、豫算に比べまして十五萬四千四百五十五圓四十一仙、之の丈の歳入増加がございました、其の歳入の増へました主なる科目は雜收入に於きまして、第十二款の雜收入であります、經常部第十二款雜收入、之で三萬四千九百五十三圓豫算以上の收入が増へたのであります、夫れから臨時部の第一款前年度繰越金、之が豫算よりも四萬二千七百七十二圓〇四仙之丈の超過があります、之が主なる増

(42) 加した課目でございます。夫れから歳出の方は豫算九十五萬二千〇四十弗に對して、決算は經常部の歳出が五十六萬六千五百八十七弗八十七仙で、臨時部が二十三萬六千二百八十二弗二十二仙、計八十萬二千八百七十七弗〇九仙といふ結果を示しまして、之は豫算に對して十四萬九千一百六十九弗九十一仙の超過でございますので其の豫算内でおさりました、十四萬九千一百六十九弗九十一仙の内譯で主なる歳出の原因となるものは臨時部の歳出、第二款の第三番目にあります橋梁工事を中心した爲に二萬七千八百七十七弗七十六仙といふものが餘りました、同じく臨時部の第四款國債、其處の三萬九千六百〇八弗、之は國債償還を償還しない爲めに之だけ歳出の減を來たしたのであります、同じく臨時部の第十款天津共立學校増築補助金が二萬七千一百三十九弗六十五仙、之は増築を中止した爲めに餘つたのであります。斯ういふ主なものの外で約九萬四千六百二十五弗位で、其の他のものを加へまして、先程申し上げました様に十四萬九千一百六十九弗九十一仙が豫算よりも少くして済んだ譯であります、此の歳入に於ける豫算よりの超過額が十五萬四千四百五十五弗四十一仙、歳出減により餘つた金は十四萬九千一百六十九弗九十一仙、此の二つを合せて計三十萬三千六百二十五弗三十二仙、年度末に餘りまして、之が次年度の繰越金として繰越されたのであります、此の歳入歳出の内、相當豫算と比較して増減の多かつた分を此方から一寸御説明申上げて置きますが、歳入で第一款居留民團課金、一萬六千三百七十九弗九十一仙、之は所謂北支明細化で相當營業方面でも繁昌したから人口も増加しました、之は自然増加と考へられます。夫れから第三款の特別課金、之が豫算よりも一萬五千九百七十二弗増加して居りますが、之は矢張り好景氣の關係でございます。夫れから第四款の不動	(41) 產取得税であります。六千九百五十八弗三十六仙、之は不動産の所有權の移轉、抵當權の設定、其の他所謂不動産の取得が多かつた爲めであり、夫れから工巡費は散收の成績が良かった爲めであり、夫れから六款の水道料が相當増へて居りますが、之は使用者が自然に増加致して自然使用料も豫算以上に上つて居るのであります、第九款の手數料の第三番目の、即ち自用力車といふのが三千四百三十四弗、豫算を超過して居りますが、之は自用力車が租界共通の鐵軌でありまして何處の租界で買つても構はない、賣つた其の租界の收入になるといふ性質でありまして、内緒で旭街に鐵軌を賣る店を出しまして盛に、積極的に賣つた爲めに豫算以上に鐵軌の發行が多かつたのであります、夫れから此の第十二款に給水工事費散收金一萬二千八百〇八弗六十二仙は豫算より超過して居りますが、先程の水道料と同じ關係のもので人口の増加其の他の關係に依りまして工事が多かつたのであります、只今雜收入が三萬弗以上の豫算超過を見ました、其の内、其の款の九番目に雜收が二萬八千七百三十八弗八十仙といふのが豫算に越して居ります、之は過年度收入が多かつた爲め、詰り豫算で申しますと三萬弗の過年度收入を見込んで居たのが四萬一千弗上つた爲め、夫れから大和街車道補修費撥金を支那側から貰つた爲め雜收入が豫算より増へた譯であります、歳出の方は先程申し上げました様に大して豫算と變りません、若しも御質問がございましたらお答へ致します、以上御承認願ひます ○議長（遠山猛雄君）御質問はありませんか （「質問なし」の聲あり） ○森川照太君 質問ありませんから議會省略可決承認します、御賛成を………
(44) 省きます意味に於て、内容に就ての説明で大體の御承認を求めて置きましたのを、茲に一々數字に擧げて御承認を求む次第であります。只内容上少しく相違して居ります點は偶々事變の爲めに土木工事などが實際に出来ませんでした爲め、民會議場に於きまして事務所費の機構改革後の増額は大體事務所費から流用する事に豫め御承認を得て居りましたのを、豫備費は其の儘にしまして、事變の爲め仕事の出来なかつた土木費の余つたのを持つて來て之を補ふといふやうな形の豫算の組み方に變へたのでございます どうぞ御審議の上御承認をお願い致します ○菊地新一君 第九款の團債でございますが、貳萬弗減つたといふのは時局の爲租界内の取り前が――詳しく判りません ○會計主任（小瀬巖君） 之は本年度は團債償還を猶豫されまして、支那事變に依りまして外務省が支那方面に於ける一切の償還の必要あるものに猶豫をして遣るといふ事で、詰り貳萬弗は全然本年度は使用せずに済んだのであります、之は七萬八千弗と九萬八千弗でございますが、其の内七萬八千二百二十五弗を他所から借りて民團から貳萬弗出して合せて九萬八千八百二十五弗、之丈のものを本年度に豫定でありましたのを、其の内七萬八千八百二十五弗は借りて來たが返さないから勿論孰れは返さなければなりません、二萬弗だけは民團から出さないで―― （菊地新一君「はい判りました」） （「異議なし」と呼ぶ者あり） ○議長（遠山猛雄君）御異議ございませんか	(43) （「同」賛成、異議なし」の聲あり） ○議長（遠山猛雄君）御異議ございませんか （「ありませぬ」と呼ぶ者あり） 別に發言がございませぬければ滿場一致御賛成なすつたものと認めて本案を承認とします 日程第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件 本案を議題に致します ○森川照太君 よく判つて居りますから、別に説明を伺はないでも誰方にも御異存がある譯もありませんから、之も議會省略可決にしては如何ですか （「同」異議なし） ○議長（遠山猛雄君） 日程第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件御承認と認めます、日程第三、及第四を一括しまして議題に致します 日程第三、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案 日程第四、昭和十二年度居留民團歳入出更正豫算案 以上二案を議題に致します、説明がありますから―― ○民團長（白井忠三君）（登壇） 本案は昨年十一月の臨時民會に於きましてお断はりを申上げると共に當時此の内容に就きまして大體の説明は申上げましたが、當時尙時局の前途も見透しがつきせんし、本來ならばあの民會に追加豫算なり、更正豫算なりを提出すべきでありましたけれども、時局の見透しもつきませんし、更に再び當民會で追加とか更正の必要が起ります事を

(45)

(46)

本案を議會省略可決確定と致します
日程第五、先刻日程の變更の際に第四の次に入りました第五でございます
日程第五、土地課金條例中改正の件
○民團長（白井忠三君）（登壇） 本案は實は他の取得課金其の他の改正案と共に財政計畫の一部を示すものでありますが、大體之は矢張り前通常民會に於て申上げたと思ひますが、租界外の土地の課金は從來取つて居りません、之に課金を掛けるのが上海に此の例がありますので、其の意味から土地課金條例の改正を考へて居りましたが、段々研究して参りますと、租界外の土地に對しては所有權とか、永租權といふものが、例へば紡績會社なら紡績會社の名義に登録されて居るものが極めて少ないのであります。事實は紡績會社の土地になつて居りますが表向の所有者が支那人の名前になつて居つたり、架空な人の名前になつて居つたりといふ事で之は直ちに實施が出来ません。茲に提案致しました主なる理由は現行法規に依りますと、土地課金條例に依りますと、地價の査定は御承知の如く五年毎に之を行ふといふ事になつて居りますが御存知の様に今回の事變以來租界内の土地の地價の暴騰は甚しいものがあります。之を更に向ふ三ヶ年間、二年前に決めた地價の儘の土地課金を徴するといふ事は非常に實情に添はないのでございます。
其處で五年毎にといふ事を決めますに、五年以内と雖も激しい暴騰並に暴落のあつた場合には、課金調査委員會の議を経て地價の改正を仕直すといふ事が出来る様に改正をしたいと斯ういふ意味で提案したのであります。
（「異議なし」「賛成」）
○議長（遠山猛雄君） 本案は頗る簡單ですから、御意見ございせんければ議會省略可決確定と致します
（賛成）
日程第六、取得課金條例中改正ノ件
本案を議題に致します
○民團長（白井忠三君）（登壇） 本案は屢々課金調査委員會で語られた議論でありまして、現行條例に依りますと、年収入一千二百弗以上の人に、一千二百弗を起點と致しまして之に年四弗二十仙の課税をして居るのでありますが、最低の限度が月五十仙六弗位を規定として行つて差支へないんぢやないかといふ風な殆ど之は課金調査委員會の一致の御意見でありました、夫れて其の最低六弗から順次は、同じ様な率の増徴を計る事に一致しました、斯う云つた等級に分れて所謂増徴を試みやうといふのであります、其の次には兎角に取得高の申告が實際と符合はない人が一方には相當にございます、之は又一方に領事館の各位を初め我々民團吏員、學校の先生と言つた人の収入は一厘の掛け引きも無しに丸裸の課税を取られて居る者との間に均衡が取れないのであります、夫れでは非一般に實際の収入の申告をして頂く様にしたい、夫れには奨励といふと可笑しいやうですが――他の都市にも例があります――實際の額を申告した方に對しては十分ノ二の控除をしたものに課税する、實際の収入額と認め難いものは申告額

(47)

(48)

を査定したもので掛ける、こう云つた事を規定に入れたのであります、同時に例へば俸給生活者であります、其の他の収入といふ一項に依つて全部の収入といふ事にはならん事に現行法規にも規定されて居りますからして、從來賞與は之に入れないといふ事になつて居りますが、俸給生活者にして、例へば官吏、公吏の如きにあつては賞與金といふものは極めて少ないものであります、一般の商會社等に於ては俸給者は俸給額に對して極めて多額の比例を持つ賞與をお取りになつて居ります、其處にも均衡が取れないのであります、故に賞與もば實際に近い申告ならば十分ノ二の控除をしたものに課税する、斯う云つた意味を條文にしたものが第三條の改正でございます、之に就ては色々御議論もありませうし、又年々の慣習でありましたものを一朝にして施行出来る様に改める事も事實上は相當に困難な事もあるかと思ひますが、出来るだけ理想的なる公正なものにする可く條文を改めまして其の邊に手心といふと可笑しいのですが、漸進的に進んで行くといふ事は課金調査委員會の委員の諸君の極めて公正なる態度に俟つて、此の條文を生かして行く様にしたいといふ考へて居ります、細い點に就て全部でどれ程増へるかといふ事に就てはどうぞ僚員の方から御質問にお答へする事にしたいと思います
○森川照太君 營業課金といふのは、考へはないのですか
○民團長（白井忠三君） 之は條例を改正致しませんが出來る譯です
○森川照太君 夫れから課金負擔義務者は二月末日迄といふが、豫算をするのにもつと早い方が良かないか、斯う決めた根據は――
○會計主任（小瀬巖君） 之は此の取得課金條例に依りますと、翌年の収入豫算額に對して掛けるのでありまして、翌年の収入といふのは前年度の収入に依つて推定するといふ形でありまして、改正前のは前年の十一月迄といふ事になつて居りましたが、相當實際に此の課金を負擔するといふ間に期間がありますので、出來るだけ近い時期に於ける収入に付て其の次の課金を決めたと思つたのであります、日本内地の如きは三月十五日迄といふ事になつて居ります、出來るだけ近い程宜しい譯であります
○森川照太君 差支へさへなければ少しも構はない、夫れから租界外の土地の課金といふ其の例は上海でございせんか
○民團長（白井忠三君） そうです、調べた所では上海でございせんか
○森川照太君 上海なら租界外と言つたら支那の領土だが、上海では日本人名義にする事を許して居るんでございせんか
○民團長（白井忠三君） 許して居ります
○森川照太君 上海は御承知の如く共同租界で日本租界でない、日本租界で無いのに土地課金、不動産の課金が取れるんですが、其の點少しく可笑しくありませんか
○民團長（白井忠三君） 其の點の研究はまだ充分に出來て居りませんが、實際日本租界がないのに、共同租界の土地に賦課税のやうな恰好で其の一例を日本の上海居留民團が取つて居る、全然共同租界の外に在る紡績會社等に上海居留民團が土地課金として取つて居ります、之は名前を登録される様になつて居ります

(49) ○森川照太君 全部なつて居るんすか、 ○民團長(白井忠三君) 全部なつて居ります ○森川照太君 然し上海の共同租界は其の收入の中から日本民團に随分少ない分を又戻して居るから、此の天津の日本租界外に居る日本人の土地に課したる金はすつかり戻つて来ないが、天津ではフランスなり、イギリスが取つて居るものは日本租界に歸つて来ん譯で取られつばなしになる、此方が日本租界外の土地を持つて居る人に課税する、之は少し上海の實際と事情が違はないですか。 ○民團長(白井忠三君) 英租界、佛租界の土地に對しては日本人が所有して居る土地に對して實際には課税出来ないといふ事は施行規則の中に「他ノ政府トカ同種ノ者ニ對シテ同種ノ税金ヲ拂ツテ居ル場合ニハ之ヲ減免スル事ヲ得」斯ういふ事がありますが、之は少しは減免する方が適當だと思ひます、日本租界が課する税率よりも高いものを既に英佛租界に拂つて居るから課する事にするのが原則ですが―― 實際は英佛租界に拂つて居るのが高いから減免をしては―― ○森川照太君 然らば支那街のは ○民團長(白井忠三君) 支那街は支つて居るんすか ○森川照太君 取つて居ないのすね、然し斯ういふ事が事實あるだらうと思ひますが、支那が税金を取れない、其の額が高ければ取れない、低ければ―― ○民團長(白井忠三君) 低ければ取れます	(50) ○議長(遠山猛雄君) 外に……… ○志村正三君 本條の第三條に於ける條例規定の中に於て――私は參事會に於ても意見なり、希望を出して置きましたのですが、課金調査委員會に此の際特に希望を言ふて頂きたいと思ふのでありますが、正當なる申告と認められたものに對しては十分ノ二の控除をするといふ規定は、誠に結構なる規定で雙手を擧げて賛成するのでありますが、尙内地に於ける取得税には扶養義務者に對しての控除が考慮されて居ります、現在の社會の趨勢――日本の狀態を見ましても、子供一人出来るか幾らゝ要るといふ様に世の中がせちすなかつた爲め非常に盛んに産兒制限がされて居るのであります、之は最も日本の中堅であるところの中産階級で判然と分つて居ります日本が世界に誇る所以のものは、人口の増加率に於て世界に冠たる事茲に於て我々民族が最も誇りとなすのであります、夫れが生活難の爲めに漸次醇風美俗が破壊される、此の意味に於きまして扶養義務者の特に子供の有る者に對しては充分考慮する必要があると思ひます、子供が大きなれば経費がかゝつて来ます、一人子供が出来れば幾ら要る、斯ういふ安易の傳給を買つて居る時に偶々十五圓の増俸があつたとしてもやれ／＼子供一人が助かつたと思ふのであります、少なくとも此の時期に於て月十五圓の金が必要といふ事實に照しまして子供が増へるといふ事は相當要るの當然の事でございます、課税に際しましては、特に課金調査委員會に於て此の課金を査定する上に於て家庭に如何なる扶養義務者が有るか、不具、廢疾者とか、子供が何人居るか、斯ういふ事を考慮されて相當の斟酌をし、申告を認める以外に斯ういふ事に對しては、現在の狀態に顧み考慮を拂つて課税するといふのが最も當を得た課税ではないかと思
(51) ひます、私は參事會の席上でも意見を述べて置きましたが、申告に對する票が私の家にも参りましたが見ますと斯ういふものは何等記載の項がないのであります、斯ういふ風な意見が考慮されて居るや否や、私の意見を付け加へて希望を申上げた次第であります ○民團長(白井忠三君) 今配りました分は以前の條例に依つて出来ました申告書であります、本案が通過致しますれば改めて御希望のやうなもの入つた申告書を考案しまして、それを直ちに本年度に利用しますかどうかは尙充分研究しなければなりません、其の場合に入れますから左様御承知置き願ひます ○議長(遠山猛雄君) 外に (異議なし) 御異議がありませんか、發言がなければ議會省略で議事を進行したいと思ひます (異議なし) 日程第六議會省略可決確定―― 日程第七、特別課金條例中改正ノ件 本案を議題に致します ○民團長(白井忠三君) 之は特別課金といふ綺麗な名前ですが、要するに遊興税の増額であります、實は斯う云つた税金の増徴を圖る事に付て他に一つの理由があるのではありませんが、それは今茲に公表する自由を持つて居りません、兎角最近の景氣の良い狀態から見まして之が藝者の負擔	(52) になる譯でもないし、料理屋の負擔になるものでもないのでありまして、遊興する人の負擔になるのですから時節柄之を上げる事は一向差支へないと思ひます。同時に從來の遊興税が、酌婦の玉代といふものと同じく百分ノ六で詰り同一であります。之は酌婦と藝妓とは内地でも等差がありますので、酌婦の方は現行の機動かさずに置きまして、藝妓の方の花代を百分ノ十に上げやう、斯ういふ理由でございます。(異議なし) ○議長(遠山猛雄君) 御異議ございませんか ○鹽谷信治君 之は之だけに今晩は之で勘辦して頂きませう ○議長(遠山猛雄君) 御異議がないやうですから、日程第七を議會省略可決確定と致します(賛成) 日程第八、不動産取得税條例中改正ノ件 之を議題に致します ○森川照太君 御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件の前迄の三案を一括して上程しては如何でせうか、而して説明も討論も質問もないと思ひますから、可決確定議會省略にしては、(一同「賛成」) ○議長(遠山猛雄君) 只今森川君から 日程第八、不動産取得税條例中改正ノ件 〃 第九、衛生費徴收條例中改正ノ件 〃 第十、水道使用條例中改正ノ件

(53)		(54)	
以上三案を一括して議題にしたいといふ動議がありました。御異議ありませんか。 (一同「異議なし」) 御異議ありませんければ以上三案を議會省略可決確定と致します。 本日は之を以て閉會と致します。(拍手) 明日の時間を申上げて置きます。明日は午後五時お食事付といふ事になつて居りますから―― 午後十一時二十分休會 以上		(第二日) 昭和十三年三月二十八日 於 公 會 堂 議 事 日 程 第十一、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件 第十二、退職給與基金特別會計條例制定ノ件 第十三、天津居留民團團長、助役條例中改正ノ件 第十四、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件 第十五、居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件 第十六、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案 第十七、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算案 第十八、昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出豫算案 第十九、昭和十三年度居留民團歳入出總豫算案 第二十、總領事ヨリ諮問ノ件 出席 議員 古田 治四郎 小澤 昇 植前 香 森川 照太 (二十七名)	

(55)		(56)	
佐々木 清一 早瀬 精一 遠山 猛雄 菊地 新一 山田 榮治 佐藤 秋作 岡本 久雄 原田 万造 山尾 市二郎 鹿田 多三郎 伊丹 關次郎 橋本 磯太 上田 茂 中村 三雄 龜澤 省朗 佐々木 由太郎 鹽谷 信治 清水 一太郎 志村 正三 木下 秀良 出席 吏員 白井 民團長 前田 助役 小瀬 會計主任 午後五時四十分開會 ○議長(遠山猛雄君)(着席、拍手) 只今出席議員數十九名でございます。過半数の定員に達して居りますからこれより本日の會議を開會致します。お手許に配布してあります議事日程 日程第十一、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件 本案を議題に致します。 ○民團長(白井忠三君)(登壇) 本案は御承知の様に一萬弗迄積立て、適當なる記念事業を致したいといふのが只今迄決議されて居る處であります。大體先般來參事會で相談致しました處結核豫防の仕事に使ふのがいゝんぢやないかと云つた御意向であります。もとより決定ではありませんが、然らば一萬弗ではどうも少し金額が足らん、もう少し積立てた方がよいだらうといふ事で三萬弗迄積立てやうといふ事になりました。此の案を提出した次第であります。其の後偶々滿洲の方に於きまして兒童療養學園といふものが出來ると報導されて居ります。それは初期の結核兒童を一ケ年間收容致しましてそして健康兒になつてから學校に通はせる。其の間無論治療が主であります。一方には多少の勉強を授ける斯ういふ方法であります。大連の本年の全市の新入學兒童が約三千五百名、其の内休校をして治療を要する初期結核兒童が七十名見當あります。之を基礎とした計劃を樹てらるしのですが、どの程度のもので、どの位經費が要るかといふ事はこの新聞の報導にはありませんから、問ひ合せて參考にしたいと思つて居りますが、若し斯ういふ事になりましたら果して三萬弗で足りるかどうかわかりませんが、之等は大きい當天津等でも施設するに適當なのぢやないかと存じます。そう云つた譯で提案して居ります。三萬弗は別段確たる目標もありません。只結核療養所と言つた方面に使ふのが適當ではないかといふ程度であります。從而更に本案を御承認の後、もう一度變つた具體的の案になつて御協賛を仰ぐ様になるかも知れませんが、以上の點を御諒承の上で御協賛を得たいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり) ○龜澤省朗君 私はこの案に付きまして元より賛成なんです。此の御下賜金の御聖旨は民團の社會事業御獎勵の意味で下賜したものと記憶して居りますが、此の御下賜金をどういふ方面に使ふかといふ事に付きましては、前民會に於て委員會を設けて篤と研究するといふ事になつて居つたように思ひますが、未だに其のお話を聞きませんがどういふ事になつたのでせうか、それを一つ伺ひたいと思ひます。それから只今民團長のお話に依りますと、結核豫防の爲めに何か施設を講じたいといふお話もありましたようですが、私は現在天津に於きまして最も缺除して居りますのは保健衛生といふ我々の生命を護る處の大きな病院の施設ぢやないかと思		○議長(遠山猛雄君)(着席、拍手) 只今出席議員數十九名でございます。過半数の定員に達して居りますからこれより本日の會議を開會致します。お手許に配布してあります議事日程 日程第十一、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件 本案を議題に致します。 ○民團長(白井忠三君)(登壇) 本案は御承知の様に一萬弗迄積立て、適當なる記念事業を致したいといふのが只今迄決議されて居る處であります。大體先般來參事會で相談致しました處結核豫防の仕事に使ふのがいゝんぢやないかと云つた御意向であります。もとより決定ではありませんが、然らば一萬弗ではどうも少し金額が足らん、もう少し積立てた方がよいだらうといふ事で三萬弗迄積立てやうといふ事になりました。此の案を提出した次第であります。其の後偶々滿洲の方に於きまして兒童療養學園といふものが出來ると報導されて居ります。それは初期の結核兒童を一ケ年間收容致しましてそして健康兒になつてから學校に通はせる。其の間無論治療が主であります。一方には多少の勉強を授ける斯ういふ方法であります。大連の本年の全市の新入學兒童が約三千五百名、其の内休校をして治療を要する初期結核兒童が七十名見當あります。之を基礎とした計劃を樹てらるしのですが、どの程度のもので、どの位經費が要るかといふ事はこの新聞の報導にはありませんから、問ひ合せて參考にしたいと思つて居りますが、若し斯ういふ事になりましたら果して三萬弗で足りるかどうかわかりませんが、之等は大きい當天津等でも施設するに適當なのぢやないかと存じます。そう云つた譯で提案して居ります。三萬弗は別段確たる目標もありません。只結核療養所と言つた方面に使ふのが適當ではないかといふ程度であります。從而更に本案を御承認の後、もう一度變つた具體的の案になつて御協賛を仰ぐ様になるかも知れませんが、以上の點を御諒承の上で御協賛を得たいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり) ○龜澤省朗君 私はこの案に付きまして元より賛成なんです。此の御下賜金の御聖旨は民團の社會事業御獎勵の意味で下賜したものと記憶して居りますが、此の御下賜金をどういふ方面に使ふかといふ事に付きましては、前民會に於て委員會を設けて篤と研究するといふ事になつて居つたように思ひますが、未だに其のお話を聞きませんがどういふ事になつたのでせうか、それを一つ伺ひたいと思ひます。それから只今民團長のお話に依りますと、結核豫防の爲めに何か施設を講じたいといふお話もありましたようですが、私は現在天津に於きまして最も缺除して居りますのは保健衛生といふ我々の生命を護る處の大きな病院の施設ぢやないかと思	

(58) (57)

ふのであります。從來天津には幾多の病院もありますし、民會議員の中にも澤山の醫師各位も居られますが、私は此の天津が居留民が増へるに従つて益々大きな病院といふものが必要になるのぢやないか、少しく重い病人になりますとすぐ我々は大連に行くとか日本に行くとかいふ様な必要に迫られて居りますから、此の問題は海外殊に此の天津に居ます居留民にとつては將來最も大きな必要があるのであります。

御下賜金の、御聖旨を拜しまして天津に非常に大規模な病院を造つて頂いて此の憂ひのない様にしたいと思ふのであります。矢張り此の御下賜金を基として、或は日本の同仁會、或は又文化事業部等と適當の連絡を取りましてそういう方面に施設を起そうとするならば、恐らく殊に現在の情勢下に於きましては出来るのぢやないかと思ひますが、如何でございませうか、そして此の案に依りますと十二年度以後五十年間に銀三萬弗とありますが、孰れにしても相當の内容ある施設を行うとするに當つて此の金額ではまだ少なきに失はせんかと思ひます。此の金額は少なくとも毎年一萬弗以上を積立てる事に致しまして、尙其の使途に付きましては成る可く早い期間に委員會を設けまして充分研究して頂きたいと思ひます。一寸民團長に大等に對する御意見を伺ひたいと存じます。

○民團長（白井忠三君）委員會の事は正に條例にあります。從而實際は先づ委員會を招集して、それから方法を考へるものであります。孰れにしても委員會を招集して全く白紙で委員會の考へに委すといふ事でなく、當局側に於て大體成案を得てから委員會を開いてそれに對する御研究を願ふ、と云つた事にした方がよいと考へましてまだ委員會を設けて居りません。

大病院の件に付きましては、御承知の様に共立病院といふ今度共益會に移譲されました病院がありまして、之を完全なものに段々と改造して行くといふ事に付ては一般に考へて居る事でありますが、御下賜金を基礎とした別な病院を造るといふ事は私としては考へて居りません。矢張り御下賜金の性質から從來の病院を良くする爲めにそれに注込むといふ事は差控へたいと思ひます。新しい仕事をなさる方が記念すべき御下賜金の御趣旨に添ふものと思ひます。大體此の思召は今言つたやうな兒童結核の療養院とか、或は結核豫防に關する一つの調査機關とか、研究機關とかを作ると言つた事が思召しには背かない事に見て居ります。それで取敢へず三萬弗といふ事が決定致しますれば、大體今申しやうなものを一つの原案として委員會を設けて十三年度に於ては委員會を作る運びになります。

○龜澤省朗君 只今の民團長のお話で判りました。事御下賜金の事に關はりますので使途を頭から限定されずに、白紙の儘成る可く近い内に委員會を設けられん事を希望致します。

○早瀬精一君 之から先五十年間に毎年五千弗づつを御下賜金の 御聖旨に助ふ爲積立てる、五十年先になりますと如何いふ事になりますか、物價の騰貴が爲替價値を下げて参りますと、三萬弗なら出来ようと思つたものが四、五年先で三萬弗でも五萬弗でも出来ないのであります。三萬弗では一萬弗の仕事が出来ないといふ奇現象を來たすかも知れません。就きましては御下賜金の御趣旨に副ひ奉る第一石を投じまして、速に御趣旨を奉戴して足らん處は順々足して大きなものにするといふのが良い方法じやないかと思ひます。慾を申せば切りがないが、三萬弗は少ないと思ひます。十萬、百萬を出して大きな病院を建てようそれは結構な

(60) (59)

事でございしますが、只今申し上げました様に、一萬弗で出来る範圍内で先づ行ひ積立ての出來た時に次々と増して行くと思つたと、五年先に随分立派なものが出来はしないかと思ひます。五ヶ年先に幾萬圓出來た時に着手するのてなしに龜澤議員の申します様に早く委員會を設けて、一日も早く御下賜金の御趣旨に副ひ奉るよう、私は一寸此の点御説明申し上げます。

○議長（遠山猛雄君）御希望ですね。

○早瀬精一君 そうです。

○議長（遠山猛雄君）御意見でございますが、別に御意見がありませんければ龜澤君、早瀬君のは御希望として御伺ひして………

之は修正ではありませんね。

（兩人「そうです」）

それは御希望として御伺ひ致します。本案を議會省略可決確定と致しまして、次に

日程第十二、退職給與基金特別會計條例制定ノ件

本案を議題に致します。

○民團長（白井忠三君）（登壇）本案の内容は御覽の通りで別段説明を要しないのであります。此の理由の點は從來凡そ人件費の五分とか一割とか言つた金額を豫算の際込めたものを出して居りますが、之は事實、實際と非常に懸離れた結果を起す場合が度々あります。其處で昨年迄の例を調べて見ますと、昭和十年度には一萬二千五百弗、昭和十一年度一萬四千三百八十四弗、昨年度即ち昭和十二年度に於きましては四萬五千五百十八弗斯う言つた大きな額が出て居ります。

本年は豫算關係に於きまして、非常時の爲に昨日御承認を得ました更正豫算といふものが出來ましたから宜しいやうなものであります。今後再び斯う言つた問題が起る事は豫算編成上面白くない事でありまして、結局基金といふものを設けて置く、不幸にして其の基金から支出するに足らん場合は直ちに臨時民會に更正豫算を御承認願つてから更正を遣るといふ風にはつきりさせて置くべき性質の金であります。毎月二人づつ罷めるとか、三人づつ罷めるとかといふものでありませんが、年に依つては四萬五千弗も規定の退職手當を出さなければならぬといふやうな事もあります。特別會計を設けて積立てをして置きたいといふのが提案の理由でございます。どうぞ御審議の程願ひます。

○議長（遠山猛雄君）

御質問なり御意見ございせんか、

（一同「異議なし」）

別に發言もないようですから、全議員御賛成と見て差支へございせんか、

（賛成）「異議なし」の聲あり

本案又議會省略致しまして可決と致します。次に日程第十三及第十四此の兩案を一括して議題に致します。

日程第十三、天津居留民團長助役條例中改正ノ件

日程第十四、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件

○民團長（白井忠三君）（登壇）本案を提出致しました理由には三つございしますが、其の一つは

(61)

只條例名の頭に天津居留民團長と斯うなつて居りますが、施行規則等から申しまして民團長といふ言ひ方は正しくありませんので、居留民團長といふのが正しいようにて、天津居留民團の法規でございすから、特に天津居留民團といふ事を條例の頭に付けて置く必要がないやうて、他に例がないのであります、第二の點は民團長の年俸は規定されて居りますが、さて給與額を上げるとかいふ場合には一々民會に諮るような現行條例の精神になつて居るらしく思はれます、之は限度が決まつて居りますので參事會に於て決めれば宜しい事で、次の助役、會計主任の年俸の限度が矢張り民團條例で決まつて居りまして其の間の増俸等は民團長に委せられ、此の精神から云つて民團長の昇給等といふ事は參事會に委せる、從來規定にありません、退職慰勞金は誰が決めるかといふ事は規定の上で明瞭ではありませんので、此の退職慰勞金は民團長も助役も會計主任も居留民會で其の額を決定する事になつて居ります、内地の市等に於てもそうなつて居りますので、斯う云つた三點の不備の點を改める爲提案した次第でございすどうぞ御審議願ひます

（「異議なし」の聲あり）

○菊地新一君 私はこの案には別に反對致しませんが、然し斯ういふ條例をなされるのに僅か一年の間に二度も民團條例の改廢がございまして、斯うした現象は過去を責める譯ではありませんが、將來條例を決める場合に當局者は慎重審議されまして一夜漬の條例といふのでなく最も研究された結果度々斯ういふ條例の改正をなさらんやうな方針を執つて頂きたいと存じます。其の點に付て民團長に一寸御伺ひ致します

(62)

○民團長（白井忠三君）はい承知致しました

御尤もな御意見でありまして正にそう云つた事に致します、只此の前の改正の時には助役の規定が私の参ります前に「名譽職トス」有給助役を置く爲の改正が一遍あつた譯であります、其の時に只今申しましたような点を全部考へて出せばよかつたのですが、實は漸く最近から民團の各條例を一齊に整頓を致したいと思つて法規調査委員會に色々願ひを致しました、と共に研究の結果斯う言つた點は改めなければならぬといふ事を發見したのであります、序に次の議題になつて居りますが、「居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件」といふのがありますが、只今申上げましたやうに天津居留民團長、助役條例の場合のやうに天津居留民團長といふのを民團を取つて天津居留民團長と改めるのも民會を開かねば行はれない。字句の修正の如きも一々民會に諮らなければ條例の改正が出来ませんので今後は之を參事會に民會から任せて頂きまして、精神の變らない範圍なら條例の改正を參事會に一任するといふ事を其次に提案して居りますが、大體斯ういふ事にお決め願へれば、民團法規が一年毎に參事會とか行政委員會等で決められて居りますので、一方の條例の改正の分は何月何日の改正と附則に書いた分もございすし、そうでなく改正の分は何日から施行すといふ事を冒頭に書いた條例もあります。斯う云つた事から猶だ當民團の法規が統制の取れないものになつて居ります、其の邊を充分統制の取れたものに直そうと思ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水一太郎君 本案は誠に結構な案と存じますが、民團長も非常にお忙しいようですから、助

(63)

役を一名とせすに二、三名もお置きになつたら如何ですか、成る可く助役を多くして年俸は六千弗以上といふのを今少しく減じて四千弗にして、四千弗以上八千弗位の人をお儲ひになつては如何ですか、

（「必要なし」と呼ぶ者あり）

○民團長（白井忠三君）お答へ致しますが、今の民團施行規則で「助役一名トス」となつて居ります、實際の問題から申しましても今助役を二名以上置く必要はないと思ひます

○議長（遠山猛雄君）御異議はありませんか

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

（「異議なし」の聲あり）

(64)

七は十六になります、お判りになりますか、第十八は日程第十七になります、日程第十九は日程十八になります、そして第十六の總豫算案が第十九になります、お判りになりましたか

（「判りました」）

日程第十六を議題に致します

日程第十六、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案

説明願ひます

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（遠山猛雄君）御異議ございませんか（異議なし）

では本案を議會省略可決確定と致します、（賛成）

日程第十七、昭和十三年度故田代將軍記念事業特別會計歳入出豫算案

之を議題に致します、（異議なし）

○民團長（白井忠三君）之は茲に上つて居ります金額が其の後忠靈塔建設といふ仕事に御賛成の

寄附金の今迄集つた高を本年度の豫算に――本年度の豫算といふと變ですが、十二年度に入つた金を茲に計上致しました次第でございす、御承認願ひます

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠山猛雄君）本案又議會省略可決確定と致します

日程第十八、昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出豫算案

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

（「説明願ひません、異議ありません」と呼ぶ者あり）

(66)

(65)

御異議がありませんれば本案も議會省略可決確定と致します、(賛成) 而して此處で一寸休憩致します

○植前香君 時間がまだ早いようですから豫算に入ります前に速記録を見せて欲しいんですが

○議長(遠山猛雄君) 議事の進行ですか

○植前香君 速記録を読んで頂きたいのです

(森川議員「断る」)

○議長(遠山猛雄君) 全部朗讀して欲しいと仰言いますのですか

○植前香君 全部じゃありません、朗讀して頂けるんですか

森川議員「餘計な事だ、見たい人は勝手に見ろ」

見に行つても宜しいのですか、

○議長(遠山猛雄君) 速記録全體を讀むんですか

○植前香君 豫算に関する前後、長くなれば人件費の處丈けでも

○議長(遠山猛雄君) もう少し引きつめて御用件を仰言つて下さい。

○民團長(白井忠三君) どういふ項目に就て

○植前香君 人件費に關しての處丈けでも、

(「植前君が黙つて見たら良いじゃないか」と呼ぶ聲あり)

○議長(遠山猛雄君) 豫算に入つてからにして下さいませんか、

○植前香君 順序から云ひましても配布がある筈です。我々は配布があれば此の席に讀んで出て来るのです。豫算に入つてから議事録を擴げて讀むんでありません、配布があれば讀んで出て来るのです。之が順序です

○民團長(白井忠三君) 必要があつたら見て下さつたら如何ですか

○議長(遠山猛雄君) 豫算に入りますか、夫れては植前君に勝手に見て貰ふ事にしまして日程第十六、昭和十三年度居留民團歳入出總豫算案

之を議題と致します

食事の準備が出来ましたそうですから、夫れては此處で休憩致します

午後六時三十分休憩

午後七時三十分再開

○議長(遠山猛雄君)(着席) 之より開會致します

○植前香君 先程私が議事速記録を朗讀して頂きたいといふお願ひを致しました處が、ついて見ろといふお話を私は見せて頂きたいと思つて居りました、處が三月の通常民會の速記録は出来て居りますが、六月、十一月の速記録はまだ出来て居りませんといふお話であります

昨日私がお伺ひしました時に明かに議長は出来て居るといふ事であつたのでありますが、どうした譯でありますか、お伺ひ致します

○議長(遠山猛雄君) 私は實は民團の方から翻譯は出来て居るといふ報告がありましたので、從て私はそう皆様に報告したのであります。植前君の質問のあつてから後に一々見てみまするに只今仰言るやうな事實であるといふ事を確めましたのでございます、前言は取り消し只今貴下の

(68)

(67)

仰言られる通りです

○植前香君 夫れに對して白井民團長の御意見はございますか、

○民團長(白井忠三君) 甚だ不行届になつて居ります點は重々お詫び申上げます。昨日も申上げましたやうに、實を申しますと昨年の通常民會、所謂民團長制度を定めました時の臨時民會の速記録もまだ完成して居りません、之に對して何とか手遅れを救済する方法はないかと考へましたが、速記者の速記致しましたものを翻譯するのは他の人では出来ません、結局一番重要といふと可笑しいが、昨年三月の通常會の速記録を當民會に間に合ふやうに完成させる事に努力致しましたが、昨日申上げましたやうに已むを得ざる軍部方面等からの速記者の借用を申し込まれ三週間、四週間の日數を取られましたる爲め遂に出来て居りません、然し原稿は全部用意させて居りますから、特別斯う云つた問題の此の日の話は如何なつて居るかといふ御質問のあります場合は當時の速記を基として取り調べて御返事が出来ると思ひます。速記録でない議事録の方は全部調つて居りますから議事録に對する御問ひ合せに對しましては早速御返事が出来るやうになつて居ります

○植前香君 御説明よく判りました。私は全事會でも屢次此の問題に付きましては私の意見の開陳に及んだのでありますが、不幸にして民會の速記録がない爲めに私は言語を憚んだ點も多々あるのでございます。私は速記録を待つ事久し鶴首して其の速記録の配布のある事を待つて居たのであります。實は昨夜私が議長に御伺ひしたのが議長とトチンカンな變なものになつて皆様に御迷惑と思つて私は遠慮したのでございますが、我々は此の民會議場に臨む際に前民會の速記録がないとどの點を擱んで根據として良いのやら検討して良いやら全く去就に迷ふのであります。

嘗つて今迄斯くの如き議事速記録の配布の遅れた例はない。嘗つて前例がないと私は思ふのでありますが、成程非常時のお忙しからといふ理由もありませうが、然し乍ら之に對しては五日や三日時間が経過して居るのではありません。春の民會は約一年であります。六月の民會は八月月であり、十一月の民會にしても既に四ヶ月経過して居ります。此の間速記者の他に雇はれた併られたといふ理由もありませうが、現民團の人事、非常に人員を増加して居るのであります。して見れば此の長い間に何とか處置が出来たと思ひます。臨時に人を雇ひ入れるなり古い翻譯が本人でなければ出来ないといふならばそちらに廻すべき人を臨時に雇ひ入れるといふやうな方法も考へられるであらうと存じます。全く我々は此の民會に臨み、此の豫算案を審議する上に過去の記録がなくして架空の議論は出来ません。我々は民會に臨み根據ある據り處あるところに依つて質問するので、どんな議論をしても構はないといふのなら格別でございますが、我々は何處迄も根據ある動かない處に據つて議論を進めて行かなければならないと思ひます。

尙又只今白井民團長が言はれるやうに實は出来てゐないが原稿は出来て居る、私は此の言を此の席上に於て聴く事は甚だ不満であります、甚だ公明正大を欠くのではないかと思ひます。私一個でなく何人も何故出来てゐないと初めから率直に云はなかつたか、之は議長を欺瞞し、我々民會議員を欺瞞するものであります。私は甚だ白井民團長の爲めに悲しみます。私は決し

て民團長を苛めるのでもありません。只租界を愛するが爲め、租界の居留民を愛するが爲めでありませぬ。私が何かいふと「早く退つたら宜い、次々」と云つたやうな無責任な聲も聴える、説も吐かれますが、我々民會は只白井民團長の退る事にのみ賛成するならば無用の長物でありませぬ、のみならずさういふ態度に出る——白井民團長のいふ事なら何事でも賛成する——といふ態度に出る事は後日白井民團長を誤る原因になると思ひます。

○議長（遠山猛雄君）白井民團長の攻撃に亘るのなら發言を停止致します。議事進行に關する議論を許して置きます。

○植前香君 此の釋明をどうなさるんですか、我々の議長を欺瞞し、我々居留民を欺瞞する、私は一言私の今云つた事に就て何とか方法があつて良いのじゃないか。又我々を欺瞞したといふ形になるといふ事に對して白井民團長の御明答を煩ひたいと思ひます。

○民團長（白井忠三君）重ねて議事速記の出来て居りません點に就て重々責任を感じて居りまして、お記上げ申上げます、然し當天津居留民團設立以來三十一年になりながら、民會議事録を速記に依つて記録したといふ事は十二、三年前からの事でございませぬ。斯う云つたお互の實際に於ける自治民會に於て速記の一言一句を取り上げて議論をしなければならんといふ様な氣分はなかつたのであります。毎年開かれる通常民會並に其の當時の必要に應じて起る臨時民會——それは任期にあられる皆様が出席されて議論をなさるのであります。速記がなくなつても去年の民會に誰々が斯う云つた議論をしたじやないか、誰々が民會議員に出たじやないかといふ事は民會議員の多數が耳にされて居る處でありまして、帝國議會の速記のやうに一言一句に亘

り斯う云つた事をした之は不敬である、之は非難であると言つた議論を附はせる必要のない自治體の民團であります、此の意味から植前議員が速記のない爲めに自分の議論の構成上圖ると仰言られる點は、實際問題としては事實御不便がないとは思はれます。私が當時第四十一次臨時民會に於て斯う云つた御答辯をした、夫れが進むと仰言れば速記を調べて見ようといふ必要もなく、當時の民會議員の多數がお前が間違つて居ると仰言れば私の思ひ違ひであれば其の點は充分に説明を申上げます。速記の有無といふ事でなく、夫れから引續いて開かれて居る民會議場の多數の議員の諸君の御記憶を辿つて頂きまして其の圓滿なる議事の進行を計つて頂きたいと思ひます。

○森川照太君 私は植前君のいふ事が御尤もだと存じます。強ひて一言一句を追究する必要がないかも知れませんが、天津居留民會は帝國議會と違ふかも知れませんが、然し乍ら速記は成る可く早い機會に於て配布して次の民會に間に合ふやうに之から速記はして貰ひたいと思ひます。今此の點を争つて見た處で無いものは致し方がありません。植前君が必要なら議事録なり速記の原稿を見て頂きたい。將來に於ては多少の人員を増やすなり費用の増加をして間に合ふやうにして此の尤もの要求を容れる機考へて頂きたいと思ひます。此の意味に於て植前君も御承知なさると存じますから速記の問題は之で終りにして頂きたいと思ひます。

（「同感」と呼ぶ聲あり）

○植前香君 無論私としても其の責任を追究する必要もなければ之に對して追究も致しません。今後私の希望として述べて置きますが、少なくとも半年、臨時民會なら二ヶ月の範圍を以て

御配給を願ひたいと存じます。民會會議規則を變へる點を考慮して頂きたいと思ひます。

○議長（遠山猛雄君）植前君も得心がいきましたね。

○植前香君 そう追究しても限りがありません。

○議長（遠山猛雄君）夫れては

日程第十九、昭和十三年度居留民團歳入出總算案

本案に付しましては民團長より一應の説明がございまして、御説明願ひます

○民團長（白井忠三君）（登壇）昭和十三年度總算案の説明を申上げます。前年度に比較致しまして約九萬二千弗の増額になつて居りますが、詳細に御覽になつた方はお判りですが、事實九萬弗の増額でございませぬ。毎年の繰越金といふものが十七、八萬弗徴減致して居ります。之は詰り例年二十萬弗乃至三十萬弗の繰越金があつたのでありますが、昨年度に於きましては此の事變の突發から臨時事件費又は防水費、防疫費といふもの、支出が多かつた爲めに此の費用に前年度繰越金が使はれまして昭和十三年度の繰越金は十七萬何千圓の減額を見て居る次第であります。之を以て臨時事件費に突發的な費用がありましては拘はらず、民團の財政は如何にか繰り廻して居つた譯であります、従つて次年度昭和十三年度事業には之と見るべき仕事が出来なかつたといふ結果になつて居ります。此の點は昭和十三年度豫算編成に際しまして私共が頗る遺憾と考へましたのでありますけれども、突發的事變の爲めに特別の金を使はなければならぬといふ結果でありまして致し方がないのであります。然し此の臨時事變費は或は政府が何分かの補助をして頂けるんではないかと思ひます。此の點は十二分の期待を持つ譯には

参りませんけれども、段々と領事館に對する本省の色々の変更に對するお尋ね等がありまして若干の補助が頂戴出来るんじやないかと思ひます。夫れが即ち前年度繰越金が補助を頂くだけ増へる譯であります。又民團自らの計畫と致しまして別に從來の投資金といふと可笑しいのですけれど、或は開口の埠頭地に投じてあります民團の金が二十萬弗以上あります。此の土地の處分が出来ますれば二十萬弗以上の金が民團に回收されて参ります。斯ういふものを以て此の躍進天津の民團の施設を進めて行きます上に適當なる考慮が成し得るのではないかと存じます。只豫算總額の上から申上げますと、昨年の百二十四萬弗強が本年百三十三萬弗になつて居る事でありませぬ。即ち九萬弗増へた譯でございませぬ。今や新しい情勢に應じた豫算が含まれて居るんじやないかといふ風に御覽になるかも知れませんが、實際は團債の償還に約八萬弗増へて居ります。昨年返へす可きものが返へさないで済んだ爲めに本年度の豫算に計上したので八萬弗團債償還費が増へて居ります。夫れから尙引續いて居ります今回の事變に對する事變費三萬弗昨年計上して居らない豫算が出て居ります。此の合計が十一萬弗であります。其處で本年豫算の總額の上で九萬二千弗といふものを更に引きますと、寧ろ昨年より二萬何千弗豫算が減つて居る譯であります。此の點から申しまして昨年よりも本年の豫算が今にも増加して發展天津の民團としての施設の色々あるのじやないか、といふ風な總算額から見れば見方が實際と違つて居るのであります。極めて消極的になつて居るといふ點を御諒解願ひたいと存じます。只豫算編成の方針と申しますか、長年民團の豫算編成の仕方は歳入の見積りに於ては出来るだけ内輪に見て置くといふ事で、詰り實際營業課金なら課金が調定額に於ては八萬

(72)

(71)

(70)

(69)

弗あります。然し其の徴収は二割なり三割なり出来ない場合を豫想して、豫算の現實性を考へて何割かの内輪の見込みをするといふ事でありましたが、只今の状態から考へまして歳入の方面に於ける内輪の見方は止めまして、實際の見積り額其の儘に上げるのではありませんけれども從來取つて居りました方針を改めては、實際に近い収入を豫算に上げる、其の代り一方歳出の方面に於きましては元よりこれは從來も極めて其の例は少ないけれども豫算の歳出額が不足の場合豫備費から許可を得て出すといふ途はございます。が昨年の事變關係の上より甚だ歳出の點が――昨晩も御承認を得ましたやうに――一口に申しますれば減茶々であります。豫算といふものを離れた支出が行はれて居つたが、今後此の歳出豫算に對しては出来るだけ已むを得ざる場合の外御協賛を得た豫算を一步も超えない、決して赤字を出さん斯う云つた考への下に、方針の下に本年度の豫算の編成を致しました。突厥の非常事等があれば已むを得ませんが、收支に付きましては民會に於て決定された豫算は充分之を、神聖に嚴守して行かなければならないといふ事を今後の民團財政の方針と致しまして、モットーと致しまして吏員の我々が之に忠實なる考へを拂ふといふ精神を盛り込めた豫算を編成致しました。大體の豫算編成の根本方針は今申上げたやうですが、次いで歳入、歳出の部分に付て御説明を申上げたいと存じます。歳入の部分即ち課金賦課の方針と致しましては、昨晩も各課金の改正案に付て申上げましたやうに我々の方針は賦課の均衡公平を期す、即ち之がモットーでございます。出来るだけ賦課の均衡公平を期したい、斯う云つた考へを根本の方針と致しまして豫算の編成なり又各條例の改正案を提案した譯でございます。

先づ民團課金の土地、家屋、取得、營業の四課目に付て申上げますと六萬三千兩の増額でありまして、十八萬七千兩の前年度豫算に比へましては相當の増額になつて居りますが之は一面に於ては條例の改正に因る増額といふ事もありまされども、居留民の増加に因る自然増加といふ事が考へられるのであります。土地課金に付きましては前年度よりは約倍になつて居りますが、之は矢張り時勢に依りまして土地の評價が非常に上つて居るといふ事から來て居ります。只土地課金の中には前年追加して居りました共益會が民團に拂つて居りました土地課金を今後免除するといふ方針の下に約一萬兩――九千四百兩でございますが――共益會から民團に拂つた土地課金を差し引いて居ります、そして此の豫算に計上してあります家屋課金の方は、家賃の暴騰、又は土地課金の増徴から相當な増額があるべき筈であるといふ豫算になつて居ります。又取得課金も昨晩御協賛を得ました多少の増額と、それから居留民の増加といふ事から増額される事になつて居ります。營業課金は取得課金等の均衡を計る爲め之又増額になつて居ります。御覽の通り昨年の三萬九千兩に對して本年は七萬五千兩の非常なる増額のやうに御覽になるかも知れませんが、多分に新しく増へる方々の豫想を加味したものであります。此の營業課金の問題に付きましては、此の機會に一言議員諸君の御注意を喚起して置きたいと思ひます、夫れは我が天津の居留民團の課金が上海とか、青島とかいふのに比して如何にどう云つた比例になつて居るかといふ事でございます。正金銀行、三井洋行といふ様なものを例に申上げますならば當地に於ては兩者共年額二千三百兩の營業課金を負擔して居るものであります、上海に於きましては正金が一萬三千兩、三井物産は一萬一千八百兩といふやうな比例になつて居りま

す。當地に於きましては孰れも二千三百兩程度でありまして、青島に於ては双方共五千五百兩といふやうな負擔になつて居ります、此の天津に於ける課税が少なくて済んで居つた理由は御承知のやうに電燈事業を――只今では共益會がやつて居りますが――民團に電燈事業といふ財源があつた爲め此の課税が非常に安くて済んで居つたといふ譯でございます。之は段々時代の變化と共に考慮しなければならぬ事になるのであります。此の外特別課金であります、之は昨晩申上げましたやうな遊興費、水道料といふやうなものが段々増へて居ります。之は當然當地の居留民が増へて参ります限りといふ事になります。只工巡費といふものが減額を見て居りますが、之は租界内の居住支那人が租界外に出て行くといふ結果にあるのであります。孰れにしても我々民團の賦課金、各種の課金を通じての居留民諸君の負擔が他の上海若くは青島に比してどういふ事になつて居るかといふ事を申上げますればまだ當地の居留民諸君の負擔は極めて少ないのであります。昭和十一年度に於ける上海の居留民團の一人當りの平均の負擔額は十五兩六十八仙であります。青島の居留民諸君の一人當り十四兩三十三仙であります。我々民團の課金に對する負擔は昭和十一年度に於て八兩四十六仙であります。十二年度に於きましては稍々増加しまして八兩六十七仙であります。本年度は茲に提出致しました豫算に依りますと十兩八十六仙になります。即ち青島に比してもまだ四兩程の低位であります、上海に比しては五兩六十仙程の低位であります、之は只今申しましたやうに取得課金、營業課金等を或程度迄引き上げました其の結果に因ります。尤も天津の方の計算は租界に包容して居る支那人の頭数を加へてありますから此の點相當の數に減ります。歳入の方は大體其の點の説明に止め

まして、歳出の問題でございます。其の第一の事務所費に付きましては、最近の民團の人員費が歴大なる増加をして居るといふ事に付て巷間に色々の御議論のある事を伺つて居ります。之は成程五萬兩のものが七萬兩になり十萬兩になるといふ數字の増加から御覽になれば最近に於て相當の膨脹をして居るといふ事をお考へになる事は御尤もであります。擬どういふ経路で人員費が膨脹して居るかといふ内面的の御検討が必要であります。私が説明申上げます事は人員費の膨脹といふ事を三通りに分ける必要があるものであります。第一は私が民團長制度の下に迎へられました、今迄年俸一萬兩といふやうな吏員が居らなかつた際に私が迎へられました――民團の機構が民團長制度を必要とする時節になつて参りましたのですから機構の變更を必要とする――斯う云つた意味から機構改革に因ります必要な人員費の増額といふ事が第一でございます。第二は段々此の非常時局と共に物質の騰貴其の他に因つて在來の吏員の待遇を今少しく優遇しなければならぬ、之は恐らく御議論の無い事と存じますが、詰り吏員の優遇に因る増額。第三は居留民が事變前に比して二倍以上にも増加して居る、此の増加に備へる人員の増加、今迄五人の仕事が出来たものが居留民の激増と共に二人なり、三人なり増やさなければならぬと云つた意味の増加でありまして、此の三段の譯で人員費の増加といふ事を御検討願ひたいと存じます。過去の成績から申上げますと、機構改革前の人員費が機構改革後に増へましたものの優遇に因るものと増員に因るもの、即ち機構の改革の爲めに人が増へて増へたものと兩方に分けて申上げますと機構の改革に因つて人員の増へたものが年額八千八百兩程になります。又從

(77)

來の待遇を今少しく良くするといふ意味の増額が五千七百弗位になります。即ち昨年の事變勃發の直前の、只機構の改正を圖つた爲めに生じた人件費の増額は年額一萬四千六百〇四弗でございます。其の後事變が此の様に變化しまして、居留民の増加其の他に因りまして現在増加されて居りますものは此の機構改革直後の人件費に比べまして年額三萬三千餘弗の増額となつて居ります。此の點果して是程の増加が適當であるか無いかといふやうな御議論に付ては充分なる御意見を伺ひまして私共考へる可き事は考へて御期待に副ひたいと思つて居ります。只此の場合に一言御参考に申上げて置きたい事は民團の人件費といふものが總豫算額に對して如何なつて居るかといふ事を申上げますと、昭和十一年度に於きましては總豫算額に對して二十一％が人件費に使はれて居ります。夫れから昭和十二年度に於きましては二十一％が人件費に當られて居りました、然して本年度の豫算に於きましては二十五％程、即ち四％程從來より人件費の比率が總豫算に比して増加して居る譯であります、之をお隣りの大連の市役所に於ける總豫算と人件費の比例に比べて見ますと、大連の方は昭和十年度に於きましては二八・四％、昭和十一年に於きましては三一・七、昨年度の昭和十二年に於きましては三一・八といふ比例になつて居りまして、茲に提出致しました我民團の豫算の人件費が總豫算に比して二五・一といふものより遙かに大連市役所の人件費が多いといふ結果が統計の上に表はれるのであります。然し私共は他方が三〇％使つて居るから天津も三〇％使つて良いのだといふ事を申上げるんではありませんが、人件費なるものがどの邊迄使つて良いものか悪いものかといふ事を考へます上に各地方の人件費の使ひ方を參考と致しまして之に依つて大體の目安をつけなければならん

(78)

爲めに茲に調査した事を申上げるのであります。其の次に歳出の方に於きましては警備費の増加でございます。之は居留民の激増並に軍部の御行動といふやうな事から租界内の交通状態は極めて不安と申上げて良いやうな状態になつて居りますので交通整理其の他に於ける警備費の増加は已むを得ざる數字であります。警察當局の方からも御要求があつたのであります。遺憾乍ら民團財政の状態は御要求の全部を容れる譯には行きません。段々と御相談の結果巡捕増員の如きは御要求の半數に減額をして頂きまして、此の豫算表に御覽の如く三萬四千弗の昨年度に比する増額で計上されて居ります。三萬一千七百弗の増額で計上されて居る次第でございます。此の警備費の問題では度々民會で國庫補助といふ事が論議されました、國庫に對する諸願運動も始終續けられて居つたのであります。昨年の暮に外務省の本省からお出になられました書記官のお話では或は本年度は何か補助の一端が實現されるんではないかと考へられました。が不幸にして遂に本年度の政府の豫算には大藏省の認可が得られなかつたと見えまして計上されて居りません。結局長年請願して居りますが、此の點はまだ政府の御認可を得られないものでございます。其の次に土木費でございますが、此の主なるものは修道費の一萬五千弗程の増加といふ事で先刻申上げたやうに消極的な豫算である爲めに充分に土木施設の豫算の計上は出来ません。只今上げて居りますものでして或は現狀の様に軍事的行動が行はれて居りますれば此の狭い道路を掘り繰り返してあつちこつち直すといふ事も出来ませんので、豫算通りに發行出来るかどうかといふ事を考へて居ります。次に歳出の臨時部の方では先刻御協賛を得ました御下賜金の記念事業——從來毎年一千弗計上

(79)

致しましたものを五千弗に増やしたのでございます。其の次は民團吏員宿舍の新築であります。夫れは當今頼りに申されて居ります住宅難の緩和の上に今年に取敢へず此の程度の宿舍を建てたいといふ事でありませう。夫れから官島街に架けます橋梁——海光寺運河を渡りまして所謂管外地方方面に参ります橋梁であります。之は過去三年の豫算に上せて遂に一遍も出来なかつたのであります。今度フランス側との協定が出来まして彼處に橋を架ける事が出来るやうになりました。本年諸物價の騰貴等で多少の豫算の増加は已むを得ないでせうが、之は本年是非共に架ける事に致します。夫れから道路の角をもう少し大きなカーブで廻り角を樂に廻るやうにしたい。本年度の豫算で新しい金額としまして豫算の關係上極く僅かしか上げられませんでした。政府の補助金とか其の他の歳入が得られました場合にもう少し方々の四ツ角を廻り良く大きく廻る様にするといふ風な事を考へて居ります。最後に菊地議員から前年度の民會にもお話がありました上水道の團營といふ問題でございます。之に付きましては段々研究致しましたる處どうも水質が天津に於ては充分良いものが得られんといふのが今フランスの工部局其の他の報告から得て居る状態であります。但し堀井戸に依つて得られました水を現在の上下水道の水に二割乃至三割なりを加へて供給するといふ事は現在の水道の需要者に對しまして都合無しに、水道衛生上に元より不都合も無しに夫丈民團は地下の中から出る水を他方から高い金を出して居る者に加へて供給すれば財政上非常に有利なる點もございませう。そう云つた點から堀井戸を掘る地點は何時か良いかといふ事になります。之は學理的な研究の結論でありませうが、成る可く白河の縁が良いといふ結論になるので

(80)

ございませう。實は夫れで第一次の豫算會議には約六千弗を橋立街の附近に於て白河の縁で井戸を掘らうといふ事にしたのであります。豫算の關係もありますし、今一つ今夕茲に申上げる時期にまだ達して居りませんが、民團が經營すべき此の事業の爲めに管外地方方面に井戸を掘らなければならぬ事があるのじやないかと思ひます。之等の事情から遺憾乍ら豫算から削除致しまして改めて管外地方方面の事業を致します時に一遍井戸を掘つて試験をして見るといふ事にして居ります。どうぞ斯う云つた點で御諒承を願ひたいと存じます。一寸長くなりましたがどうぞ御質問を願ひます。○議長（遠山猛雄君） 説明が一應済みました。例年私が見て居りますのにどうも矢張り第一議會で質問と討論がごつちやになりまして大變御意見が通らなかつたりな感じがしますから、第一議會に入りまして前に討論に附す前に此の案全體に付ての御質問を願ひたいと存じます。大體御質問の終了致しました時に討論を願ふ、と斯う云つた順序で議事を進めますから其の意味で御質問願ひます。○植前香君 此の間新聞で拜見致しますと何時も僕が問題にする特別課金の問題ですね、支那人からも取る様な口實もあるといふやうな事がありました。研究が出来ましたかどうかお伺ひしたいと存じます。○會計主任（小瀬巖君） 夫れは研究して居りますがまだ良い方法に當りませんのであります。出来るだけ考へまして成るだけ良い方法を講じたいと思ひます。

○森川照太君(登壇) 第二議會かも知れませんが、全般に亘りますので、民團長に伺ひたいと思ひます。第一に豫算を確守するといふ事は當り前の事で確守しない位な豫算なら豫算案を民會にかけて審議する必要は無いのであります。處が從來の民團の豫算といふやつは誠に詰り無いもので平氣に破られて居る極めて顯著な例があり、其の都度當時の參事會長若しくは行政委員會長が叱られるといふ事が度々あつたのであります。今度此の方針を改められたといふ事は誠に結構な事で、退職慰勞金の様な事で少し多ければ臨時民會を開くといふ位が民會で審議した豫算を守るといふ事は實際には當然な事で、之は誠に結構な事で、當民會での口の約束を破つて無く實行されん事を希望して已みません。夫れから其の次に開口の地所ですが、之が處分されるといふ事ですが、買つた値段と餘り差の無い値段で處分されるのじやないかといふ疑を抱くやうな民團長の説明でありましたが、あの當時に比べると高くなつて居る筈だから民團は營利會社じやないが、當然の價にしても一寸も差支へ無いのでありますから其の積りで此の地所を處分して頂きたいと思ひます。元値で賣るやうな、又夫れに利息をつけるといふやうな値段でなしに現在の地價に相當に儲けて賣るやうにして頂きたいのであります。夫れから外務省から買つた一つは事實、此の爲めに民團が誠に負擔をした、強いて政府に苦情をいふ考へは一寸もありませんけれど、若しも之が日本政府が此の小さな民團に負擔を轉嫁するといふ考へが無いとしたならば出來る丈け之が理合せを多くするやうに盡力して頂きたいと思ひます。

第二に巡捕の補助金だが斯んな贅澤な負擔を民團がして居るといふ事が根本に於て間違ひであ

ると僕等は考へるが、頼むから巡捕は俺の方で使ふ、入費はそちらで理合せるといふ事も誠に可笑しな話で、自分で使つて居る巡捕に錢を此方に出せといふ事で、此の二つの點に付きました民團長は宜しく非難明白にして頑固なる外務省に判らせて相當の負擔の補助―補助じやない當然出すべきものを出させるやうにして頂きたいと思ひます。夫れが爲めには或は書面でいなければ一寸位の旅費を使つても數萬弗の、若しくは數十萬弗と云つても役に立たんようじや困るが、上京をなさつても貴方の旅費以上のものは出來ないなら警察權のあるもの京して之は是非違つて頂きたいと存じます。若しもお錢を呉れないならば警察權のあるものは外國租界の如く民團に譲つて頂くやうにしたい、斯ういふ風に考へて居ります。夫れから此の次に自然増加が少々少な過ぎるやうに思はれます。人口の突飛的な増加、夫れから之に因る豫算の自然増加、夫れから土地家屋等突飛的な増加、之に因る營業課金の増加に付てお話がありました、之等は今迄居留民全般で造つて居た様な事を一つの會社で運る位大きなものが出來たのだから今迄誠に増へ方が少ないやうに居留民として不足に思ひますから、之を少しうんと増やすやうに願ひたいと存じます。之は民團長に宜しくお願ひ致します。夫れから此の昨晩も佐藤議員から交通の混雜といふ事に付てお話がありましたが、民團長もそれは認めて居られるようですが、誠に非常なる混雜で言語に絶へて居る状態であります。斯んな事は文明世界に於て許され無い程度の混雜で、如何にも日本の居留民團の施設として道路が狹過ぎるといふ事は恥づべき事であると思ひます。四つ角を削るといふお話がありましたがそんな吝嗇な遣り方で交通の混雜が助けられるやうなものでは無いと思ひます。私が旭街を

横切るにしても、諸街にしても數分間立つて居なければ横切れ無いのでございませう。世界のロンドンやニューヨークでも無さそう、有るかも知れませんが其所には交通巡査がもう少し立派に交通を整理して居るが、案山子の如き巡捕は交通の整理に何等の役に立つて居りません。警察署の諸君に對して相濟まんやうな申し分でありませうが、事實どうでございませう。交通整理に於て日本の巡捕の教育が足りないといふのは十數年來の事で之はまあ直ら無いのかも知れませんが、泣く子と地頭には勝たれんやうな考へて少しは諦めて居りますが、斯んな非常時の際に誠に交通量が申し之は實際驚く位でございませう。交通の取締法は警察の事で、御座席の警察官にお願ひして置きます。元々道路が狭過ぎて充分上手くは出來無いでせうがもう少しお巡りさんの方も何とか遣り様がありますようですから兵隊上りの方々で正式に訓練して―日本警官の中には兵隊さん等が多いんですから―何とか成るんでせうから、整理の方は警察官にお願ひする事にしまして、親民團長に一言お願ひする事は道路の積極的の改善であります。旭街は今の道路の倍位にする方針で置か無いと目下の處はあれで宜しいが、目下が非常時なるが故に兵隊さんのトラツクや自動車が増へた事も原因でせうが將來の天津の發展といふ事を考へますれば今日以上になる筈だと思ひます。然らば今日以上の混雜を増すのであるから旭街の車道にしろ歩道にしろ狹過ぎる、其の他の道路でも一様に狹過ぎるのであります。之は明治三十年頃に造つた道路の計畫で建物會社にお願ひして家を造つて貰つた筈なる時代と今日の筈には同じ筈にも差があります。筈極さが益々増へるからして―之は冗談ではありませぬ―今日以上の混雜を考へて日本租界が斯んな消極的な方針で造つて行つたら我々

の子孫に我々は笑はれなくもやならない。之は今日の民團議員の恥辱です。そこで先年道路の計畫といふものを定めた事があつたが、何か夫れを領事館に希望されてはやうに覺えて居るがはつきり覺えて居りませぬ、民團當局に希望する事は數年、數十年後、若しくは數百年後の發展を考へて此の路地みだいな旭街を文明都市の大道路といふ考へて何とか設計をし直して日本租界内の道路―フランス租界邊りには問題にするに足らんが―支那街との都市計畫之をもう少し先を考へさして大きくする必要がありませう、之は恐らく出來ると思ひます。夫れと關聯して日本租界の道路計畫といふものを根本的に考へて立派なものにする、今のやうに客つたれたもので無くそうしたら良いと思ひます。そうしたらはお巡りさんの方でも交通整理が樂になります。 (席に歸る)

(「判つた、」と云ふ聲、笑聲あり)

まだある、夫れから民團長井戸の話がありました、深く堀らなければ、水が出て來ない、フランス租界邊りに衛生上良く無い水が出るのだといふ話であります、白河の縁に持つて行つたらどうかといふ譯には行か無いだらうと思ひます。其の點を一つ考へて頂きたいと思ひます。

○民團長(白井忠三君) 色々長々と御註文を伺ひました。開口の地所の問題は成程買入れてから相當の時日も経つて居りますので儲けて賣るのは本旨でございませう、之は民團の買入れた地所を肩代りにして貰ふ以外にあの處脱けのやうになつて居る地所全部を買ひ取つて貰ふ様に満鐵の方に交渉して居ります。満鐵の方でも賛成して居ります。時下の租界の家の拂底から立退

(85)

先が難しいので立退料といふ事に相當の犠牲を拂はなければならぬといふ事に多少の困難を感じて居ります。只今では數年前の豫算を根據として當時の豫算で大体あそこ土地全部を買収しなければならぬ。民團の買つた齒脱けのやうな土地を合せて全部買ひ占めて一つの倉庫用地のやうにしてから滿額に引き取つて貰うといふ事で交渉して居ります。之も多分四月中には何とか目算がつくのでは無いかと存じます。夫れから事變費の補助の問題は御説の通りに出来る丈政府の方の御補助を充分に頂戴する事に極力相努めします。巡警費の問題に付きましては今迄ずっと同じやうな請願を續けて殆んど十數年來お願いして居つたのであります。先刻申し上げました外に失念して居りましたが最近に於きまして斯う云つた御議論が外務省にあるやうであります。夫れは例へば天津で申しますと英國の租界地工部局、フランスの工部局に於きまして本國人の警官が數人居られますが、此の費用は天津に居住して居られます英國租界に於ては英國人、フランス租界に於てはフランス人の民團の費用で本國人の警官を養つて居るのであります。日本租界では巡捕は成る可く民團が費用を出して居るが、警官は國庫が負擔して居るのであります。之は若し國庫が負擔しない場合、警察官を置かない場合は英佛租界に倣へば我民團が本國人の巡捕の指揮監督に當るべき人を出さなければなりません。之は元より英佛は日本とは警察權を自治體に渡す護さんの根本の相違がありますから一概に申上げられませんが、之も、之も云つた意味で多數の警察官を外務省の費用で其處の治安維持の爲めに國庫は其の費用を出して居ります。他の英佛租界は租界局即ち自治體が其の本國の警官を其の租界局で持つて居る、其處に事情が大變違つて居るのであります、一概に警察官費用は民團が負擔す

(86)

べきもので無く、警察が指揮監督するから外務省で持つて云つた事は言へ無いと言つた御議論がついて最近に伺つたのでございます。私も多年巡警費國庫補助を主張して居ましたが此のお話に依つて大いに考へて新にして研究をしなければならぬと思つて居ります。夫れから交通の混雜といふ事に付て森川君の大理理論を伺ひましたが、旭街を倍にしますと曙街が無くなつてしまふが常盤街が無くなつてしまふといふやうな事でどうも之は出来難いが、私達只今の實狀に付ては案が立ちません。然し出来る丈け路上の道幅を擴げたいといふ事は之は是非共考へなければならぬと思ひます。其の委員會は既に出来て居ります。只昨晩申上げましたやうに成案が得られませんが、天津の狀勢から支那側の都市計畫を考へて其の上で決定したら良からうといふ御議論の下に懸案になつて居ります。井戸の件は先刻申上げた中に一言洩しましたが、今日迄公園の水等も相當良い水が出て居りますが數年すると水が止まつて来る。深い地下に下りましたパイプの廻りに巻いて居る所謂ストレーナーは水を通して来る設備なんですが、從來のものでありますと悪いのか腐るのか詰つて水が出て来ないといふ事を今日迄度々繰り返して居ります。處が最近夫れに對して完全な殆んど永久的と云つて良い濾し水の裝置が出来て居るといふ事を聞いて居ります。そう云つた數千圓を掛けて井戸を堀つて見ましても僅に取り返しつく事でありまして研究して堀つて見て、上水道の井戸水に依つて團營にするとおかしなといふ事は一遍そう云つた研究を續けてみたいと存じます。

○鹽谷信治君 只今森川議員の御希望に對して民團長は幾々説明になりましたが、其の内で警備費の問題に關して最近外務省邊りて、天津のフランス租界等では本國警官の費用迄も民團が持

(87)

つて居るのを日本では警官の費用は國庫で持つて居るといふお話を聞いた爲めに十數年來請願の考へを持つて居られた民團長のお考へが些か變つたやうな説明を聞きまして私は甚だ遺憾に思ふのでございます。(「ヒヤッ」「フウッ」と云ふ聲あり)嘗つて私が民團に關係して居りました頃には往々外務省の事務官の方にお會ひして、此の警備費の國庫補助請願の事をお話ししてあらう、然し例へば此の天津の土地柄といふものを考へて國際都市であり、支那人と共に住まつて居るが爲めに外務省の事に屬して特に必要なる方面の特務又は高等課といふ方面に屬する費用は之は國庫で支辨されて然る可きもので無いかと思ふ、そういう處置もある様に思ふから充分其の邊を研究して全部に亘る請願で無くさういふ意味の請願をしたら良いだらうといふ注意を受けたのでございます。夫れから次に佐藤事務官がお出になりました時今のやうな事を聞きましたけれども如何なものでありませうかと聞き致しました處が、それは面白い、私が之から丁度東京の方を通るから一名前は忘れましたが、其處には前の事務官が居るから其の人によく會つて話を聞いて夫れを參考にしては如何かといふ事でありましたが、斯ういふ話を聞いて居りますので、民團長、最近の外務省邊りの意見が如何か知りませんが、十數年來の警備費の國庫補助といふ問題に付て氣勢を削ぐ事は甚だ遺憾と存じます、氣勢を落さんやうに大いに研究して全般に亘つて無く、成程之ならばと思ふ方面の補助をして頂くやうに御盡力願ひたいと存じます。

○植前香君 大分警備費の此の費用が問題になつて居るようですが、私も多少意見もありますの

(88)

で述べさせて頂きます。實問で無しに之が希望、希望ではありません、諦めです。此の各我内地の最近の傾向を見ますと、自治體の固有事務の爲めに自治體の其の自身の支出の爲めに使ふ費用は全支出の半ばであります。夫れから國家の爲め委任されて國家に代つて取る事務が約半額でございます。其の内特に顯著なるものは全日本の都市を見ますといふと教育費が非常に大きいのでございます。約十六・六パー一割六分六厘、夫れから六大都市を除きますと約二十四パー一割四分といふ額になつて居ります。要するに教育費を筆頭として自治體の固有事務の爲めに其の自治の經費の爲め使ふ金が全經費の支出の半分が、半分以上であります。夫れから政府に委任された仕事の爲めに使ふ金が約半分、斯ういふ事から考へまして現在の我民團の財政の點から見ますと成程警備費の如きものは國家が遣るべきでせうかも知れませんが、之等の内地の方と比較して考へますと此の天津居留民團の負担は警備費だけ、其の警備費たるや僅かに一割四分を見て私は決して請願するなといふ意味ではございません、亦補助して下さるのを御辭退なさいといふのもありませんが、比べて見ますと必ずしも我居留民團が國家の事務に對して大きな負担をして居ると思へないのではありません。私は警備費の問題は余り取り上げて問題にしないでも宜しい、將來共益會の合同問題がありますが、將來は如何なるか知りませんが、現在の民團に關する限り取り上げて問題にするべきでないと思ひます。

○森川照太君 植前君夫は一寸違ひます。英佛租界の如く民團警察といふものならば丸つ切り持つても宜しい。そうしますと之が署長以下のお賄も此方がするけれ共我々は一寸も委されて居

(90)

(89)

りません。然して巡捕の錢丈け出せ、斯ういふ譯であります。此の項目に對する民團との關係を考へて見ても、斯ういふ事が考へられ無いのであります。例へば英佛租界の如く本國警官の數は恐らく多くて三、四名、後は支那人でございます。然して英佛租界と日本租界との警備目からに於て幾何の輕重ありや、惟ふに多數の日本警察がお宜しいとは存じます。我々は何も無いのであります。然して之が英佛租界に於きましては權利をみんな與ふる。我々は何も無いのと國じてす。然らば我々は日本國家に對してちつと位負擔しても良いと考へるから今の教育費等は自治體で持つても良い、夫等の費用を考慮に入れて他租界との比例を考へて見て、夫れでどうも日本租界の警備費の負擔は重過ぎるといふ判決を下し得るが故にもう少し助けて貰ふ。日本本の巡査は百數十名、彼等は數名、日本租界の面積はフランス租界よりは廣いかも知れませんが、英租界より遙かに狭いのであります。百名以上の差に依つて之は日本のお役所がたゝるかも知れ無いが、百名といふのと三、四名といふ差は一寸驚くべき比例がありますが日本からては判らん、外國に出て見ると之が判るのでございます。之等を腰を入れて外務省に彼は云つても少し位の經費を使つても民團長自身行つて外務省から警備費の費用を少しして無く大いに取つて來て欲しい。斯ういふ註文をして少しも可笑しく無いと思ひます。植前君の希望と僕の意見は其の點少し違ひます。

道路の幅員の問題だが、暗街が常盤街が無くなるといふが少し細い路地みたいな處は無くつても宜しい。道路を潰されても何とかなるから豫定の計畫丈けは作つて廣くするといふ永久案は作つて置いて他の通りは齒脱げにしても良いから――此の案は前年と違つて領事館で消され

ましたが――斯ういふ事を是非實行して違つて頂きたいと存じます。(賛成)斯ういふ譯だから民團長一つ此の次迄には客應な考へて無く、長期の考へて道路計畫の根本を定めて是非之を決定して頂きたいと思ひます。夫れから先刻の井戸の話だが、僕は深く掘るんだと存じます。フランス租界の井戸といふのは新聞にあつたが、數萬圓の金を掛けて掘つたのだから夫れは日本租界で出來無いから、あれが失敗に終つたら日本租界で以て英租界の……

○古田治四郎君 二、三お伺ひ致しますが、橋梁築造費が數年前から計算して有りますが其の道路も一向實行されて居りません。本年特に三萬圓か二萬八千五百圓――夫程の立派な橋を架けなければならぬものでせうか、あの短い運河の橋に民團長は夫程の金を掛けなければならぬ

といふお考へですか。壱子運河の堤防修繕費といふのがありますが之はどんな事をやるのか出來たばかりで別に修繕費が掛ら無いと存じます。下水唧筒工事其の他改造費といふ件がございますが、何處のか判りません。下水は山口街の方か住吉街の方ですか。

○山本技師 只今御質問の橋梁工事の方から説明申し上げます。此の費目に付きましては昭和十一年以來毎年の豫算面に表はれて居ります事業であります。費用の關係上少し詳細に御説明申し上げたいと存じます。官島橋が計畫されましたのは十一年度であります。其の當時の豫算額が銀三萬圓であります。此の豫算の實施で此の豫算内に含まれて居る橋梁工事の爲めに囑託員を採用しまして設計にかゝりまして、其の設計も早く完成したのであります。御承知のやうに官島街が當時の現狀に於て架設します時には壱子運河の向ふて當時の日佛境界に架かる事に

(92)

(91)

なつて居たのであります。日佛境界の協定が出来て居りません、且つ橋梁工事のみを切離して着手する事をフランス側に交渉しましたが其の同意が得られませんでした結果已むを得ず此の年度は延期となりました。此の年に支出して居ります金額は本年度の事務報告にありますが其の大部分が人件費で小額が此の設計に要する消耗品でございます。昭和十二年度の豫算は先づ三月の通常民會に三萬九千五百圓、六月の臨時民會に九千圓の追加を致しまして合計四萬八千五百圓計上しました。此の總額は御承知のやうに材料用品等の物價の急激なる昂騰の爲め已むを得ず提出されて御承認を得たものであります。此の當時には頼りにセメント等も買込んで居りましたが、前年と同様矢張り日佛境界線は決定しませんでした、從て日支事變が起りましてから境界問題の協定は出來ません。此の事變の爲めに施工不可能で今年迄延期する事になりました。金額に付ては四萬八千五百圓になつて居りますが、實際は昨年度セメントも買つて居りますので今年致します工費は結局約五萬圓になる譯であります。之を十一年度の支出から全部合計しますと豫算を合せて五萬四千六百圓、夫れを全然新しく本年設計致しましたも誰が致しまして大差が無い切詰めた豫算になつて居ります。

次に壱子運河は官島橋の橋梁の扶備がばかりしか施工しないで残つて居ります。約二十四米官島橋を架け無いと仕事が出来無いので残して居ります。夫れから下水の改良費は之は橋立街の唧筒所と住吉街の唧筒所と現在二ヶ所でございますが、改良費を含んで居ります。其の孰れも大部分は橋立街の下水の改良費でありまして、其の内の大きなものはあの毎日使つて居ります小さい唧筒二台をもう少し大きいものに替へて置くといふ希望を含んで居ります。之は從來有り

ます唧筒の能力は一日の量にしまして約三千八百噸の容量を持つて居りまして、現在毎日使つて居ります水道の量とは等しい量になつて居ります。從つて下水に入つて参ります量が水道の水量と同じであれば一合之間に合ふ管の能力を持つて居るのであります。實際に唧筒所迄参ります水量は此の上水道ばかりで無く他の風呂屋とか、洗濯屋とか、其の他の工場で井戸水も使つて居ります。其の井戸水も入つて來ます關係上水量の増量があるのであります。其の外は昨年は例の大雨が降りまして地下水が下水道に流れるのが相當ございます。或は之は去年丈けの特殊の現象かも知れませんが二ヶ所の唧筒を連續日夜運轉して辛うじて間に合ふ之が何時迄續くか、二ヶ所の唧筒に過勞を來たして使へ無くしてしまふ虞れがあるのて今の内に之をもつと大きな唧筒に替へて、現在が十馬力が二台ですが、それを二十馬力の唧筒二台に替へたいと思つて居ります。但唧筒の大きさに付てはもう少し研究したいと思ひますが實は最近になりまして日本に於て下水の汚水を汲上げる特殊の改良された唧筒が出来て居ります。日本で一軒しかありませんが――斯う云つた物の存在を私まだ知ら無いで居りましたので、最近になつて聞きましたのでそれを少し研究しました處馬力は小さくて済むかも知れません。金はもつと高くなるかも知れませんが、馬力は二十馬力と限定しないで済み願ひたいと思ひます。住吉街に暗渠がありまして、之は木製でありまして多少傷んで居ります。之が昨年の洪水で漂流する心配がございます。之も修繕して頂きたいと存じます。橋立街に於きましては自然流下水のバルブを改良致しましてもう少し扱い良くしたいと思ひます。五〇馬力

のボルト等のもの、運轉をもつと潤滑を期したい。其の他現在あります一〇馬力、六〇馬力、三十五馬力それから七馬力半といふやうなもの、小さな部分の修繕をして頂きたいのであります。橋立街の現在の御筒所の下には電燈もございませんで、そのいふものも附けたい。斯様なもの、費用一切を含んで居ります。

○古田治四郎君 橋の費用は今の御説明では判りましたが、私はそれ程の立派な橋を架けないでも良いだらうと思ひます。實は數年來私が居る事だか山本さんは稍もすれば外國式の橋とか、安い設計が出来ないと仰言るが日本租界には安い方が良いのじや無いか、もう少し此の非常時に節約をして安い橋を使ふ、あの短い橋に五萬弗近くの金を掛けるといふ事は時期が悪いと思ひます。若しも改良出来るなら今少し切り詰めて貰ひたいと思ひます。夫れで橋が落ちる程のものも無いでせう。短かいのだから研究を願ひます。それから橋子運河の修繕、残つて居るのは之で判りました。下水御筒改良とありますが橋立街と住吉街のは兩方とも出来たばかりで之はまだ新しいと思ひます。殊に橋立街の如きは近年出来たものでありまして、其の當時馬力其のものは勿論將來を考へて大量の汚水を考慮して之の支拂のものが要るのであつて、竣工試験を見まして之は立派なものだと思ひましたが、今日になつて、一年か二年経つてもう改良しなければならぬといふ事は詰り最初の設計が悪いんじや無いかと斯ういふ考へを持つて居ります。當時數年間何ら改良を加へないで良いといふ御説でしたが、僅かの間に斯う斯うな状態なんですからどうぞ最初よりも少し永く使へる御設計を願ひたいと存じます。最初に五千や六千のお金を使つても宜しいが後から後から多額のお金を出す事は親切な通り方じや無いと思ひます。疑問であつた佛租界との交渉も編まらん内に専門の囑託員を置く必要はなかつたのじや無いと思ひます。今も其の囑託員は居りますか、設計なり計畫に於て租關じやなかつたか斯ういふ點があります。今後此の點に民團長の御留意を願ひたいと思ひます。

○早瀬精一君 先程森川君の申されるのに豫算等も之からは成可く更正豫算を出さんやうにして行く、斯ういふ事は誠に結構な事で相當民團長に於ても嚴格に嚴重に之を實行して頂きたいと希望致して置きます、それから人件費に付てございしますが、正に人件陣容の整ひ方は東京市には及びませんでせうが、十萬位の市の經營は出来る位の人員は備つて居られるといふ事は相當に承知して居ります。「總領事ヨリ諮問ノ件」といふ追加議案が出て居りますので私の質問は之は廢止致します。それから且諮問を頂きました場合に醫師の事に付て我々の病氣を未然に防ぐ可き醫師として細菌學の専門家であつて外科のお醫者さんと呼んで欲しかつた。

○議長（遠山猛雄君） 早瀬君一寸待つて下さい。只今の火事は旭街サクラールの近くだそうですね。一寸御報告申し上げます。

○早瀬精一君 夫れで病氣を未然に防ぐ醫者即ち細菌學の専門家であつて外科のお醫者さんであるといふ點に御賛成を申上げて置きました、然し共益會當事者が實費診療に重きを置かれて内科の醫者をといふ勝手な御註文で、其の方の御意見が通つて内科のお醫者さんが見えたといふ事を聞いて居ります。此の點は殊だ遺憾に存じます。天津の居留民も非常に増へまして内科のお醫者さん、外科のお醫者さん一人や二人賄へる民團の經濟と思ひますから細菌學の先生を迎へて病氣を未然に防ぐやうな施設を考慮に置いて頂きたいのであります。居留民の衛生施設の

爲めもう一人衛生部長を……

○伊丹關次郎君 先程民團長の御説明の時に御伺ひ致しますと、財政豫算の編成に際する豫算を致します時收入を如何に見るかといふ事を本日はお止めになられたやうに思ひますが、現在天津の人口が自然増加此の豫算を編成する當時に其の概略が判つて居ない。實際此の豫算を實行する際にもつと増へるだらう……それは内輪に見積る事でお止めになつたが其の理由を……それに付きまして今日進出して居られる内地人の或は泡沫的に、自然に退出してしまふ、事業が上手く行か無いて歸るといふ方も澤山出来るだらう。斯ういふ風な考へ方も考慮出来て居るかといふ事も一つ伺ひたいと思ひます。それから土地課金、家屋課金に付て御伺ひ致します。其の豫算の事を……

○議長（遠山猛雄君） 一寸聴き取れんそうですから。

○伊丹關次郎君（發聲） 甚だ何ですがもう一度最初から質問させて頂きます。財政豫算の編成上に主として居る收入豫算を内輪に見積るといふ事が在來常例とされて居りますが、それを此の度は内輪に見積るといふ事をしなかつたと云はれたのであります。其の事由は民團長から御説明になられたかも知れませんが、私は聴き洩らしましたので更に御伺ひする次第でございします。其の内輪に見積られなかつたといふ事は現在天津に於ける人口が段々増へて居る。だが然し豫算を編成して行くともつと多くなるだらう、良くなるだらうといふ事を總豫算を編成して居る當時には左程思へなかつた、實行する場合にもつと増へるだらうと考へて居つたのが一つでありました。夫れを一つと致しますと二、は天津に住んだ事業家が泡沫的に終つて

日本にお歸りになるといふ事等の事も多少考慮が拂はれて居りますや否や、第三には家屋課金と土地課金に付きまして概略的に御質問申上げたと思ふのであります。豫算にはそう大して多くは表はれて居りませんけれど、此の理由は人口の自然増加に因るものであるといふ事と昨日改正せられた處の標準率の上つた爲めに幾分増加するのである。斯ういふ二つの理由であります。前者でありますればつきりした事は私には擧めませんが、後者も寧ろ額が少ないのでは無いかと思はれます。所謂標準率に依つて幾分増額されたものでありますと他の均衡上適當な施設と考へたのであらうと思ひますが、土地課金、家屋課金といふものと増加といふ事は直ちに家賃に影響すると思ひます。此の家賃の昂騰といふ事は中産階級以下の生活者を非常に脅かすのであります。現在でも家賃の高いといふ事を良く巷間に耳に致します。實際に之を直而して苦難を嘗めて居ります次第で、之が其の課金を昂騰せられますといふ事は他の地方人の家賃の値上並に地代の値上げといふ事に響きましたとしまして自治團體といふやうなものや、公共團體といふやうなものが値上げするといふ事は一つのバロメーターになりまして、範圍は少額でも全般に亘つて——之は杞憂であるかも知れませんが——私は考へるのであります。此の點に付きまして民團長は課金の昂騰に際して御考慮を拂はれましたのか、他に別個の御対策があつたのですか、一應お答へを希望致します。

○民團長（白井忠三君） お答へ申し上げます。收入豫算を從來より内輪に見積りましたといふ事は實はお氣付きになつて居られませんが、年々百二、三十萬の歳計の上に二十萬乃至三十萬といふ前年度繰越金のある事は堅實な豫算の編成ではなかつたやうに私は考へる

(94)

(93)

(96)

(95)

のでございます。無論事業の繰延べ其の他に因つて豫算の上つて来るといふ事は當然あり得る
てせうが、兎角に從來收入豫算を内輪に見て置くと云つた點が我民團の豫算編成上の事一つ
の缺點であつたやうに考へられます。此の意味から今少しく實際に近い豫算に引き上げると
いふ事を主張致しました。在來の當事者は其の點に相當の危險を感じて豫算に達しない場合の
責任を感じて稍々難色があつたのでございすが、仰せの如く居留民が目下激増して居ります
爲めに自然増加に因りまして多少豊かに見て置ても心配は無いだらうといふ事で、漸く私の主
張のやうに從來調定額の八割とか、七割とか云つた見方を九割乃至十割なりに見積つて豫算の
編成をした結果本年の増額を見るに至つたのであります。之は決して單に將來居留民の増へる
事を見込んで増やしたので無く過去に於ける見方を替へたといふ點であります。従つて御心配
の泡沫的に増へて来るものがあつた場合直ちに豫算に移動を來たしはせんかといふ點は充分に
考慮しまして云つた豫算の移動は無いやうに考へます。それから土地課金、家屋課金の増
率に關しまして、延いて家賃なり色々な方面に影響が無いかといふ事は正に當局として非常に
心配して居る點でございすが、殊に只今此の問題から當地の建物會社との間に交渉が開かれて
居りまして――其の問題は當地の現在の時價を決定する問題にかゝつて居ります。時價が假に
旭街が三百弗になるとか、三百五十弗になると云つた事が各方面から認定されたと思ひま
す。民團は此の時價を無視した課金をかける譯には行かないのであります。但此の時價といふ問
題は誠に難しい問題であります。或人が希望する人がありまして、一般の人が坪二百弗で結構だ
と思ひましても其の希望する人は五百弗で賣う、是非欲しいといふ時持主が二百弗の時價しか

無いものを五百弗の時價で無いと賣らないといふ事をいふかも知れません。偶々斯ういふ問題
が現實に起つて居りますので此の間の轉旋を致して居りました關係上實は非常に心配して居
ります。此の意味に於きまして土地課金なり家屋課金が増徴されたが爲めそれを口實にして家主
が家賃を上げるといふ事に對しては所謂法的の値上げ以外暴利の要求に對しては領事館當局
にお願ひしまして嚴重に之を防止する方法を講ずる考へてございすが、
此の點は所謂民衆の力を以て或點迄は對抗しなければ目的が達し得ない點もあると思ひます。
諸君の御協力の下に大衆の利益擁護といふ事に諸君の御力をお願いしたいと存じます。
土地課金、家屋課金の問題は今云つたやうな問題は非常に難しい關係になつて居りますが、兎
に角事變前に比して非常なる暴騰を來たして居ります。家賃の如きも相當に上つて居るといふ
事は事實でございまして、土地課金に對しては之から民團が土地課金を上げるんだから地代を
上げる家賃を上げるといふ事が其處に起り得るのであります。が、家屋課金の方は現に取つて居
る家賃に順應するので、昨年迄三十弗の時價なら三十弗の課金をかけ、今年六十弗になつて居
れば六十弗の家屋課金をかける、家主が家屋課金の上つた爲め家賃を上げるのは正しく不法で
あります。
斯くの如く家主の要求は絶対に通させ無いやう官憲方面の御協力の下に斷乎として主張したい
と考へて居ります。どうか其の點は皆様の御協力を切にお願ひ致します。
○伊丹關次郎君 民團の豫算編成に對する御回答は之は程度問題ですけど、此處に於て適當なる
御處置を得ん事を希望致します。其の次の課金の問題でございすが、夫れは實は三十弗の家

賃が近頃は六十弗取つて居ります。だからそれを自然的に増加するといふ意味でなくして此の
間のパーセンテージが變更して改正されるのじやないかといふ。此の課金の百分ノ五とか百分
ノ六といふ事になるのじやないかと思ひまして非常に杞憂觀念を抱いたのであります。今頃の
殊に時世から考へまして非常に現代はオールドミス、オールドボーイといふものが多くなつた
やうに考へますのであります。此の社會狀態は私の心から憂ふ點でありまして、此處にもう少
し生活狀態がゆつくりになりますならば其處にオールドミス、オールドボーイを生じない、何に
も影響も無く、中産階級以下の人も其の職務に忠實に安定するといふ考へがあります爲めに其
の影響が最も甚しく及ぶべき家賃といふ點に付きまして特に質問を申上げた次第であります。
従つて私の質問中に再度伺ひたいと思ひましたのは家賃の問題でございすが、
○議長（遠山猛雄君） 只今開會致しましてから二時間十分になります。議席を見ますと二三空
席もございすがようですし、お疲れのようと思ひますから尚時間も相當遅いようです。本日は
此の邊で一讀會の儘中止致しまして閉會にしたいと思ひます。如何でございませうか（賛成）
夫れでは一讀會の儘中止と致して置きまして明日又續行致す事に致します。
明日は午後の七時半から正刻開會しますからどうぞ御承知願ひたうございすが、本日は
之を以て閉會に致します。誠に御苦勞様でした。
午後九時四十分休會
以上

（第三日）
議事日程
昭和十三年三月二十九日
於公會堂
第十九、昭和十三年度居留民團歳入出總豫算案（第二日續キ）
第二十、總領事ヨリ諮問ノ件
（二十六名）
出席議員
上田 茂 植前 香 古田治四郎 山尾市二郎
伊丹關次郎 菊地新一 野崎誠近 清水一太郎
山田榮治 佐藤秋作 森川照太 木下秀良
早瀬精一 佐々木由太郎 遠山猛雄 志村正三
鹽谷信治 鹿田多三郎 八木忠良 小澤 昇
龜澤省朝 岡本久雄 佐々木清一 橋本磯太
原田万造 金山喜八郎
出席吏員
白井民團長 前田助役 小瀬會計主任 以下吏員三十名

(101)

午後八時二十分開會
○議長(遠山猛雄君)(着席) 定刻より遅れまして誠に済みません。天津時間が……誠に遺憾に存じます。只今出席議員數二十四名でございます。従つて定員に達して居りますから之より直ちに開會致します。
○民團長(白井忠三君) 議事に入ります前に昨日の議場に於きまして植前議員から速記録が出來て居りません事に付しまして我々民團吏員に對する御詰問がございました。私は此の速記録の出來て居りません事に對しては重々申し譯がないと考へて居りましたので御發言の内容に付ては深く注意して居りませんでした。本日速記録を調べました結果御發言の中に民團長が民會並に議長を欺瞞して居るといふ此の一言がある事を發見したのでございます。之は段々経緯を調べました處が、植前議員は私が一日の開會劈頭に於ける事務報告の時に速記録の遅れて居ります事に付て釋明申上げました。偶々御出席が遅れた爲めにお聴きになつて居なかつた事から私から議長に申上げて居つた事に聴き違ひと申します。然し乍ら我民會の議事録なような關係から斯う云つた植前議員の誤解を生じた譯であります。然し乍ら我民會の議事録なり速記録に民團長が民會及び議長を欺瞞したといふ言葉があります事は甚だ體面上面白く無いではないかといふ吏員の注意もありましたので、私は此の経緯を議場に御報告申上げまして斯う云つた意志が私にありませんでした事を議員諸君の御諒解を得たいと存じます。(拍手)
○植前香君 只今白井民團長から昨夜の私の問答に對しまして釋明がございましたが、元より私は速記録の出來て居なかつた事は存じて居りました。只今速記録といふ事がありました。速

(102)

記録の翻譯であります。原稿は出來て居るが印刷は出來て居ないと此の点を訂正して置きます何が故に欺瞞したといふ言葉を使つたかといふと、昨夜來一昨夜來私は速記録に關して彼是議論を致しましたが、速記録の翻譯は出來て居るが印刷は出來て居ない、必要に應じて翻譯をして宜しい。見て貰つても宜しいといふお話でした。昨夜私が翻譯を要求した際に見て呉れといふお話でした。然るに私が翻譯を要求すると出來て居りませんといふ。一方遠山議長は一昨夜來出來て居るといふ議場の報告で、其の点何かが行き違ひがあつたのじやないかといふ事は今の民團長のお言葉に依つても多少諒解出來ます。或は民團長は此のお忙しい體で部下の言葉の通り取りの行き違ひも察しられない事はありません。此の意味に於て私は若しそいふ誤解があつたとすれば私は此處に於て昨夜の欺瞞したといふ言葉を取り消し致します。然し乍ら斯くの如き問題は疑惑を起し議場を紛糾するものであつて、我々は此の忙しい體を以て議場で斯ういふ事に長い間時間を取らなければならないといふ事は今後絶対に無いやうに、そいふ重大な間違ひの無いやうに私は切に希望して已まない次第であります。
○議長(遠山猛雄君) 昨日は丁度日程第十九昭和十三年度居留民團歳入出總豫算の第一讀會を中止して閉會して置きましたが、従つて今日は第一讀會の議事の續行を致します。どうぞ御質問がございますれば此の際御質問願ひたいと存じます。
○菊地新一君 昨日民團長から上水道の事に付きまして問答がございました。大體の趣旨は判りましたのでありますが、仰言られる通り此の水質の検査に付ては久しい間試験して居りました。其の場所も十數ヶ所に亘んとして居るのでございます。それで此の白河寄りの方の地層が

(103)

比較的水質が宜しいといふお話でしたが、全く此の分析表から見ましても悪くありません。此の事は前々民會にも、前民會にも一寸御注意申上げて置いたのでございます。で私が申上げます事は地下水に依つて上水道を全部團營する意味合ひではありません。其の地下水に依つて上水の團營が一方は水道會社から水道水を買ひ、且又一方には地下水を利用してそれを混合して供給しましたならば經濟上にも、民團財政上に裨益する處は少なくないと存する次第であります。でありまするが故に私は度々此の事を主張するのであります。夫れで先づ此の經濟に關する方でございますが、民團の水道料の事を經濟的に考へまして大正十三年後に計上されたのが十五萬二千弗といふ事になつて居ります。又茲に一つ考へなければならぬのは漏水問題であります。大正八年度に三割八分一厘といふ漏水があつたのであります。が然し之は其の係りの方の努力に因りまして一割といふ漏水の成績が上つたのでございます。之を假りに金に換算して見ましても、例へば十五萬二千弗の三割八分六厘といふ事を比較しまして其の間に幾許の利益があつたか、漏水に對して係りに衷心の感謝を表するのであります。それで又一方検査の事でございますが、此の費用は成程一時は其の規模にも依ります。一時は掛る事でございませうが然し乍ら此の水道使用量といふのは永久的のものであります。御存知の通り日に月に人口も増加し、従つて其の需要は益々増加されて來るが故に此の点は充分に御考慮なさつて、全部で無く一部にでも混水されて夫れで經濟的にも衛生的にも理想的な地下水を供給されん事を希望するのであります。と同時に昨日民團長は橋立街の方面に鑿井を一つ掘つて見ようじやないかといふ考へがあつたやうであります。が如何いふ具合が管外地方面に掘りたい、

(104)

掘つて見たいといふ將來の希望を述べられました。私は考へる必要は無いと思ひます。直ちに實行に移るべきじやないかと思ひます。民團長が最初橋立街を掘ればといふ考へが又管外地の方に延ばされた此の間に於て何かより以上の方法でもありました爲めに此の橋立街を掘る事を中止されたのでせうか。それ共まゝ一時的に待つて見ようかといふやうなお積りで管外地の方に掘らうかといふお言葉であつたのでございませうが、其の間の御事情を承りたいと存じます。○民團長(白井忠三君) お答へ申上げます。最初一番地下水の良いのが白河の河岸地帯であるといふ事を聞きましたので白河の附近——橋立街附近に遷る事に致しまして豫算を計上させました處約六千弗か、るといふ事であり大體違つたといふ決心を致したのであります。處が之はまだ此の席上に發表申上げるのは早いかも知れませんが、管外地の方に或事業を民團の團營で過つて貰ひたいといふ希望が出て參りました。其の仕事は非常な水をよく使ふ仕事でありまして水道の水を使つて居るのでは經營上面白く無い。是非共掘井戸を掘つて水を使ふといふ必要のある仕事なのであります。まだ具體的に其の事業に付ての御相談は民會議場に申上げられませんが、そう云つた事情が起つて參りました爲めに何分にも切詰めた豫算でありますから橋立街で過つて見る、管外地は管外地で掘つて見る二ヶ所で過る事は豫算上許しませんが其の方に事業の可能性が相當ありますので一方の事業を致します事になりますれば橋立街の計上した豫算を削り、元より夫れに要する經費其の他を計上して民會の御協賛を仰ぐ事になりますので橋立街の方の豫算を削りました次第でございます。多分本年更に其の方の管外地方面で鑿井的の井戸を掘つて見る斯ういふ結果になるだらうと思ひます。夫れから其の水をどの程度

(106)

(105)

に水道に加へて使ふかといふ事は今申上げられませんが、只今お話の如く全部の水を地下水に依るといふ事は今日殆んど不可能だと申して宜しいので何割かを水道に地下水を加へて供給する、それが衛生上差支へ無い限り混合してお送りしたいと存じます。聞く處に依りますとフランス租界に例の二、三年前に掘りました地下水の水が矢張りそういう條件でフランス租界は供給して居ると云つて居ります。當民團でもそう云つた事に致しますれば水道會社から買つて居りますよりは遙かに安い水が混合されて供給される事になりますから財政上には相當に助かります。斯う云つた考へで計畫を進めて居ります。

○上田茂君 今年度の豫算案を拜見しまするに所謂北支明期、租界居留民の激増、延いて我天津邦人の發展に伴ひまして定めし民團長は事新しい積極的な計畫が議案に盛つてあるだらうと思つて期待して居りましたが拜見した處別に之と云つて事新しい事業も見受けられませんが、私は些かもの足ら無い失望を致して居ります。然し乍ら民團長も色々御抱負もある事だらうと思ひます。只今の時局の關係上今回の豫算案にそういう抱負をお盛りになる事が出来なかつたのじやないかとお察し致します。付きましては來年度の豫算には是非適切な新しい計畫を充分に盛つて頂きたいと思ふのであります。夫れに付きまして私は目下の日本租界として最も必要な施設は三つあると思ひます。夫れは第一は交通地獄の緩和、住宅難の緩和、もう一つは保健上公園の設備をして欲しいといふ三つの點であります。交通問題に付きましては私は森川參事會長の時代に道路擴張の事を租界百年の計畫を樹てるようにお願いして置きました。當時森川會長は承るといふ事でございましたが、昨日總々御要求になつて居りまして私は喋々申

上げません。住宅難緩和に付きましては一、二議員から御要求になりました。之も民團の方では吏員の住宅を造る夫れに因つて幾分緩和される――之も一つの方法と思ひます。が然し乍らそれ位の事では到底緩和出来無いのじやないかと思ひます。私はずつとフランス租界に住んで居りますから日本租界の間々迄の事は判りませんが、最近日本から毎日押すな／＼でいらつしやいます方が日本租界は空家も空間も無い。君の方フランス租界に無いかとど／＼來られますが處がフランス租界も一杯であります。外國人の家を小さな家を間借りして入つて居る斯ういふ状態を見ますと實に情無く感ずるのであります。それで日本租界の方を見ますと大分空地も方々にあるようですが空地に精々住宅を建てるやうに民團の方面で獎勵されては如何ですかそれから公園の問題でございますが現在の日本人の人口に比して天津の此の大和公園は餘りにも貧弱であります。之は恐らく公園の中に入らないと思ひます。それで御承知のように先般もお話がありましたやうに兒童の健康状態が悪い。之は要するに兒童の遊戯場が無く運動場が無いといふ事にも起因するのじやないかと思ひます。それで私は希望と致しまして此の管外地の出来れば南開大學附近に大規模の公園を拵へて欲しいといふ希望を持つて居ります。是非之だけは來年度邊りに實行して欲しいと思ひます。

○植前香君 私少し人件費で御伺ひしたいと思ひます。參事會でも同つたのでありますが非常なる膨脹を來たして居ります。昭和十一年に約十二萬弗のものが今年は二十二萬七千弗、私は此の點非常に懸念して居るのでございます。今もお話のように何か新しい事業でも起るんじやないかと期待を抱いたといふお話でありましたが、非常なる人件費の膨脹は私自身も非常に疑念

(108)

(107)

を抱いて居りますのでお伺ひ致しますが、昨日白井民團長は三つの理由を上げて機構の改革、吏員の優遇及び人口の増加、此の三つの理由を上げられましたが、私吏員の優遇に對してはもと／＼……の限りは何處迄も優遇してやれ、やる可きだといふ信念は昔から今日に至る迄變つて居りませんが、後の二つの機構改革、人口の増加といふのは此の理由をもう少し具體的に御説明を願ひたいと存じます。

先づ當初民團長制を採用するに至つた時私は當時民會議員でなかつた爲めよく判つて居りません。白井民團長で判りませんければ森川君が居ますから森川前參事會長にでも簡單で宜しいですからお話を願ふ事が出来れば結構だと思ひます。先づ之を御伺ひ致します。

○民團長（白井忠三君） 私から判つて居る丈けお答へ致します。民團長制を布かれた動機といふ事は私が民團長に迎へられましたから交渉に來られました元參事會長の森川君から伺つた處によりますと段々居留民も増えて來る、名譽職の片手間では到底不可ん、現に其の證據として民團内にどうも事務上の整理の面白く無く思はれる事がある。斯う云つた程度のお話でありました續いて私が其の就任の交渉を繼續して居ります内に不祥事件の發生といふ事を聞きました。愈々以て斯ういふ譯で民團長制にしなければならぬから前が前に關係もある事だから是非滿洲の方の仕事は止めて來て呉れといふ交渉を受けたのでございます。それから人口の増加に依る人件費の増加といふ事が判ら無いといふ風に今お伺ひ致しましたが、之は一調定の仕事を致しますにしても徴收の仕事致しますにしても納稅者の數が増えますれば從來の人員では出廻れん。斯う云つた譯で當然之は増加して行く事と考へて居ります。機構改革が今申上

げましたやうに私が命ぜられた任務であると致しますれば從來の機構で此の儘で過つて良いのかどうかといふ事を研究致しまして、今迄の機構では成程欠陥があつて不祥事件の發生といふ事も多年に亘つて發見し得ないような機構の欠陥がある、其の欠陥を改めるには機構の改革と共に人員の増加を計らなければならぬといふ結論に達しまして先刻お話のやうに優遇に因る増額、機構の改革に因る増員、居留民の激増に因る増員此の三段に依りましてお話の如く昭和十一年度の人件費に比して昭和十三年度は相當大きな増加を來たしたといふ結果になつて居るのであります。

○植前香君 余り充分とは思はれませんが、我々と雖事務の不整備を矯正する、救済するといふ意味で多少の増額がある事は勿論よく知つて居ります。それから人口の増加に因つて吏員が増える此の爲めに同じくながしかの増加を來たすといふ事も我々全く同感であります。然し乍ら現在の人口を見ますと云ふと成る程増えては居りますが、倍額にしなければならぬ程の人口の増額は來たして居ないと思ひます。之は明細に亘つて事務を研究しなければならぬのが、先づ私の常識から考へて見ます時に余り膨脹の程度が多過ぎはしないか斯う思はれるのであります。人口と申しまするといふと昨夜も亦參事會でも申されましたが、大連市が三十一

%になつて居るから天津居留民團の人件費はさして大きなものじや無いといふ事は私は屢次伺つて居ります。大連の人口、大連の土地の廣さ、行政權の及ぶ土地の廣さ之に付て御研究なすつた事がありますか。私は夫れに付て御伺ひ致します。

○民團長（白井忠三君） 人口の差も行政區域の差も要するに總豫算に對する人件費の割合とい

ふ事には別段關係は無いと思ひます。一百萬弗の豫算を使ふ都市に於て人件費が二十一%といふと五百萬弗の豫算を使ふ都市に於て三十%である云つた意味の比例を申し上げました次第で土地の廣さが違ふとか居住の人間が違ふといふ事は自ら總豫算が違ふので比例の上には關係無いと私は考へて居ります。

○植前香君 只今人口が増えたから人件費が増えたといふ、又人口は増えたのじや無いとも仰言る、そうすると人口は餘り關係が無いのであります、其の邊非常に明確を欠くのです。

○民團長(白井忠三君) 私の申上げて居る事は人口が倍になつて然も其の居住者は手近な租界内てなく第三區であるとか、特別一區であるとか遠い處であります例へば調査の人間を租界の中であれば五人で済むが區域が廣がれば八人にしなければならぬ。徴收の集金に行く人も夫丈け増やさなければならぬのであります。斯う云つた人件費が増えて行くといふ事は已むを得ない状態であつて、然し無暗にとりともなく増えて居るのか増やしたのかといふ事を考へる資料としては他の都市の總歲計に對する人件費の比例が如何なつて居るかといふ事を參考とします時に、大連の人件費は歲計に對する三十一%強を使つて居るのであります。我民團の如きは御非難の如く非常に膨脹したと仰言いますが二十一%幾つもの比例になつて居ります。此の支出の分量と人件費が割合はない。支出の分量より餘計になるといふ事に對して御非難には當らないじやないか斯ういふ意味のお答へをして居るのであります。

○植前香君 何時迄押し問答をしても仕方がありませんが。私の調査に依りますと勿論或書物からの拔萃であります、大連の面積は三平方里之は民團の四十二萬坪に比べますと約三〇倍の

(110)

(109)

廣さを持つて居ります。夫から戸數で申しますと六萬九千戸、人口にしますと三十七萬約三千――之は約十倍近いと思ひますが――天津は世帯數が約五割位の七千四百六十七、人口が三萬五千五百五十で約十分の一であります。て之を私は天津の此の我々居留民の負擔の課金なんかの負擔額にしますと約三倍位の負擔をして居るのであります。無論大連市には土木費がありませんが、約三倍になつて居ります。其の意味から言つてもつゝ天津は良い仕事が出来ゐるのじやないかと思ふのであります。

(「質問だか討論だかはつきりしろ」「二讀會に移れ」「打切り」と呼ぶ者あり)

○議長(遠山猛雄君) 昨日劈頭に森川君からそんなに喧しく云ふなと御註文がありました。要するに私は交通整理を遣つて居る積りで議長を動めて居ります。別に難しい氣持で遣つて居るのて無いのですから議事を……………

○植前香君 僕がいふと何だか……………

○佐藤政作君 議長もう一讀會を打ち切つたら如何ですか。

○議長(遠山猛雄君) 討論かそれ共質問かといふ質問があります。私は例年の經驗上冒頭に議事の進行にお互ひお困りてせうから質問を先にして頂きたい。質問終了と見た時に討論を申し上げますからお互ひにそういふコースを取つて議事を進めて頂きたいと存じまして斯ういふ事を御註文上げました。之は嚴格にする爲めに交通巡查のやうに致しますと喧しくて仕方が無いといふ。嚴格に交通整理を遣れば之を止められたお人は中には續着な者や、又は知らんて通つた田舎者も居るだらうが孰れを叱り孰れを教ふべきかといふ事は困難であります。之に御自身且不

自由を感じますならばどうぞ赤の信號の出た時は暫く停止して青の信號の時にとお通り願ひます(拍手)

○植前香君 聞きましたのでありますが、参事會に特別課金の自然増と改正に依る増とはつきり判りませんか。

○會計主任(小瀬巖君) 特別課金は夫れは前年度が九月になりまして非常に増へて参りました夫れで此の十二月頃の状況を以て此の十三年の基礎に致しました。それは花代が一ヶ月十五萬本といふ十二年度の十二月に於ける状態を――

○植前香君 自然増と改正に依る増と此の二つが判れば良いのです。

○會計主任(小瀬巖君) 改正の増は二萬八千八百弗其の他は自然増です。前年度の月に比べた數字です。

○植前香君 もう一つ聞きます。特別工巡費がどうも……………

(「参事會と違ふよ」「参事會員がそんな事を聞いてどうするか」)

○参事會でも聞き落す事がありますよ。

○議長(遠山猛雄君) 参事會で事務報告を受け取つて初めて判りましたが、前年度の繰越金が確が十二萬弗事務報告に依りますと調定額と豫算とが十五萬七千五百六十五弗の増になつて居ります。

○民團長(白井忠三君) 更正豫算ですか、

○植前香君 事務報告の表が出て居るでせう。事務報告は今年の調定總額の總計と昨年の豫算との――

○民團長(白井忠三君) 何頁ですか、

○植前香君 百八十六頁です。

○民團長(白井忠三君) 歳入現況表ですね。

○植前香君 十五萬七千五百六十弗強になつて居ります。去年の大體残りますがどの位出て居りますか、歳出の豫算は――

○會計主任(小瀬巖君) 歳出は殆んど残になつて居りません。は、一杯になつて居ります。

(「進行!」と呼ぶ者あり)

○議長(遠山猛雄君) 他に御質問ございせんか、御質問がありませんければ質問終了と認めまして之より全體に付ての討論に入ります。

○植前香君 どうぞ御意見ございますれば御述べ下さい。

○植前香君 先づ第一に特別課金であります、私は年來此の特別課金の廢止を叫んで居る一人であります。一昨日でしたが白井民團長も申されましたやうに團長は非常に負擔の均衡を保つ事に苦心されたといふ言葉がありました、此の特別課金程負擔の不均衡なものはないのであります。然して日本人のみが負擔する最も不公平なものであります。然して其の額たるや本年は八月約八萬――約八分位の見當になつて居りますが、

(112)

(111)

(113)

○議長（遠山猛雄君）一寸議事進行に付て私から伺ひたいのであります。といふ事は從來の此の行政委員会は原案の執行機關で、行政委員は原案に對しては民會席上で連帶責任——例へば少數の意見があつても原案に對して賛成したものであるといふ態度を執る——之が天津居留民會の慣例であつたように覺えて居ります。只今回は行政委員會といふ組織が參事會即ち諮問機關といふものに變へられたのであつて、從前の行政委員會の少數の意見を如何に取扱ふべきやといふのと、諮問機關である參事會員の少數の意見が如何に取扱はるべきかといふ事に付ては多少の差はあると思ひます。が只法的で無く道義的に於て考へます時植前君が御意見を發表せられるといふ事は、植前君は參事會員であられる從つて其の參事會員であられる處の植前君は茲に提案した原案に付ては既に相當の慎重審議された事であらうと第三者は知らず私は斯う考へて居るのであります。（「其の通り」と呼ぶ聲あり）而して夫れにも拘はらず此處で更に參事會員の植前君が御自身の御意見、御議論を發表されるといふ事に付ては私は參事會の方に御伺ひ申したいのですが、其の點に付て何等かの諒解があつたものでございませうか。少し端的に申上げれば參事會員が民會席上で少數意見をどう／＼發表して宜しいか、發表すべきであるといふ相談が申し合はせがあつたものでせうか。其の點を一應確めて置きたいといふのは之は將來の例になる事でありませうから、而して非常之に之は原案の薄弱性を發生して頗る原案に對して強みはなくなると私は考へますので（拍手）此の際どういふ事情で少數意見を許されるか、許しても良いとお決めたに付たか其の點を一應確めて將來に残して標準を取つて、前例を取つて植前君の議論を可とするならば聽きたい。不可とするならば諸君に確めた上で、

(114)

○鹽谷信治君 只今議長は植前君が此處で討論に入ると意見を發表せんとするに當つて、參事會員は諮問機關とは謂へ此の提案には大多數で定めて通つたものだらうといふ意見の下に此處で少數意見を發表する事は參事會員として如何なるものであるかといふ事をお尋ねになりましたが、若し提案に反對といふような疑念が參事會員の中から出れば議員たる我々が黙つて聽いて良いかどうかといふ問題になつて來るのではありません。今夫れを定める事を參事會にお尋ねになつたようですが之は將來の問題でありますから將來執行機關と違つた諮問機關の參事會が民團長が提案するに先立つて參事會には諮問し、參事會員が反對するものを獨斷で出すといふ事は恐らく許さる可きものと思ひます。でありますから議長が參事會員の此の議場に諮つて、勿論民會議案としてそういう事をお尋ねになる方が至當じや無いかと僕は思ふのであります。

○議長（遠山猛雄君）鹽谷君の御意見も私は取り敢へず參事會といふ組織、機構があるのではありませんから、私は全然知らない。何か其處には例へば元來委員會といふものは少數意見は三分の一といふやうな常識として發表して宜しいといふ事に普通の委員會がなつて居るようございませう。或は其の邊は植前君が御意見を發表するといふと植前君に共鳴される他の參事會員の方が一人でも二人でも差支へ無いといふお話しがあつたものか、全然出し抜けか其の邊を參事會の方に一應お聽きして將來の例にしたいといふ議事の進行上の希望であります。

○山田榮治君 私は其だ僭越てございませうが參事會の席を穢す一員として議長のお尋ねにお答へ

(115)

申上げます。

前參事會は存じませんが、茲に本民會に審議致しました參事會員はそういうふうな申し合はせはした覚えはありません。又之は私一個の考へでありますが、私自身は少なくとも民團長が諮問致しまして之に對して多少の反對なり賛成なり色々の意見があつたと致しまして、あの諮問議案に對して參事會が議決して民會議案として賛成した以上は我々は之を議場に於て意見を吐く可きで無いと考へますので私は色々議事の進行につれて申上げた事も無いでもありませんが、自分自身其の發言を遠慮して居る次第であります。又私一個の解釋としましては法的根據は如何か知りませんが、少なくとも合議制の參事會といふものがある以上少數で破れても勿論多數を以て上程する事を承認した以上は論議すべきで無いと私は考へて居ります。どうか議長の御説に對して斯ういふ事は今後の議事の進行に重大なる例となる事でありませうから、鹽谷議員の御意見を總意として參事會は討論してよいものか、悪いものか御決定願ひたいと思ひます。

○植前君 山田議員は盛んに合議制といふ事を何處も御議論なさいましたが、我々には何等決議する權利は無く又我々何等の權利も與へられず其の以後一切口を閉じられるといふ事は民團行政上面白く無い結果を來たしはしないか、諮問機關は何處迄も諮問機關として置いて勿論ものに依つては參事會で済ませばそれで満足して云はない問題もあるでせうが、問題に依つては更に民會議員に聞いて貰ひたいと思ふ、質問もあるだらうと思ひます。

○森川照太君 私は植前君の説に賛成です。前の行政委員會は遠山議長のいふ通り連帶責任の執行機關であつたが爲めに行政委員會の決定に對して行政委員は自から之に反對の意見は出來なかつたが、今度の參事會は諮問機關であるから議員としての口を封じられる理由は無いのであります。原則として參事會員は議場に於て議案に對して反對の意見でも述べられ得る筈のものだと存じます。唯德義上の問題として一緒に研究した案を民會議場に於て其の環索な點迄も繰返してぐず／＼いふやうな事は之は其だ當を得て無い事でありませうから、殊に質問等は參事會でお尋ねになるのが當然の作法だと思ひます。

○植前君 然らば私は一例を以て申上げますが、私は一昨夜確定された承認された追加豫算の問題及び更正豫算の問題之等は勿論會計年度のしまいに近付いた昨今初めて、出し抜けにどし／＼民團長の一存で行はれて我々の目の前に曝されたのであります。之は私は一種の會計の欺瞞じやないかと思ひます。どし／＼豫算の中のお金を使ふ。元より其處に逐次救済……我々は去る十一月臨時民會を開いて居ります。それにも拘はらず我々は民會が開けず、民會が決定しなかつた場合の參事會は之に代つて決議するといふ權利を與へられて居ります。然るに我々は何等其の點に御相談に預からずして、勿論議案も提示されず、私は此の意味に於きまして參事會の席上民團長と會計主任を離話しましたが、之等は或は不當決議、不法決議に値するかも知れません。斯くの如き問題でも我々は參事會で諮問に預つたが故に何も手が出せないといふ事は誠に不法なる話でないかと思ふのであります。誠に遺憾に存じます。

○森川照太君 よくお話は判らなかつたのですが、要するに參事會に於て反對したものが多數決

(116)

かつたが、今度の參事會は諮問機關であるから議員としての口を封じられる理由は無ないのであります。原則として參事會員は議場に於て議案に對して反對の意見でも述べられ得る筈のものだと存じます。唯德義上の問題として一緒に研究した案を民會議場に於て其の環索な點迄も繰返してぐず／＼いふやうな事は之は其だ當を得て無い事でありませうから、殊に質問等は參事會でお尋ねになるのが當然の作法だと思ひます。

○植前君 然らば私は一例を以て申上げますが、私は一昨夜確定された承認された追加豫算の問題及び更正豫算の問題之等は勿論會計年度のしまいに近付いた昨今初めて、出し抜けにどし／＼民團長の一存で行はれて我々の目の前に曝されたのであります。之は私は一種の會計の欺瞞じやないかと思ひます。どし／＼豫算の中のお金を使ふ。元より其處に逐次救済……我々は去る十一月臨時民會を開いて居ります。それにも拘はらず我々は民會が開けず、民會が決定しなかつた場合の參事會は之に代つて決議するといふ權利を與へられて居ります。然るに我々は何等其の點に御相談に預からずして、勿論議案も提示されず、私は此の意味に於きまして參事會の席上民團長と會計主任を離話しましたが、之等は或は不當決議、不法決議に値するかも知れません。斯くの如き問題でも我々は參事會で諮問に預つたが故に何も手が出せないといふ事は誠に不法なる話でないかと思ふのであります。誠に遺憾に存じます。

○森川照太君 よくお話は判らなかつたのですが、要するに參事會に於て反對したものが多數決

て決定されて自分の意見通りになつて居ない。之を民會議場に於て民會に諮つて参事會員が民會の決定を求めようといふ事は原則としてするより外無いと思ひます。私は反對する事は原則として宜しいお通りなさい。然し德義的に良く省みなければならぬ。私情を交へたり、些々たる問題を持ち出して質問する事は参事會員の辭にそんな事を知ら無いかといふお叱りを受ける、議場を煩はさないといふ責任はあると思ひますけれども、

○議長（遠山猛雄君） それでは。私も疑問を持つて居るのです。植前君は参事會員であられるから既に審議に預つて居られて其の程度の事はお判りになつて居られると思ふのであります。之から一々斯うでは困りますので議事の進行上一應お尋ねしたのでありますが、要するに私は参事會の方でどういふ申し合せがあつた、少數意見も發表して宜しい、七人の内たつた一人であれば如何とか、二人か二人以上であれば發表してもいい、とかそういうような何等かの一應話合ひがあつての上かといふ参事會員の話を伺つて居るのです。

○植前香君 先程申し上げましたやうに私も別に申し合せはせといふ事は何もなかつたのでございませう。私は少なくとも其の位は心得て居る積りであります。皆さんからお考へになれば兎に角私自身自惚れかも知れませんが言つて居る積りで居る積りであります。只我々も参事會員ではあります。忙しき體ではあります。し氣の付かん事もございませう。此處で以て聞く位の事は許して貰へるのじや無いかと私は思ふのであります。向今後如何いふ風にするか、或は参事會員が斯くの如き問題に對して民會に於て發言する必要があると考へられる場合に、参事會に於て論議する場合特に其の發言權を留保すべきものかといふ事を此の際はつきり定めて貰へば非常に通り良いと思ひます。

○早瀬精一君 先日來歴次同つて居りますが、参事會員の植前さんが議事録の御催促を屢次なさる。餘り遠くない民會で、民會議員の靴しいといふ事では無いし何時でも行つて督促もし當ては参事會長もして居られたのですから鞭撻もし催促もし議事録位はせつせと作らしたら良いと思ひます。此の議場に臨みまして度々議事録の御催促はお止めになられたら如何ですか。殊に昨年の事變突發以來民團は機構改革の道具立てをした處に事變が突發した爲め此の機構改革をした機能を充分に發揮する事が出来なかつた。其の上連日連夜お手傳ひをして速記録の出来ん事位已むを得んと思ひます。夫れを充分に御存知の前参事會長の植前君から其の事を屢次申し述べられるといふ事は其處に多々あるのじやないかと思ひます。が然し議場の紛糾を避けたいと思ひますので本日迄私は黙つて参りましたのですが、均しく民會前の参事會には必ず民團長の如何いふ方法で臨もうかといふ御相談、大した反對も無いでせうかと此の邊等御相談を受けました参事會の一員であります。然るに拘はらず事務報告の數字迄を多量集まる官憲各位の居られる、傍聴者の居られる處で参事會の人が細かい數字迄述べられるといふ事は、之は決して喋つてはいかんとか發言權は無いといふ事では無く茲に議員として居留民を代表する七名の参事會員としてお考へを願つたら如何かと思ひます。此の點に付て植前君に御一考を煩はしたいと存じます。

○植前香君 頻りに私が事務報告を要求した點御異存でありましたが――催促しなかつたといふのは詭辯であります。――私まさか斯んな事があらうとは思はなかつたのであります。毎年民

會前には配布されるのだから遅くても配つて呉れるだらうと待つて居りましたが配布が無い。て已むを得ず二十二日に旅に立ちました。民會前に歸つて來ましたが歸つて來てもまだ呉れない。私はまだ斯ういふ前例が無いものから斯んな事はなからうと思つて居つたのであります。遅れた事が私自身判つて居れば催促もしたのでありますが、まさか斯んな事があるとは知らなかつたのであります。數字の話がありました。豫算に關聯して参事會でなしに事務報告を受け取つて初めて氣が付いたのです。豫算と關聯のある話だからどうし、聞いて差支へ無いと思ひます。

○古田治四郎君 大分お話を承りましたが、私は此の議案は民團長より無論参事會に諮られたものと思ひます。若し其の席に於て少數意見で通らなかつたから民會で多數で通して見ようかといふ事ならば之は森川さんのいふ通り德義心に訴へて見るより仕方が無いのであります。

又之は参事會が絶対に行政委員會の執行機關と違ふから問ふて宜しいといふ申し合せがあつたか。なかつたか知りませんが、前に嘗つて斯ういふ事がありました。自分の意見が通らんから其の席を離れて民會議員の一人として申し述べられた事があります。少數意見と如何いふやうな行き違ひか知りませんが、参事會員をお辭めになつて自分の御意見を御發表なさるならばさうかと思ひますが、参事會員であつて其の原案、所謂議案を民團長より諮問を受けて止められた、止められんは別ですが、此の議案に對して参事會員の意見と民團長の意見は同一だらうと我々は信じて居ります。夫れにも拘はらずかれこれ云はれると此の議案に對しても信用が置けないと思ひます。此の點を議長から明かにして貰ひたいのであります。参事會員を辭めて發表

しない限り植前氏の意見が正當であつても此の席で諮られる事は甚だ困ります。民會議員少數意見と云はれても判ら無い。此の點を議長から明かにして頂きたいのであります。

○議長（遠山猛雄君） 私からどういふ事も出来ません。

○植前香君 良く判りました。辭めて議論しろといふお話でしたが、青藤田語郎さんが遣られたのですが、辭めるにしても願ひ出て總領事の認可を得なければならぬ。之で頑張らうといふので――將來は斯くの如くして欲しい。然して今回も斯くあれといふ御決定があれば之に服します。

○山田榮治君 私は甚だ僭越な意見を吐くようでございますが、此の民團法の参事會が諮問機關として置かれて居る事は一人の執行機關である民團長に問違ひの無いやうに執行を助けて進行せしめるといふ處に精神があるのじや無いかと思ひます。前の行政委員會とは機能に於ても違ひますし、制度に於ても違ひますが私は少なくも民團長から諮問を受けた時に、又此の民會に臨むべき議案に付て諮問を受けた時に民團長の問違ひの無いやうに、諮問を受けたから夫れに答へるといふよりも進んで参事會に於て民團長を輔佐するといふやうな意味の任務があるのじや無いかと思ひます。

だから少數で破れたからと云つて直ちに議場に出て反對意見を吐くといふ事は法的には定めて無いかも知れませんが、少なくとも德義上吐くべからざるものと考へますので、又色々植前議員から御質問になつて居るような事は――民會議員の方は此の機會より外に公式の質問の機會はありませんが、参事會員としては今後此の議案を實行に移すに付きまして色々民團長

(118)

(117)

(120)

(119)

(121)

より相談を受ける公式の機会がありますから、さういふ席上不審の點があれば發言を許されて居りますから其の席上議案で許された範圍内で訂正もして居ます。少なくも参事會員は参事會で諮問を受けた議案に付て民會で審問なり討論はしないといふ申し合はせにしたいと思ひます。殊に一昨日以來植前議員の連記の事に付きましては――それは現に私自身が参事會で民團長に質問致しました――植前君は欠席されて居つてそれが爲めに議案に加はつて居らないとしても前参事會で控らへて出さないと議場で問題が起りますと云つた際民團長が其の席上出来ない理由を説明されて参事會員はよく諒解して居ります。(「進行」)といふ聲あり)

植前君は欠席されて居りまして棄權されて居つて議場に臨んで議論されるといふ事は如何かと思ひます。

○植前香君 議論はしません早く決めて下さい。

○鹽谷信治君 私は先程貴方が参事會員が注意を發せられた事に對し議員の總意にお尋ねになつては如何かといふ事で各議員の意見を拜聴致しました。處て今更申す迄も無いが諮問機關であつても民團長は提案に先立つて必ずや参事會員諸君の意見を徴するのであります。てありますから参事會員諸君は其の席に於て議員より選ばれた職責上充分民團長に向つて意のある處は述べれば宜しい。然して一旦提案されるに至つては此の民會に於て明かに提案に反對の意見は今迄出て居りません。がさういふ事の出ないように、思ふに意見を述べるには差支へ無いが苟くも提案された以上は明かに反對の意見を述べるといふ時には他の六人の行政委員諸君に諮つて其の同意を得るといふ必要は無いが、てなくば徒らに單に自分一個の意見を注意を喚

(122)

起するといふ程度ならいざ知らず、明かなる反對の意見が………將來若し意見を吐く事に差支へ無いとすれば或は明かに反對の意見が表はれる。此の事を恐れるのではありません。右様な………(賛成)

○議長(遠山猛雄君) 私が決定する問題ではありませんが、質問が長そうなので成るだけ議事の進行を早くしたいと思ひます。参事會の御意見を聞いて見た處申し合はせは無かつたように思はれます。参事會員諸君としての御意見は大體植前君も鹽谷君もお聴きになつていらつしやるだらうと思ひます。民會で取扱ふ別個の問題と思ひまして取敢へず参事會員の他の申し合はせがあつたかなかつたかといふ事が私がお尋ねした點でありまして、當の植前君も聴いて居られたのですから議事の上に云々する私が決定すべき性質のものでありませんから宜敷植前君の正義道徳に一任しまして敢へて貴方の發言を止めません。更に御意見がありますなら

(植前香君「止めます」)

止めるとならば之を打ち切ります。

○志村正三君 先程から色々御意見を伺つて居りますがどの御意見も一應御尤ものやうに考へます。民團行政のやうな斯ういふ風な機構に於て僅かな片手間に遣つて居ります我々が参事會員となり、民會議員となり慎重審議する上に於きまして専門家／＼の立場に於ては相當の意見もあります比較的に其の意見も述べられ無い片手間な参事會員であります。それが参事會に於て不十分な質問であり、之が徹底しなかつた場合に之を民會に於て徹底するやうに聞くといふ事は少しも差支へ無いと思ひます。大體的の見地から云つても差支へ無いのであります

(123)

然し其の質問が私情に關して居るものや無いかといふ事が私自から如何しても居留民の利益の爲めにいかん。死しても尙反對するといふ事が私は最も正しいといふ意味の見解ではないかと思ひます。植前さんも参事會から引續きまして今日迄の御意見を承つて居りますと其の點に於きまして私は遺憾な點が多々あるように感じて居ります。然し植前さんの仰言る事が、私が申します處の之を此の儘に葬つて居つたならかゝる租界居留民の不幸は無い。堂々と反對を唱へて述べて頂きたいと存じます。唯之が些々たる私情關係で斯ういふ風な疑念を抱けば公の爲めに私を減ずるといふ大義から言つて若し御良心に問ふて之が如何かと思はれたら遠慮されたら良いと思ひます。北支の明朗化と共に租界が明朗化せんとする時に當りまして議論を事として持つて居りますので私も参事會員の一員として植前君の御意見として若しも私の申上げましたような考へからどうでも反對しなければならぬといふ點に付ては私も反對を唱ふべく決心して居ります。さういふ風な私の意見からして若しさういふ風な場合には宜しく参事會員を遠慮して遺るといふ事が道義的觀念から行きまして至當ではないかとさういふ風に感じて居ります。之が私の考へ、以上の通りであります。

○植前香君 一言申させて頂きます。お聞きしますと私が如何にも私心を挟んで事を遣つて居るようなお言葉がちよい／＼ありましたので

(森川照太君「皆がそんなに感じて居るようだ」)

私自身から云へば私から見れば貴下方が私情があるように思はれる。貴下方から見ればそう見

(124)

えるかも知れません。又一方から云へば私情が無さうに思はれるてせうしありそうにも思はれるてせうが、併し私は私情を以て言つて居るのではありません。其の點諒解して頂きたいと思ひます。

○議長(遠山猛雄君) そうすると植前君の御自由由に委せる事にして置きます。五分間ばかり休

午後九時四十分休憩

午後九時五十分再開

○議長(遠山猛雄君) (着席) 之より開會致します。日程第十九、第一讀會討論を續行致します御意見がございますればどうぞ此の際に

(慎重審議に行かなくちゃ)といふ聲あり)

○早瀬精一君 居留民の福祉増進に付て慎重審議にしなければならぬ。我々の信頼する参事會員代表者及當事者から二晩に亘つて詳しい説明も聴き、ほゞ之に依つて誠に立派な亦必要なものであるといふ氣持で居りましてどうぞ迅速果敢に議事の進行を計つて頂きたいと思ひます。

○木下秀良君 今年度の予算を見ますに、特に結核予防に付ての予算はありませんが、此の收入の部の歳入の部の第九款の第三の結核患者入院料月三百名平均といふ款がありますが、之より見ますと大體延入員になりますから千四百四十名で、先づ一日七名位しか收容が出来ないのじやないかと思ひますが、段々人口も増へますし相當結核患者は内地より多いようてすし、去年門田君に調べて貰つた統計等を見ますと殆んど内地の約倍になつて居りますが、將來もう少し

(125)

し結核予防に對する方法を講じ予算をもう少し増大して收容人員を増やしたら如何かといふ考へがあるのですが、其の點に付きましてどうも民團は余り考慮を拂つてゐないのじやないかといふ懸念を持つて居ります。實は私は、昨日は五時から開會致しまして自分の職務上出席する事が出来ませんでした。本朝新聞を見ますと御下賜金に付て大體小兒の結核予防にお使ひになるといふようなお話がありました。小兒の結核予防といふものを置く前に考へなければならぬのは小兒が如何にして結核に罹るかといふ事でございませう。之は主に家庭に於きまして感染するのであります。其の家庭に於て一人の患者がおりますと其の患者に金が充分にありますれば隔離をして私立の病院等に入院させて治療をする事が出来る。御承知の如く結核の如き病氣は長くかゝるものでありまして入院して全治するといふ事は少し初期の患者に於ては見られますが、少し進んだ患者に於きましては仲々困難であります。各家庭に於きましては經濟的に治療費が嵩みますので隔離治療する事も出来ず、そんな患者が家に居ります時に其處に小兒が三人、四人居りますと如何に學校衛生の方面に見まして民團長のお考へのやうに御下賜金をして豫防施設を致しますにしても家庭に於て傳染病があらはれたならば如何にもならないのであります。要するに結核豫防といふものは各家庭に於ける長期療養を改良し結核菌を持つ患者を隔離するといふ之が一番必要なるものであります。現在民團に於きまして法定傳染病には豫防法に力を注いで居りますが、結核病所謂居留民の體育に非常なる關係のある結核の豫防法といふのが多少疎かにして居る感が無きにしもあらずであります。結核豫防法案といふものがありまして、日本には相當の施設が整備され此の結核には随分力を入れ居ります。

(126)

ります。昨年以來附屬的に療病院に隔離はして居りますがそれを本年度に於て擴張するやうなお考へも無い様であります。又今度來られた樋口院長も着任早々でありまして意見を出す時期にも至りません。此の豫算を見て私は結核豫防に對する民團の關心が非常に薄いといふ事を感ずるのであります。それで之は今言つて良いか悪いか如何か判らないのですが、共益會の問題もありまして延いては全部が全部租界内の事は民團が遣る事になるでせうから、共立病院の移管問題もありまして學校衛生及び共立病院問題、遺病院、實費診療所といふ總ての衛生問題に付きまして總括的の手段方法を講ずる時期が來ると思ふのであります。其の時に申しても良いと思ひますが――來月になつてから臨時民會を開くそうであります。それ迄に此の點に御考慮を拂つてもう少し結核豫防に付ての豫算を取つて頂きたいと思ひます。即ちもう少しベツトの數を増やして頂きたい。然して結核豫防施設をもう少し擴張して頂きたい斯ういふ考へて居りますが出來れば此の豫算を茲に變更しても良いといふ考へを持つて居ります。夫れに對しての御意見を御伺ひ致しますと思ひます。

○民團長（白井忠三君） 只今の木下君の御意見には民團當局は全然同感であります。實は衛生當局から此の本年度の豫算に現療養所を約倍にする増築の豫算の提出がありましたが一面に豫算の關係もありますし、一面には只今軍病院のバラックが擴張すべき地盤に建つて居りますので、軍のバラックを取り除いて増築出來ないといふ兩方の理由から増築を見合せ只今の病室のバラックを箇所張りにして日光浴の出來るやうな事々にしよう――之が臨時部の處に豫算が出てありますが、そう云つた程度の設備しか已むを得ず出來なかつたのであります。然し冒頭

(127)

に申上げましたように幸に臨時費に對する國庫の多少の補助とか、他の民團の期待して居ります収入とかいふものが入りました場合には是非共お話のやうな施設を出來るだけ整へたい、斯ういふ考へを持つて居ります。

○木下秀良君 豫算を組むに付きまして御都合もありませうが、人口の増へるといふ事は民團の御都合を考へて居りません。人口が増へた爲民團の機構を増大しまして人を雇入れたそうでありまして、斯くの如く吏員が澤山出てになりますからそれと同様に患者も又増へるものと思はれます。今年は出來ないから考へて居るがやらん。又人口が増へたのにやらんといふ事はどうも受け取れないといふ考へがございませう。之は樋口院長から倍にして呉れといふお話があつたのは非常に賛成であります。軍部の御都合でバラックが取り拂はなければ出來ないといふ御都合が非常に出て居ります。之は事實問題でありまして結核患者も相當居ります。之に對して現在のセツや九ツやのベツトで足りるといふ事は絶対に無い譯であります。今都合が悪いから其の内に又考へようといふお考へでは廣義に於ける防疫といふ考へから非常に職責を全ふされ無いのじや無いかと思ひます。御再考を願つて來る四月の臨時民會に於ては所謂總べての衛生機關に對する御研究の上相當のお考へが出ると思ひますが――是非之は實現して頂きたいのであります。只今仰られる事は御都合が悪かつたから今はやつてゐないのだ、其の内に遣るのだ、それは何時遣つて頂けるか判ら無いのであります。是非共四月の臨時民會迄には成案を得て是非共着手して頂きたいと思ひます。

(128)

○議長（遠山猛雄君） 木下君は御希望ですな。

○木下秀良君 増やせといふ事です。希望じやない要求です。

○議長（遠山猛雄君） 要求ならば詰り原案の修正をなさるんですか。

○木下秀良君 此處で出來れば四月の民會に――

○議長（遠山猛雄君） 要求といふ事は今豫算の問題ですから數字に關する事は來月の要求では困ります。具體的にどういふ事業を幾らの豫算を以てして呉れといふ風にして下さい。二讀會に於て修正意見は一括して遣つて頂きたい。

○木下秀良君 少ないから増やせといふ討論なんです。（笑聲）

○議長（遠山猛雄君） 甚だ難しいので、質問か討論かは……

○志村正三君 只今木下君が色々御要求がございまして、參事會員は參事會に於て屢次民團長が衛生問題たる結核兒童の保健に付て心配せられ、兒童の公團といふ事に付ても心配していらつしやる事實を色々私は知つて居ります。結核豫防に付て御下賜金をさういふ方面に是非共使ひたいといふ御意見でございませうが、先程民團長の御答辯のやうに現狀に於ては一寸擴張し兼ねるといふ事で、出來無い事は事實で其の點は保證しますから何卒御安心下さい。

○木下秀良君 それではどういふやうでありますか、民團長から大體何時頃迄に擴張するといふ事をお聞きしたいんです。

○民團長（白井忠三君） 臨時民會迄に――

(130) ○木下秀良君 どうせ今年の内にはぐんぐんと増へると思ひますから、患者も増へるんで去年の儘で置いてくといふ事は考へるものでせう。 ○民團長(白井忠三君) 御熱心なる御希望は十二分に何つて置きます。場所が空きますれば本年若干なり必ず増やす事に致します。場所が空きませんと之は已むを得ませんから其の點は何卒御諒承下さい。 ○木下秀良君 それを聞いて安心致しました。 ○菊地新一君 結核病の事に付て民團長の御答辭に少し疑念があるものであります。結核所の療養所建設は恩賜金を以て建設される、此の御下賜金の積立金に對しては他の便宜の方面に流用されない條件のやうに記憶して居ります。此の問題は小兒も大人も結核に罹るんですが、大人もそういう場合には結核病の收容の費用は恩賜金の積立金は流用なさらない御意見でございますか。 ○民團長(白井忠三君) 昨晩申上げました時に、私は参事會にお諮り致しました時迄は兒童療養學院といふ事はなかつたのでございまして結核療養所の完全なるものを造るといふ風に御下賜金を使ふ事にしたら如何かといふ事を先づ民會から委任を受けて居りました。現在の参事會は只金を積立てると云つた丈で無く、凡そ夫れをどういふ風にして完全なる結核療養所といふものを造るかといふ事であつたのであります。其の後に於て偶々兒童療養學院といふものが滿洲に出来るといふ事を新聞で見ました。私一個の考へとして今の結核療養所を擴張するといふ事より只別個の兒童結核療養學院――病氣を癒し乍ら學校に行く代りに幾分の學問を教へる といふ事で、ヨーロッパの方にはあるそうですが、滿洲には初めて造られるのであります。非常に面白い事を伺ひましたので皆さんの御參考に申上げた次第であります。將來結核療養所を擴張致しますのは御下賜金を以てそちらの方に向ければ一般の會計から置く考へてあります ○木下秀良君 今結核療養所の問題が出ましたからお話致しますが、此處には入院料を取つて居ります。結核患者の入院料として之は當然取る可きものでありまして民團が結核療養所を開設すればそれで差支へ無いと思ひます。御下賜金は慈善事業に使ふといふお話でありますから、之は私が御下賜金を是非結核療養所に使ひたいといふ事は去年から提議して居りますが――所謂結核療養所を有料と無料の二つに分ける、無料の方は御下賜金の方を以て行ふ有料の方は民團の財政で以て行ふといふ風な區別をつけたいと思ひまして、委員會が出来ると思ひますから詳しい話は其の委員會にでも、私が委員になれば致しますが、私がならん場合には誰か外の人に頼んで置きますから、兒童結核療養所といふものが整つて尙且つ兒童の療養學院が出来ると、先づ第一に結核療養所を造るようになりたいと思ひます。其だ餘間に耳やりまして何てございしますが、今其のお話が出ましたので一寸私の意見を申上げて置きます。 ○議長(遠山猛雄君) 外に御意見は (「進行」)といふ聲あり) 御意見かなさそうですが、然らば第一讀會を打ち切りまして本案を第二讀會に移したいと思ひますが(異議なし) 之より第二讀會に入ります。總豫算の歳入一歟つつ行きます。	(129) 歳入經常部第一歟居留民團課金 ○森川照太君 成程詳しい豫算ですし、先日民團長は参事會で審議されたものなるが故に段々説明を伺つて良く判つて居りますから一歟く追つて行つたら時間もかゝります。經常部歳入歳出、臨時部歳入歳出として一括して頂きたいと存じます。(賛成) ○議長(遠山猛雄君) 今森川君から一括してといふ御希望がございましたが (森川照太君「經常部からは非」) 御異議ございせんか、それで宜しうございせんか、 御異議ございせんければ歳入經常部の第一歟から第十三歟迄一括しまして御異議ございせんか。 ○佐藤次作君 此の手續料の營業人力車、語り客用と自用との支那街と英佛租界との交渉は出来無いものでせうか、支那街に對して日本人の出入が相當多いと思ひますが、自動車の際札等は共通のものになさる考へはございせんか。 ○民團長(白井忠三君) 特に人力車に付てといふ譯ではありませんが、自動車の如きは日本人の發展が急速に増して行く今日各國共通自動車の際札料の分け前等が甚だ我々から見ても不當になつて居ります。此の點に付て毎年十二月が協定の時期なので昨年の暮に英國租界が主催と申しますか中心になつて居りますから、適當なる改正案を出したいと思ひまして、其の方の係りの方の御意見を聴きましたが、色んな今軍の方との關係もありまして此の際小さな問題で民團丈の建前で變な交渉をする事はもう少し見合はせよといふ御意見で私は見合はせましたが
(132) 自動車と云ひ、人力車と云ひ今後は非新規の情勢に應じた協定を造り直すといふ考へを持つて居ります。只如何せん、御覽の如く軍用の自動車、トラックが非常に澤山出て無鑑札で通つて居りますので局部的の問題だけを捕へて今云々すべきではないが、軍事行動の一段落を造げると共に適當なる處置を講じる考へてあります。 ○議長(遠山猛雄君) 御異議ございせんか。 (「異議なし」の聲あり) それでは御異議無いものと見まして歳入臨時部に移ります。 第一歟第二、三歟一括して御意見を伺ひます。(異議なし)御異議ありませんか。 (「同」異議ありません) 次は歳出であります。經常部です、之は大方長いようですが一括して 第一歟事務所費 (「成可く順序に造る事にして之も一括して終はうじや無いか」といふ聲あり) 笑聲 御發言が無いようであります。 第二歟會議費(異議なし) 第三歟義勇隊費(異議なし)御意見なし 第四歟警備費(今の處異議なし) 第五歟土木費(異議なし) 第六歟水道費(異議なし) 御異議なし	(131)

(133)

(134)

第七款給水工事費（異議なし、賛成）
第八款埠頭費（異議なし）
第九款衛生費（異議なし） 御異議なし
第十款保潔費（問題なし）
第十一款救助費（問題なし）それから
第十二款、第十三款、第十四款、第十五款は一括致しませう。（異議なし、賛成）
次に歳出に移ります。臨時部第一款、第二款、第三款を一括して議題と致します。
○鹽谷信治君 臨時部の土木費の處で橋梁築造費四萬八千五百弗が出て居りますが、之は大體其の橋は何處に架かつて居りますか、以前の宮島街の處ですか。
○民團長（白井忠三君） 序に昨晚古田君からあの小さな橋に四萬何千弗はどうか、金がかり過ぎはせんかといふ御注意がありました。實は先々年から三萬になりそれが四萬になり――之は物價騰貴で上つて來たのですが、稍私も高い感じが致しまして調べて貰つたんですが決して高くはありません。尤も市中のあゝ二つた橋梁は全部非常時の時に砲車が上を通り得る程度の修築法になつて居ります。平方米が四萬八千弗で、一八四弗になるのであります。之を大阪、東京の復興事業の震災後に造つたのに比べまして三百圓から三百六十圓で、大阪のが二百五十圓から三百圓足らず、鐵筋等は此方が高い、砂、砂利等は大阪が高い斯う云つた點から見ても地盤が内地より良く又震災に對する心配が要らんと云つた點から安く出來て居ります。一寸一聲で聽きますと高いようですが單價の點に付ては高く無いのだそうであり、私の専門外で土木部長の説明を聞いたのであります。
○古田治四郎君 序ですから一寸申上げますが砲車は今の木の橋も通つて居ます。あれで落ちた例はありません。斯ういふ事で一米何千弗か、る様な専門的の工事は大都市で通つて頂き、交通迄止めて假橋迄入つて高いのじやないかと思ひましたが、専門家が専門的な御知識からなさつたのなら私は關係は無いのですから別に御異議は申上げません。本案に賛成致します。（笑聲起る）
○鹽谷信治君 それを聞いて誠に安心致しましたが、特に承りたいのは管外地に於ける道路計畫といふものは孰れあつての上の橋梁築造計畫は出來て居りますか。
○民團長（白井忠三君） 大體之は只今の處まで共益會の方の計畫ですが、共益會の諮問機關と申しますか開發委員會といふものがありまして其の開發委員會に大體諮つた道路計畫案が出來て居ります。結局之は踏襲する事になるだらうと私は考へて居ります。
○早瀬精一君 もう橋の事は申上げたくなのですが、三年前から一人の技師を雇つて居られるといふ事は非常に経費も嵩む事でせうし非常なる不經濟な事であり、今日迄三年間の月給を集めると可成りな額になります。第一流の博士が呼べるだらうと思ひますが過ぎ去つた事は云ひませんが今後一つよく氣をつけて無駄な月給を拂はんようにして頂きたい。處が土木の方では他の仕事をせよと云つても出來ないのであります。餅屋に左官の手傳をせいと云つても充分出來無いのであります。充分御考慮願ひたい。
○民團長（白井忠三君） 承知致しました。

(135)

(136)

○議長（遠山猛雄君） 御異議ございませんか（異議なし）
○議長（遠山猛雄君） 第四款、第五款、第七款迄行きます。
○上田茂君 民團長に御伺ひ致します。道路擴張費が出て居りますがどの方面にどういふ風に還られるんですか。
○民團長（白井忠三君） 之は先年度からの繼續事業で第一の場所は領事館の警察署前を擴げるのです。第二は榮街から旭街の間の此方側を擴げる其の工事費です。お判りになりましたか、（上田茂君「判りました」）
○議長（遠山猛雄君） 第八款團債（異議なし）
第九款、第十款（異議なし） 御異議ございませんか。
御十一款以下（第五款）（異議なし）
御異議ございませんか、（異議なし）
それで第二讀會が終了致しましたので本案を直ちに第三讀會に移しまして採決をとりたいと思ひます。異議ありませんか。
満場一致可決確定、從つて昭和十三年度の總算案は確定致しました。
議事日程第二十總領事より諮問の件といふのがございますが、本案を議題に致します。
○民團長（白井忠三君）（登壇） それでは本議題の御説明を申し上げます。去る三月十九日付をもちまして總領事閣下から私宛に左の公信を頂きましたのであります。
居留民團共益會合併ニ關スル件
「今次支那事變ニ依リ當方面事勢變化ノ結果最早民團及共益會兩立ノ必要ナシト認メラレルニ就テハ此ノ際共益會ヲ民團ニ合併スル事ト致度ニ付右ニ對スル意見ヲ急御指示相成度此段申進ス」
斯ういふ公信を受取りました。就きまして私は參事會に此の公信に對する取敢へず民團當局の態度を決定する爲めに參事會にお諮り致しました。御出席の參事會員は全員ではございせんでしたが、お差支への旅行者がありましたが、御出席の參事會員諸君は誠に機宜に適したお考へである、總領事の思召しに則ふ事が適當であるといふ事を決定致しましたので此の通常民會に之を提案致したのであります。固より重大な問題であり民團の當局から御返事を致す可きと考へまして茲に、民會議場に於て民會議員各位の御意見を決定し願ひまして之を答申上げたいと考へるのであります。
十二分に御審議の程をお願ひ致します。
○菊地新一君 私は前通常民會に於ても述べました如く本租界に執行機關として二元的なる存在の不合理的なるを指摘し速かに之を一元化するの要あるを力説して來たのであります。云ひ換へて申しますと共益會なる不合理な存在は速かに民團に還元し以て明瞭なる租界を建設されん事を主張して來たのであります。急激なる時勢の進展とは申し乍ら今回總領事閣下の大御英斷に依り共益會が民團に還元せられる事に決定し本日茲に其の諮問に預かりし事は居留民の一員として深甚なる謝意と絶大なる賛意を表する次第であります。又此の間共益會の理事諸君は満場

(138)

(137)

一致共益會還元に賛成せられし事は甚だ以て公明正大なる御態度であると存する次第であります。

殊に臼井民團長には共益會理事長をも兼任せられ特に此の間の御事情に精通せられて居るのてあります。坊間傳へ聞く種々なるデマを一切排撃せられ自己の信念に基き正義の爲め斷乎として邁進せられた事は吾人は深く感謝する次第であります。申す迄も無く共益會合併後の民團は名實共に大天津の名に恥じざる大民團となる事なれば明期租界の建設、發展に御努力せられて今後必然起るべき人事問題等に付きましては充分なる御考慮の下に善處せられん事を私は絶大なる賛意と共に又民團當局に希望する次第でございます。(拍手)

○上田茂君 私も只今菊地議員が述べられた如く本問題に付ては多年希望を持つて居りました。租界居留民は擧げて之を一日も早く共益會並に民團が一體となつて租界の明期自治行政が布かれん事を希望して居りました。今回北支の事態の進展につれまして其の併立の必要は無いといふ總領事閣下の賢明なる御觀察の下に此の合併問題を御諮問下さいました事は我々居留民一同誠に喜びに堪へません。茲に私は居留民の代表たる民會議員と致しまして總領事閣下に深甚なる謝意を表する次第であります。と同時に我々議員は満場一致此の提案に賛成したいと思ふのであります。(拍手)

○議長(遠山猛雄君) 先刻から伺ひますのに本諮問案に對して大體御賛成の模様であります。別に他に御意見はございませうか。

(「異議なし」「賛成」の聲あり)

○民團長(臼井忠三君) 民會に於て御賛成でありますれば茲に斯う云つた決議をお願いしたいと思ひます。

へ總領事閣下ヨリ諮問ニ係ル居留民團共益會合併ニ關スル件ハ、今次情勢ニ伴フ適切ノ御處置ト思料セラル、ニ付本民會ハ居留民團ニ於テ直ニ財團法人天津共益會ノ有スル財産及ビ負債ノ包括的寄附ヲ受諾シ、且ツ引續キ其ノ事業全部ヲ繼承センガ爲、之ニ關スル答申、手續並ニ方法ニ付テハ之ヲ一切居留民團長ニ委任ス

右決議ス

斯ういふ意味の御決議願ひたいと思ふのであります。

○議長(遠山猛雄君) 只今民團長より本案の諮問に對する民會の意思を表する爲めに斯ういふ決議文にして纏めたいといふ提案が出て居ります。お聴きの通りです。

「總領事閣下ヨリ諮問ニ係ル居留民團、共益會合併ニ關スル件ハ、今次情勢ニ伴フ適切ノ御處置ト思料セラル、ニ付本民會ハ居留民團ニ於テ直ニ財團法人天津共益會ノ有スル財産及ビ負債ノ包括的寄附ヲ受諾シ、且ツ引續キ其ノ事業全部ヲ繼承センガ爲之ニ關スル答申、手續並ニ方法ニ付テハ之ヲ一切居留民團長ニ委任ス

右決議ス

○民團長(臼井忠三君) 一寸説明を申し上げますが、結局共益會の方が解散の決議をする前に、只今解散の場合の寄附行為の規定がありましてした爲め其の寄附行為の追加改正を先般の理事會で決定致しまして目下監督官廳に申請中でありませう。此の認可は近日中に参ると考へて居

(140)

(139)

ります。然して只今の決議文にあります通り共益會には若干の負債があります。若干の此の負債に對しては債權者側の御同意を一應得る必要があるものであります。此の御同意を得る事は表向きの手段にしまして一面には解散と清算の準備を致す事になると思ひます。それから愈々各債權者の御同意を得まして上で解散の決議と同時に債務、財産を民團に寄附するといふ決議になりまして、之が更に監督官廳を経て外務大臣の認可を得る事になつて居ります。認可を得まして寄附の手續を終つた時が完全な合併が成立する時になるものであります。此の間相當の時間を要するのであります。其の手續の一節々を民會にお諮りして居りましては皆様の時間を費します。之が併合してしまふ迄の手續を私に委して頂きたいのであります。併合しますと同時に機構の改革、豫算の編成に伴ひ若干の條例の改正も必要だと思ひます。それ等は孰れ參事會の御協賛を得まして改正機構並に更正豫算及び必要な條例に付ての御協賛を民會に諮る斯ういふ順序にして頂きたいと思ひます。其の意味に於きまして手續を御一任願ひたい、斯ういふ趣旨でございます。

只今監督官廳から此の寄附行為の變更に就ては電報の御認可が参つて來たそうであります。認可書が郵送て來ますので其の上で理事會で寄附行為の變更の登記を致す事になつて居ります

○議長(遠山猛雄君) 只今の議案を議場に取扱ひ致します。之で今回の第三十一次通常民會の提出しました報告乃至議案は全部御承認と決議を得、總て議了致しましたから書記をして本民會の成績を御報告申し上げます。

○郷野書記(朗讀)

昭和十三年第三十一次居留民會通常會議成績
昭和十三年三月二十七日より同二十九日迄會期三日間に於ける昭和十三年第三十一次居留民會通常會議成績次の如し

一、本會議
二、決議

三、回

第一、昭和十一年度居留民團歳入出決算承認ノ件	承認
第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件	承認
第三、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案	承認
第四、昭和十二年度居留民團歳入出更正豫算案	承認
第五、土地課金條例中改正ノ件	承認
第六、取得課金條例中改正ノ件	承認
第七、特別課金條例中改正ノ件	承認
第八、不動産取得稅條例中改正ノ件	承認
第九、衛生費徵收條例中改正ノ件	承認
第十、水道使用條例中改正ノ件	承認
第十一、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件	承認
第十二、退職給與基金特別會計條例制定ノ件	承認
第十三、天津居留民團長助役條例中改正ノ件	承認

(142)		(141)
第十四、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件		可決
第十五、居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件		可決
第十六、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算案		可決
第十七、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算案		可決
第十八、昭和十三年度退職給與基金特別會計歳入出豫算案		可決
第十九、昭和十三年度居留民團歳入出總豫算案		可決
第二十、總領事ヨリ諮問ノ件		可決
別項ノ通り決議		
議案		二十件
承認		二件
承案可決		十八件
以上		
○議長（遠山猛雄君） 之て本民會の仕事は全部終了致しました。閉會に先立ちまして總領事閣下より本民會に對する御挨拶、乃至今回の離別に際して御挨拶がございます。それより御清聴を願ひます。		
○堀内總領事（拍手） 諸君今回の民會に於ては當地の在留民の劃期的の増加に伴ふ各種の重要な案件が論議されました。殊に其の内で最も重要な共益會を民團に合併するといふ事項に付て、皆さんの民會の意向を私が民團に對して諮問しまして民團長から皆さんの御意向を諮られた。之に對して極めて適切な皆さんの御意向を聽いて茲に監督官廳が考へて居る事は總宜に適して居るといふ御意向を満場一致表明され、監督官廳としましては此の考へて實行せんとする事が一般在留民の希望に副ふ處であるといふ事を確める事が出来まして極めて欣快であります。此の件に付きましては私が一昨年の九月に着任した當時から即ち事變前の翼察政務委員會と日本との合作、之が段々進んで居るといふ事が一昨年の四月支那駐屯軍の増強といふ事を帝國政府が決定した以來私は北支に於ける事態は共益會がつくられた時よりは根本的に變つて來ました。即ち我々は民團を或は租界を帝國の意志に反して返還するといふような事は既に生じて來ないのではありません。之を返還する時には日本人の教育或は宗教或は其の他必要なる事項に付て充分に我在留民の利益を保護するだけの施設を支那側に認めさせる事は問題で無く、必ず出来るといふ事態になつて居ります。然らばさういふ事が不可能であるといふ前提の下に作られた共益會といふものが其の根本に於て存在の理由が無いといふ事を深く考へたのであります。而して此の變體的日支關係の必要に迫られて出來た共益會と民團が二元的に茲に存在するといふ事は色んな點から云つて不便であります。在留民の負擔を増加し其の負擔の不公平を來たすのであり、精神的から云つても在留民の子弟が電燈の商賣で儲けた金で經營されるといふ事は兒童の精神に極めて悪いのであります。附けたり理由として教育事業を民團に經營する場合に兎角民會に於て教師の色々な批評、非難とかつい其處に幾多の弊害が出て來る。之に因つて神聖なる教育が完全に行ひ得ないといふ、第二次的の理由で行はれて居た向を私は前任者から聞いて居ります、斯くの如き今より十數年前ならいざ知らず今日覺醒して居る發達		

(144)		(143)
して居る在留民を代表される處の此の我が民會の恥辱である。私は斯くの如き弊害は我々敬すべき在留民の代表者である民會議員には斷じて無いと信ずるのであります。正當なる批判を致して誤りを正す爲めに行はれると信じて居ります。其の外には何等他意が無い。斯ういふ風な色んな點を考へまして之は遺るべきであるといふ決心をして居りました。事變前に於きましては此の考へを相當廻らして居りましたが、昨年夏に發生致しました今回の事變後に於きましては開設當時に比べて更に特に共益會を作り我が在留子弟の教育をやらすといふ必要は絶対に無いので成可く早く之を實現しようと思つて居りました。爲めに我在留民の人口は事變前に一萬一千、今日二萬或は登録にあげて無いのを加へると二萬五千になるだらうと思ひます。即ち私が着任した時は七千で其の時に比べて約三倍半の増加をして居ります。今や之からの事變後に於て増加して行く在留民はどしどし兒童家族を呼び寄せて居る。従つて此の秋或は夏に或は來年の學年からは此の學年に於て増へる兒童も非常に多いのであります。従つて我在留民の教育機關は非常なる速度で緩和、擴張しなければならぬ斯ういふ必要に迫られて居ります。我在留民は勿論共益會に教育を委して置く事は時代に應じない差し迫つて必要であり、成可く早く遣りたいと思つて居ります。		
恰も私は考慮中に北京に轉任する事になりましたので轉任する前に此の考へは實現した方が私の後任の方に新しく頭を使はれる必要が無いといふ風に考へました。之を實行する爲めに共益會の幹部又は各方面の友人は固より公の職に居られる方も大體賛成であるといふ事を確めまして、私の考へて居る事が間違つて無いといふ事になりまして更に之を確實にする爲めに民團に諮問しまして只今申しましたような民會の御意向を確め得たのであります。茲に合併の仕事は其の軌道に乗りましたが、殘された問題は今迄大過なく過つて居りました共益會の事業を民團が引繼いだ後に於て充分に能率をあげ完全に行ひ得るか如何かといふ事は將來の問題であります。私は此の民團が引き受けた後に於て上手く遺るか如何かに付ては私の確信としては充分上手く遺り得るといふ信念を持つて居りました。之を遺るが爲めには民團當局、今の共益會の幹部は當民會に於て充分の研究と充分の努力をして頂く事を希望して置きます。又同時に合併された後の共益會の吏員幹部以下の方には長年神聖な重要な教育事業團として來られました各位に對しては民團は充分に此の功績を認め、益々將來の取つて行く途に付て充分の考慮を拂ひ我々在留民の教育を長く擔當して呉れた機關の幹部及び吏員の方に對して謝意を表しなければならぬといふ斯う思つたのであります。之からの仕事は私は不日北京に赴任しますので下相談する事は無いが、私の後任が御相談を受ける事とせうから各位に於ては充分に慎重なる御考慮をなさつて萬遺憾ないようになつて居る事を望みます。		
私此の機會に一寸御挨拶申し上げます、私一昨年九月着任致しまして、當地の在留民諸君の福祉を増進するが爲めに幾多なさなくてはならぬ事を常に考へて居りましたが、着任の日淺く考へて居つた事の十分ノ一も實現出来なかつたといふ事は極めて遺憾と存じます。然し幸ひ皆さんの御援助、協力に依つて大過なく色んな難局に處して過つて來たといふ事は茲に皆様の御厚意を謝す次第であります。特に民會としましては民團長制を布くといふ爲に臨時民會を開く、次いで通常民會、之に引續き歴史的の事變に遭遇し居留民の非常なる困難に遭遇し、次いで居留		

民の急激なる増加、事業の發展といふような良い場面に遭遇して斯くの如き難局及び事變に對處する爲め民會としましては色んな公の、民會議員として色んな努力を續けて來られたといふ事に私は總領事として極めて深く感謝する次第であります。尙我國策の遂行を期する爲めには前途遠慮であります。學國一致各自が最善を盡さなければなりません。猶以上の御努力をされん事を切望する次第であります。之で私の挨拶を終わります。

○議長（遠山猛雄君）（登壇） 閉會に先立ちまして一言御挨拶述べさせて頂きます。

民會議員各位には時節柄非常に御多忙の折柄初日以来御出席下さいまして議案に對しては頗る慎重審議、殊に本日は議場に於て從前嘗て見た事の無い黨派的色彩といふもの、空氣が微塵も議場に現はれなかつたといふ事は必ずしも私一人が見る感想でなく、御覽になつた各位が其の感を同じうするものだと思います。私は我々租界の爲めに此の空氣を衷心喜んで願はくば此の空氣を永久に増長したいといふ考への切なるものでございます。連日の御苦勞に對して謹んで御禮を申し上げます。

尙終りに申し上げます事は交通整理が悪かつたので然らざるものを通し、通すべき者を通さなかつたといふ御非難もあつたと思ひますが、どうぞ然る可き駈出しの巡捕に御同情を垂れまして其の點は幾重にも御容赦を願ひたいと存じます。

監督官總領事閣下並に官憲の方に一言御禮申し上げます。御多忙の處連日御出席下さいまして厚く御禮申し上げます。尙離別に際して總領事閣下に一言簡単に離別の言葉を申し上げたいと存じます。

閣下が此の非常時に際して此の天津といふ此の事件の中心に御在任中我々が第三者として想像して居る其の間幾多重要且つ困難、而して此の處置には充分御苦勞なすつたらうと思ひます。其の間如何に之は處置されたか如何なる御功績をあげられたといふ事は特に具體的に論じませんが、其の中心地たる北京に赴任なされ重要な我國策に加ふる帷幄に參與されたいふ事は當地御在任中の閣下の御功績を承認したるうと思ひます。色々非常時ばかり多く私共余り接近する機會もございせんでしたが可成り閣下は豪放不羈といふ風にお話に聞いて居ります。随分時に體をお粗末に使はれせんかといふ事は實は考へられます。閣下の酒は大變お強くて外務省でも有數だと聞いて居ります。私共三十年來の支那生活をして居りまして一寸日本に歸つて見て憂ふべき事は日本人の支那に對する御認識が如何にどの程度であるかといふ事に付ては何時も遺憾に思ふのであります。外務省に於かれまして幾多の人材もございませうが、支那の事に關する認識を得るといふ事は夫れが古い文化を持つて居る國であり、民族である爲め相當之が容易な事ではなからうと思ひます。之を正しく認識する事に依つて正しき國策が生れるのであります。其の點に於て閣下の如きは私は非常に重要欠くべからざる方と存じます。殊に此の際に於きまして私は重大欠くべからざるお體と思ひます。此の意味に於きまして此の上共健康に御自重御自愛あらん事を祈る次第であります。甚だ要を盡しませんけれど一言居留民を代表しまして離別の御挨拶を申し上げます。

民團長及び吏員の方々に御挨拶申し上げます。お氣の毒にもお忙しい時に幾多の今回の豫算が殆んど無修正の儘通過致しました、實に民團長及び吏員各位の御努力の結果を數此の點をお喜び

申し上げます。私共がこれこれ申し上げても勞は酬いられたものと御満足になられて……連日お忙しい處を御苦勞様でした。

此の際一言御挨拶申し上げます。甚だ蛇足のやうに見えますけれども、新聞記者の方々にはお忙しい處を連日遅く迄御出席下さいまして誠に有難う存じました。天津の民會は御覽の通りの田舎の民會でありまして芝居が下手であります。御覽の通りの儘に狀況は活氣を呈して居ります。一寸此の間若し御難題する處があれば充分御批判なり御指導なりをお願い致します。此の際御禮を申し勞々希望を述べ置きたいと思ひます。（拍手）

○森川照太郎君 私は僥越てございしますが年長議員でありますので、民會を代表しまして議長の連夜の巧妙なる處置の勢に對して感謝の意を表します。（拍手）

○民團長（白井忠三君） 只今議長が民會を代表せられて私初め吏員一同に過分のお言葉を頂きまして誠に感激の至りに存じます。實際議長の御言られる如く各議員の議案に對する御熱心なる御審議並に理解ある御處置を得ました事は私共に取りましては百年の勞苦が酬ひられたのである事を感じるのであります。更に此の點から之に一層私共は緊張致しまして殊に時局に對する認識を深めて居留民各位の福祉増進といふ事一本槍の事に更に色々努力したいと考へて居ります。厚く茲に御禮の意を表する次第であります。（拍手）

○議長（遠山猛雄君） 之にて閉會に致します。誠に御苦勞様でございました。

午後十一時二十分閉會

以上

昭和十三年 第三十一次居留民會通常會議事速記録附錄

昭和十三年第三十一次居留民會通常會に於て議決したる諸事項及昭和十二年度決算報告書並に昭和十四年度居留民團歳入出豫算左の如し

（一） 天津居留民團會計検査報告

一、検査セシ日時 昭和十二年十一月十日

一、帳簿並に證據書 昭和十一年度自十一月同十二月同十二年度自四月一般會計及特別會計右検査致候處違法違算ノ出納無之候間居留民團法施行規則第九拾七條ニ依り及報告候也

昭和十二年十一月十一日

天津居留民團會計検査委員

上 田 次 茂

伊 丹 野 郎

全 長 野 郎

全 伊 丹 野 郎

天津居留民會議長 遠山猛雄殿

（二） 昭和十年度居留民團歳入出決算

歳 入

(149)		(150)	
一、銀九拾四萬參千七百貳拾參圓七拾七仙也 計銀壹百拾萬六千四百九拾五圓四拾壹仙也 出 歳 一、銀五拾六萬六千五百八拾七圓八拾七仙也 一、銀貳拾參萬六千貳百八拾貳圓貳拾貳仙也 計銀八拾萬貳千八百七拾貳圓九仙也 差引銀參拾萬參千六百貳拾五圓參拾貳仙也 (決算表省略) (三) 昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算 歳 入 一、銀七千弗也 計銀七千弗也 出 歳 一、銀七千弗也 計銀七千弗也 昭和十二年度へ繰越 (決算表省略)		一、銀六萬五千弗也 計銀六萬五千弗也 出 歳 一、銀六萬五千弗也 計銀六萬五千弗也 (決算表省略) (四) 昭和十二年度居留民団歳入出追加豫算 歳 入 一、銀六萬五千弗也 計銀六萬五千弗也 出 歳 一、銀六萬五千弗也 計銀六萬五千弗也 (決算表省略) (五) 昭和十二年度居留民団歳入出更正豫算 歳 出 一、銀七拾壹萬八千五百六拾九圓參拾五仙也 一、銀四拾五萬八千貳百六拾四圓六拾五仙也 計銀壹百拾七萬六千八百參拾四圓也 (豫算表省略) (六) 取得課金條列中改正ノ件 一、取得課金條列中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	
臨時部	臨時部	臨時部	臨時部
常時部	常時部	常時部	常時部
部	部	部	部

(151)		(152)	
一、第二條中課率ヲ左ノ通り改ム 年 取 得 額 壹千貳百弗 壹千貳百弗以上壹千五百弗迄 壹千五百弗 壹千五百弗以上貳千弗迄 貳千弗 貳千弗以上貳千五百弗迄 貳千五百弗 貳千五百弗以上參千弗迄 參千弗 參千弗以上四千弗迄 四千弗 四千弗以上五千弗迄 五千弗 五千弗以上七千弗迄 銀 六 弗 前項課金額ニ千貳百弗ヲ超ユル額ノ千分ノ六ヲ加フ 銀 七 弗八拾仙 前項課金額ニ千五百弗ヲ超ユル額ノ千分ノ八ヲ加フ 銀 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ貳千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ十ヲ加フ 銀 拾 六 弗八拾仙 前項課金額ニ貳千五百弗ヲ超ユル額ノ千分ノ十二ヲ加フ 銀 貳 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ參千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ十八ヲ加フ 銀 四 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ四千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ二十四ヲ加フ 銀 六 拾 四 弗八拾仙 前項課金額ニ五千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ三十ヲ加フ		七千弗 七千弗以上壹萬弗迄 銀 百 貳 拾 四 弗八拾仙 前項課金額ニ七千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ三十六ヲ加フ 壹萬弗 銀 貳 百 參 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ壹萬弗ヲ超ユル額ノ千分ノ四十二ヲ加フ 壹萬五千弗 銀 四 百 四 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ壹萬五千弗ヲ超ユル額ノ千分ノ四十八ヲ加フ 貳萬弗 銀 六 百 八 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ貳萬弗ヲ超ユル額ノ千分ノ五十六ヲ加フ 貳萬弗以上 銀 八 百 八 拾 貳 弗八拾仙 前項課金額ニ貳萬弗ヲ超ユル額ノ千分ノ六十四ヲ加フ 二、第三條ヲ左ノ通り改ム 第三條 本課金負擔義務者ハ毎年二月末日迄ニ一ケ年ノ收入豫算額ヲ申告スヘシ但新ニ負擔義務ヲ生シタル者若クハ收入額ニ變更アリタル者ハ一週間内ニ之ヲ申告スヘシ前項ノ收入額トハ一定ノ俸給ヲ受クル者ニ付テハ本俸手當、賞與及其他ノ收入ヲ通算シタル額トシ其他ニ在リテハ總收入額ヨリ必要ナル經費ヲ控除シタルモノトス期日内ニ申告ヲ爲シタル者ニシテ課金調査委員會ニ於テ之ノ申告額ヲ相當ト認メタル	
課金額	課金額	課金額	課金額

(154)

(153)

者ノ取得額ハ其申告額ヨリ十分ノ二ヲ控除シタルモノトス
申告ヲ爲サル者又ハ申告額不相當ト認ムル者ノ取得額ハ課金調査委員會之ヲ認定ス
但工巡費徴収條例第一條第二項ヲ適用スルコトアルヘシ

三、第四條中「取得高」ハ「取得額」ト改ム

四、第七條中「第一期自四月三十日限り」トアルヲ「第一期自四月五月三十一日限り」ト改ム

(七) 特別課金條例中改正ノ件

一、特別課金條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ヲ左ノ通り改ム

第二條 本課金ノ賦課率ハ日本藝妓、帶間ニアリテハ花代ノ百分ノ十、酌婦ニアリテハ花代ノ百分ノ六トス

(八) 不動産取得稅條例中改正ノ件

一、不動産取得稅條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一、本條例名ヲ「不動産取得課金條例」ト改メ條文中「本稅」トアルハ「本課金」ト改ム
二、第二條ニ左記第五號ヲ加フ

五、買戻約款附賣買又ハ賣渡擔保ノ契約ニ依ル原主ノ權利回復

三、第四條第一項中「所有權ノ取得」トアルハ「所有權又ハ永借權ノ取得」ト改ム

四、第四條第二項トシテ左記一項ヲ加フ

買戻約款附賣買又ハ賣渡擔保ノ契約ニ依ル權利取得ハ前項前段ノ課金ヲ賦課ス

五、第五條中「土地建物届出摘要簿抄本ヲ添ヘ」トアルハ之ヲ削除ス

(九) 衛生費徴収條例中改正ノ件

一、衛生費徴収條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一、第三條中「衛生費ハ毎月左ノ等級ニ依リ之ヲ徴収ス(昭和三年三月改正)」トアルヲ「衛生費ハ毎月左ノ等級ニ依リ之ヲ定ム」ト改ム

二、第四條ヲ左ノ通り改ム

第四條 衛生費ハ左ノ四期ニ分チ之ヲ徴収ス

第一期	自四月	至六月	五月卅一日限り
第二期	自七月	至九月	八月卅一日限り
第三期	自十月	至十二月	十一月卅日限り
第四期	自一月	至三月	二月末日限り

(156)

(155)

(十) 水道使用條例中改正ノ件

一、水道使用條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一、第一條「上水ハ左ノ區別ニヨリ天津日本專管居留地内ニ供給ス」トアルヲ

「上水ハ左ノ區別ニ依リ天津居留民團地區内ニ供給ス」ト改ム

二、第二章ノ各條ヲ左ノ通り改ム

第六條 給水裝置ノ工事ヲ爲サントスルモノハ豫メ民團ニ届出ツヘシ

第七條 給水裝置ノ工事ハ民團之ヲ設計施工シ其ノ費用ハ總テ請求者ノ負擔トス

但シ請求者特ニ民團ノ承認ヲ受ケタル時ハ量水器以下ノ流末工事ニ限り自ラ

施工スルコトヲ得

第八條 前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ材料設計及工事ノ検査ヲ受ケヘシ

前條第三項ノ検査ニ對シテハ左ノ手数料ヲ徴収ス

一、鉛 管 一節ニ付 銀三十仙

二、鐵 管 六十五ミリメートル以下 銀三十仙

一本ニ付 銀三十仙

三、水 栓 類 一個ニ付 銀二十仙

四、竣工検査工事 一個ニ付 銀二兩以上

五、前各號ニ該當セサル物件ノ検査ヲ要スル場合ハ民團ニ於テ適宜之ヲ定ム

第九條

給水裝置ノ工事費ハ民團ノ設計ニヨル概算額ヲ前納スヘシ但シ官公署其他必要ナシト認メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ概算額ハ工事完成後精算ノ結果過不足アルトキハ之ヲ還付又ハ追徴ス

工事着手後其ノ請求ヲ取消シタルトキト雖モ既ニ要シタル工費ハ之ヲ返還セ

ス

第十條

給水裝置ノ位置民團ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアル

ヘシ

前項ニ依リ位置不適當ト認メ移轉變更セシメタル費用並ニ工事施工ノ結果工

作物ノ復舊ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス

第十一條

給水裝置ノ位置又ハ工事ニ關シ第三者ヨリ異議アルモ民團ハ其ノ責任任セス

民團施工ニ係ル給水裝置ノ工事竣工後三月以内ニ生シタル故障ハ民團ノ費

用ヲ以テ修繕ス但シ使用者ノ故意過失又ハ不可抗力ニヨル故障ハ此ノ限ニ在

ラス

第十二條

他人ノ給水管ヨリ支管ヲ分岐セントスル者ハ原管所有者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

支管給水管給水管ノ位置ヲ變更シ又ハ撤去セントスルトキハ五日以前ニ支管

所有者ニ通知スヘシ

此ノ場合ニ於テ支管所有者ハ民團ニ對シ支管ノ撤去若クハ敷設替ノ請求ヲ爲

(157) スヘシ 三、第十五條第三項ヲ左ノ通り改ム 私設消火栓ハ請求ニヨリ之ヲ設置ス其ノ工事並ニ費用ニ付テハ「第六條ヲ準用ス」トアルヲ「第二章各條ヲ準用ス」ト改ム 四、「第十條」ヲ「第十三條」トシ以下順次繰下ケ最後ノ「第三十三條」ヲ「第三十六條」ト改ム 五、第五章「徵收」トアルヲ「使用料」ト改ム 六、「第二十九條」ヲ「第三十二條」トシ左ノ通り改ム 第三十二條 左ノ各號ニ該當スルモノハ施工完了迄給水ヲ停止ス 一、量水器又ハ給水裝置破損ノ場合民團ニ於テ取替又ハ敷設替ヲ要求スルモノニ應セサルトキ 二、給水裝置施工後加工物ヲ設ケ成ハ其ノ他ノ障害ノ爲メ量水器ノ位置不適當ト認メ民團ニ於テ其位置變更ヲ要求スルモノニ應セサルトキ 三、量水器入孔内ニ汚水流入シ民團ニ於テ其ノ改造又ハ修繕ヲ要求スルモノニ應セサルトキ (十一) 御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件 一、御下賜金記念事業費特別會計條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	(158) 一、第二條ヲ左ノ通り改ム 第二條 居留民團ハ昭和十年度以降五ヶ年内ニ銀壹萬弗ニ達スル迄毎年銀五千弗以上ヲ一般會計ヨリ積立金ニ繰入ルモノトス (十二) 退職給與基金特別會計條例制定ノ件 一、退職給與基金特別會計條例ヲ左ノ通り定ム 第一條 本民團ニ退職給與基金ヲ設ケ之ヲ特別會計トス 第二條 基金ハ吏員及雇員ノ退職給與金支給ノ目的ヲ以テ毎年一般會計ヨリ銀壹萬弗以上ヲ繰入レ積立ツルモノトス 第三條 基金ハ退職慰勞金給與規程ニ基キ之ヲ支出ス 第四條 基金ヨリ生スル利息ハ之ヲ基金ニ編入ス 第五條 本基金ノ收支決算ハ毎年度一般歳入出決算ト同時ニ居留民會ニ提出スルモノトス 附 則 本條例ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス (十三) 天津居留民團團長助役條例中改正ノ件 一、天津居留民團團長助役條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 一、條例名ヲ居留民團長、助役條例ト改メ各條ヲ左ノ通り改ム
(159) 第一條 本民團ニ居留民團長、助役ヲ置ク 第二條 居留民團長、助役ノ任期ハ四年トス 第三條 居留民團長ノ年俸ハ銀壹萬弗以上銀壹萬五千弗以下トシ參事會之ヲ定ム 其ノ他ノ給與ニ關スル規程ハ參事會之ヲ定ム 第四條 助役ノ年俸ハ銀六千弗以上銀八千弗以下トシ居留民團長之ヲ定ム 其ノ他ノ給與ニ關スル規程ハ參事會之ヲ定ム 第五條 居留民團長、助役ノ退職慰勞金ハ居留民會ニ於テ之ヲ決定ス (十四) 天津居留民團會計主任條例中改正ノ件 一、天津居留民團會計主任條例中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 一、條例名ヲ會計主任條例ト改メ第三條中「民團長」トアルヲ「居留民團長」ト改メ第四條ヲ加フ 第四條 會計主任ノ退職慰勞金ハ居留民會ニ於テ之ヲ決定ス (十五) 居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件 居留民會ニ於テ議決セル民團ノ條例、規程、規則條文中其趣旨内容ニ變更ヲ來サザル範圍ニ於ケル形式及字句ノ更正ヲ參事會ニ委任スルコト (十六) 昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出豫算	(160) 歳 入 一、銀壹萬參千貳百八拾貳弗八拾仙也 一、金貳千圓也 計 銀壹萬參千貳百八拾貳弗八拾仙也 金貳千圓也 歳 出 一、銀壹萬參千貳百八拾貳弗八拾仙也 一、金貳千圓也 計 銀壹萬參千貳百八拾貳弗八拾仙也 金貳千圓也 (豫算表省略) (十七) 昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歳入出豫算 歳 入 一、金貳千七百貳拾九圓六拾參錢也 計 金貳千七百貳拾九圓六拾參錢也

(162)

(161)

歲 出

一、金貳千七百貳拾九圓六拾叁錢也
計金貳千七百貳拾九圓六拾叁錢也

(豫算表省略)

(十八) 昭和十三年度退職給與基金特別會計歲入出豫算

歲 入

一、銀壹萬五千弗也

計銀壹萬五千弗也

歲 出

一、銀壹萬五千弗也

計銀壹萬五千弗也

(豫算表省略)

(十九) 昭和十三年度居留民團歲入出總豫算

歲 入

一、銀壹百零貳萬五千五百五拾八弗也
計銀壹百參拾叁萬參千九百九拾壹弗參拾仙也

計銀壹百參拾叁萬參千九百九拾壹弗參拾仙也

歲 出

一、銀八拾六萬壹千六百八拾壹弗也

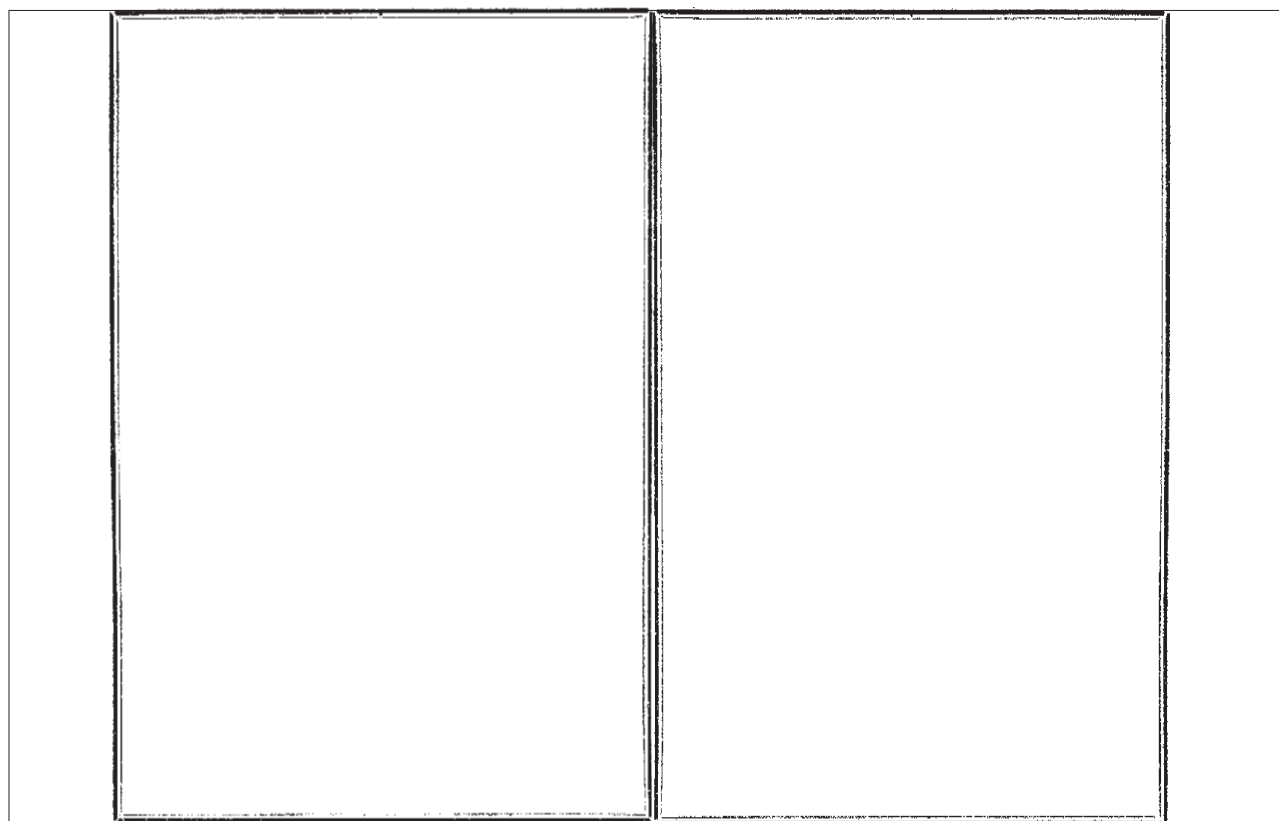
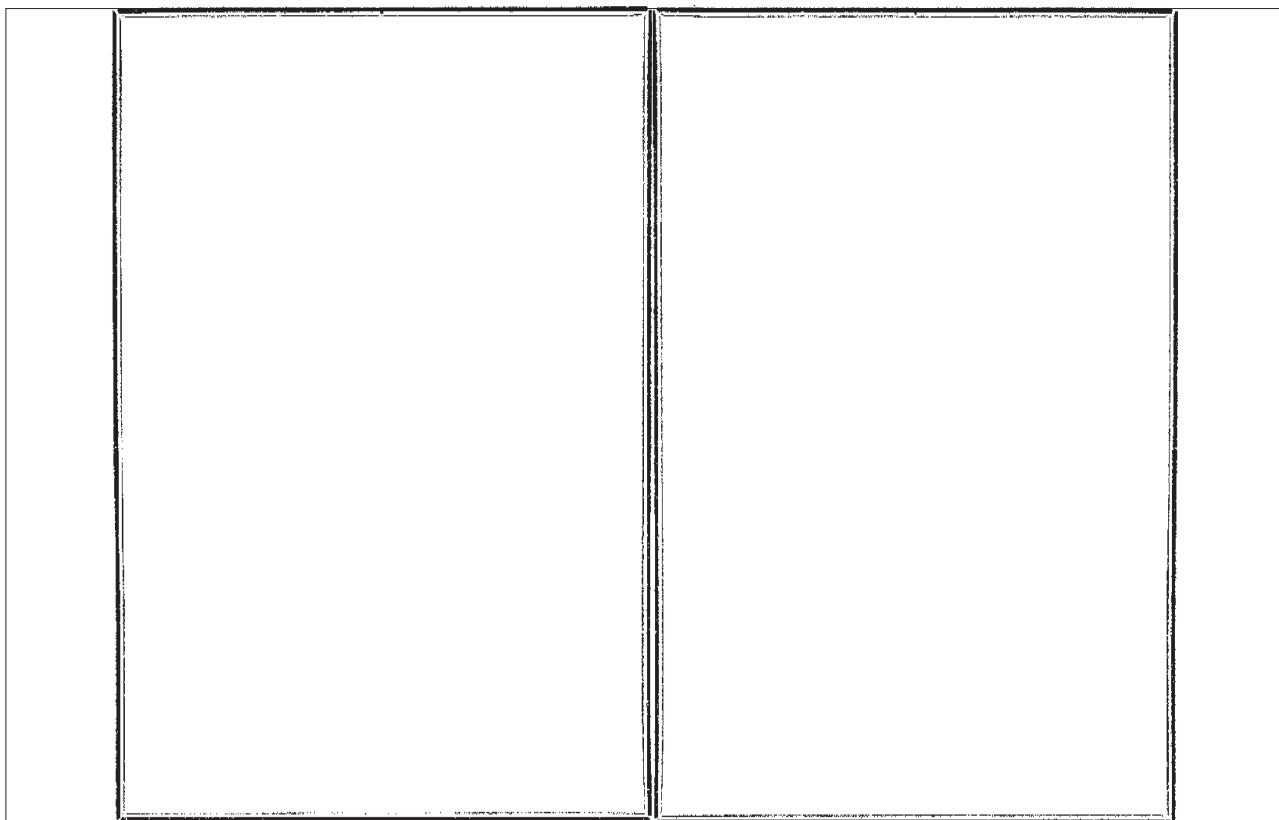
計銀四拾七萬貳千參百拾弗參拾仙也

計銀壹百參拾叁萬參千九百九拾壹弗參拾仙也

(豫算表省略)

臨 經
時 常
部 部

臨 經
時 常
部 部



昭和十三年第三十一次居留民會通常會要錄

- 一、議 員 定員三十二名
- 二、會 期 自昭和十三年三月二十七日
至全 年三月二十九日 (三日間)
- 三、會 場 公會堂
- 四、成 績 省略す
- 五、議長及會議係

議 長	遠 山 猛 雄
副 議 長	龜 澤 省 朗
民 團 長	白 井 忠 三
書 記	郷 野 圭 治
速 記	山 下 圭 子
	菊 池 萬 龜 子

